



更生保護法人日本更生保護協会2022年度休眠預金活用事業

公益社団法人東京社会福祉士会
「立ち直りを支える
地域支援ネットワークづくり」
(2023~2025)
にかかると活動報告

令和8年2月



公益社団法人 **東京社会福祉士会**
Tokyo Association of Certified Social Workers



更生保護法人日本更生保護協会2022年度休眠預金活用事業

公益社団法人東京社会福祉士会
「立ち直りを支える
地域支援ネットワークづくり」
(2023~2025)
にかかると活動報告

令和8年2月



公益社団法人東京社会福祉士会
Tokyo Association of Certified Social Workers

もくじ

ご挨拶.....	5
Chapter 1 事業の実施状況に関する報告.....	7
Chapter 2 研修に関する報告.....	11
<研修内容>	
・窃盗症（クレプトマニア）のある人の社会へのつなぎなおし支援（藤野京子氏）.....	12
・性依存治療の最前線～再犯防止のアプローチ～（安藤久美子氏）.....	14
・矯正における動機付け面接（外川江美氏）.....	17
・発達障害・知的障害のある人の支援者のための“暮らしのルール”の伝え方（南口美美氏）.....	20
・解決志向アプローチを学ぶ（黒沢幸子氏）.....	22
・特殊詐欺事犯者一犯罪関与プロセスの類型化と処遇への示唆の試み―（大場玲子氏）.....	24
・伴走型支援を学ぶ（奥田知志氏）.....	26
・拘禁刑下の矯正処遇等について（吉弘基成氏）.....	28
・未理解同調性と対象者理解（脇中 洋氏）.....	30
・新しい更生保護制度（小西暁和氏）.....	32
・「助けて」が言えない子どもたち～市販薬と大麻の乱用・依存を例に～（嶋根卓也氏）.....	34
Chapter 3 広域ネットワークづくりに関する報告.....	35
Chapter 4 支部活動に関する報告.....	61
①あだち支部.....	62
②おおた支部.....	66
③江東支部.....	71
④杉並支部.....	74
⑤世田谷支部.....	78
⑥西多摩支部.....	81
⑦三鷹武蔵野支部.....	83
⑧北区支部.....	86
Chapter 5 広報に関する報告.....	89
Chapter 6 事業の評価に関する報告.....	99
あとがき.....	105

ご挨拶

本報告書を手にとっていただいた皆さまに、心より感謝申し上げます。

東京社会福祉士会「立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部」は、日本更生保護協会2022年度休眠預金活用事業「立ち直りを支える地域支援ネットワーク創出事業」として採択を受けた3か年の時限事業として、2026年2月をもってその活動期間を終了いたします。

本事業は、罪を犯した人や非行をした人が地域社会から孤立することなく、一人の住民として平穏に暮らせる「再出発の土壌を整地すること」を目的にスタートしました。当初、私たちが直面したのは、更生保護や福祉の間にも存在する「制度の谷間」や、目に見えない心理的な壁でした。

この3年間、私たちは「地域支援ネットワークづくり」という旗印のもと、司法と福祉の専門職、そして地域住民が顔の見える関係を築くための対話を重ねてまいりました。

1年目は、現状の課題を浮き彫りにするための調査と関係構築に奔走しました。

2年目は、実践的なケース検討や研修会を通じ、具体的な「支えの手法」を模索しました。

そして最終年度となる3年目は、これまでの活動を点から線へ、線から面へと広げ、持続可能な協力体制を構築するために、ソーシャル・アクションを含め有効なアプローチを探ってきました。

活動を通じて、私たちは確信しました。

「立ち直り」とは、本人の努力にのみ焦点を合わせる行為ではなく、犯罪や非行という「現象」が出現する構造にまで立ち返って、支援者自らにもベクトルを向ける行為です。

罪を犯した人や非行をした人が被る差別や抑圧、排除と向き合い、手当てしながら、受け入れる側の地域の理解を醸成し、多機関が多層的に関わるネットワークを創り、時にその在り方を問い、より良いものにしていこうとする営みです。社会福祉士がコミュニティの「結節点（ハブ）」としての役割を果たすことの重要性も、改めて再認識するに至りました。

ネットワークづくりは「〇名が助かりました」などというように、即時に数字として現れる活動ではありません。個別支援事例のように、一人の具体的なケースを中心に、地域住民や多様な関係者が柔軟につながっていく「本人中心」のコミュニティづくりこそが、何より重要です。制度の隙間からこぼれ落ちる当事者を見過ごさないための、しなやかなネットワークが求められています。

休眠預金という貴重な財源を活用させていただいた本事業は、形式上はここで一つの区切りを迎えます。しかし、私たちがこの3年間で培った信頼関係や、蒔いた“支援の種”が消えるわけではありません。むしろ、ここからが本当の意味での「地域共生社会」へ向けてのチャレンジの始まりです。

最後になりましたが、本事業の推進にあたり、多大なるご尽力を賜りました日本更生保護協会をはじめとする関係諸機関の皆様、運営を支えてくださった委員の皆様、そして何より、現場で共に歩んでくださったすべての皆様に、深く敬意と感謝の意を表します。

本報告書が、これからの更生支援、そして誰もが排除されない地域づくりに携わる皆様の一助となれば幸いです。

2026年2月

公益社団法人東京社会福祉士会

立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部部長 生駒友一

Chapter 1

事業の実施状況 に関する報告

公益社団法人東京社会福祉士会が本事業を立ち上げるに当たって構想した「**事業デザイン**」及びその具現化に向けて掲げた「**目標**」をいま一度振り返ったうえで、**事業の実施状況**について報告します。

東京社会福祉士会会員の社会福祉士が、過去に犯罪や非行をした人の支援についてどのような経験と意識を持っているかについて、**事業開始前と事業終結時点のアンケート**及び事業として実施した研修における**受講者アンケート**の結果をそれぞれ比較対照することで、**本事業が社会福祉士（本会会員）に対してどのような影響を及ぼしたのか**をみていきます。

また、研修、広域的なネットワークづくりの取組及び支部活動報告については、後の章で詳細に報告しますが、本章では事業全体としての取組や実施の状況をまとめます。

1 本事業の概要(当初の目的)

(公社)東京社会福祉士会には、有志の活動組織として地区社会福祉士会(以下「地区会」という。)がある。社会福祉士としての専門職倫理に基づき、地域福祉の増進という観点から、各地区会の所在する区市町村において、再犯防止の枠組みの内外で活動している組織と協働し、罪を犯した過去を持つ人たちも巻き込んだ支え合いの場を設けていく。

具体的な活動は、各地区会の独自性に基づいて枠組みと連携先とを決定していくこととなるが、例えば、保護司会、更生保護施設、社会福祉協議会等、更生保護及び地域福祉の関係者と協働して、罪を犯した過去を持つ人たちの居場所・安心して相談できる場づくりや、罪を犯した過去を持つ個々人のスキルや知識を生かした活動を、地域に根差して行うことを想定している。

こうした活動を通じて、罪を犯した過去を持つ人たちが悩み事や困りごとを抱えることなく、必要な社会資源につながりながら、安心して社会生活を送れるようにすることを目指す。

2 事業デザイン

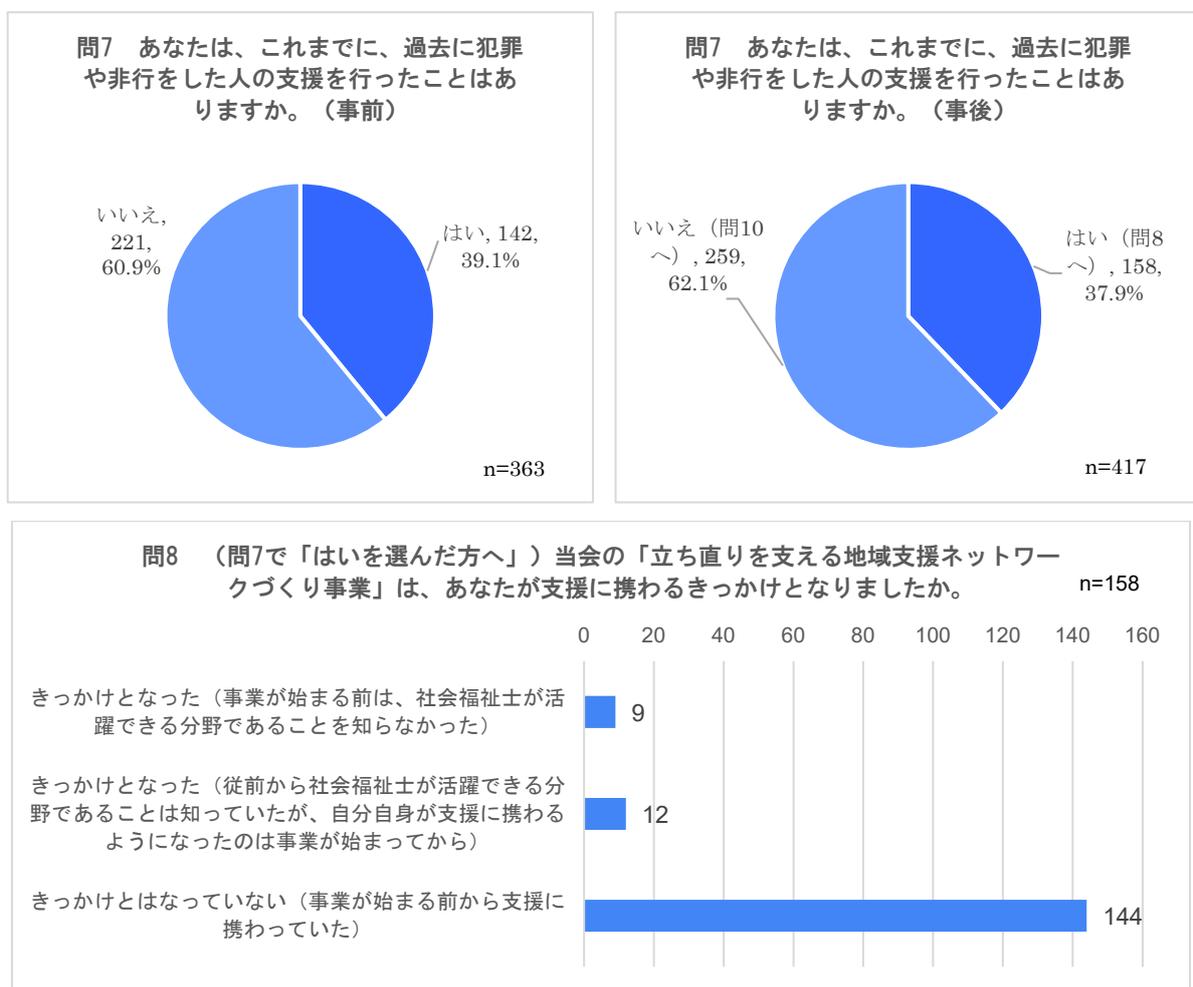
- ・事業部においては、研修、広域的なネットワークづくりの取組、広報活動、ソーシャルアクションを行う。
- ・3年間を通じて10地区において地区会と連携できる支部を設け、それぞれの地域の実情を踏まえた支援のネットワークを構築していく。

3 短期アウトカム(事業期間の3年間で達成したい目標)

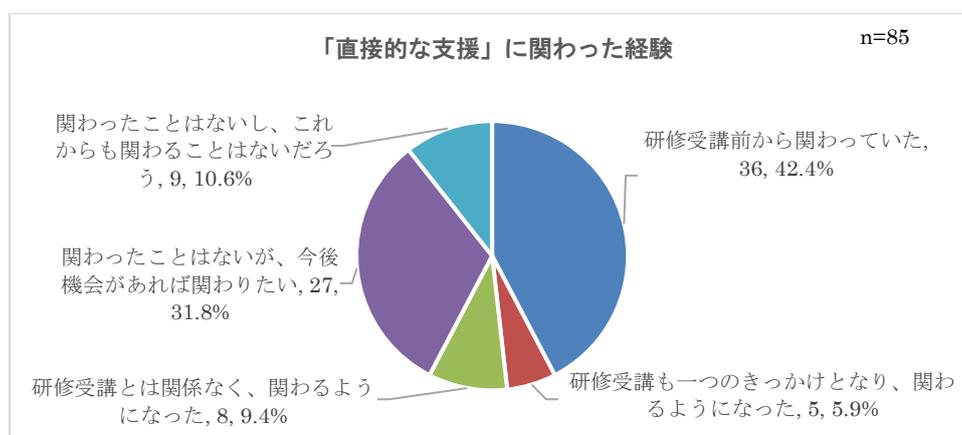
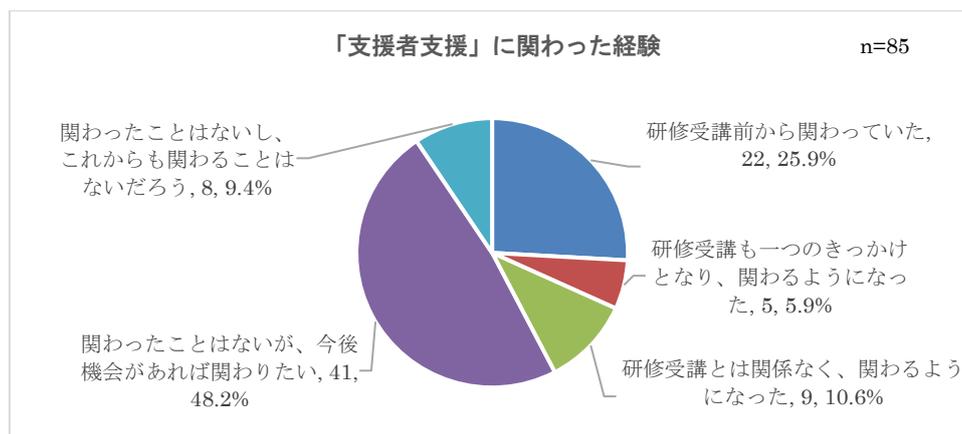
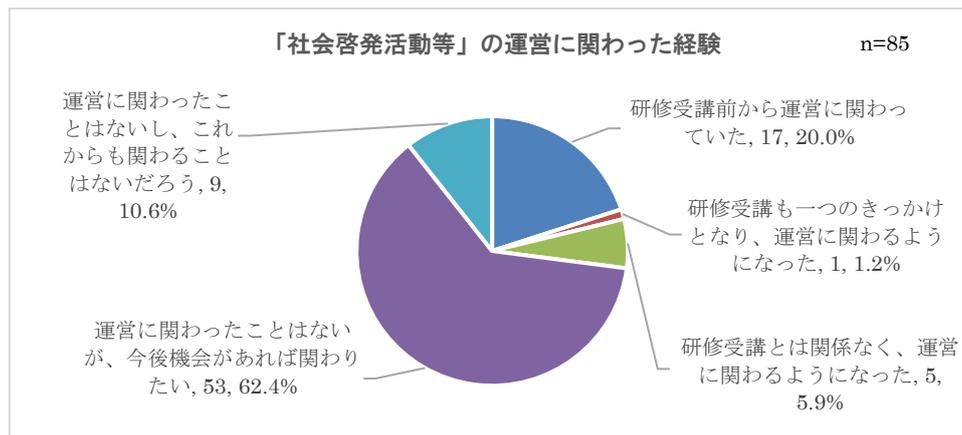
- ・01 会員の社会福祉士が、罪を犯した人の支援に関心を高め、実際に何らかの関わりを持つようになる。
- ・02 犯罪や非行に関与する等生きづらさを抱えた人が、社会福祉士が介在した支援とつながり、ウェルビーイングが向上する。
- ・03 地区社会福祉士会が、本事業の支部として参画し、罪を犯した人の支援活動に取り組む。
- ・04 地域の関係機関(行政・福祉など受け入れに関する機関中心)が、社会福祉士と連携して、罪を犯した人の支援を継続的に行うようになる。
- ・05 東京都で活動する(生活困窮・障害・医療・司法などの複数分野の)支援団体が、罪を犯した人の支援に関する意識を共有し、支援拡充に向けた取組みをする。
- ・06 自団体が(アウトカム01~05の活動を通して)連携の呼びかけ役となり地域資源の関係性の広がりや質を向上させるとともに、自治体等関係機関に積極的な協力を求め、活動から派生するつながりが持続可能なものとなるよう基盤を作る。

4 会員アンケートの結果

事業開始前の2023年10月に行った会員アンケートの回答者は363名、事業終了前の2025年10月に行ったアンケートの回答者は417名で、回答者数は54名増加し、事業開始前の約115%になった。回答者数の裾野が広がったこともあってか、「支援経験がある」と答えた割合は事業開始前よりも事業終了前の方が低く、1.2ポイントの減少となった。一方、事業終了前のアンケートにおいて、「本事業が支援に携わるきっかけとなった」と回答した人は21名おり、うち9名は、「本事業を通じて、立ち直りを支える活動が社会福祉士の活動分野だということを認識した」とのことで、一定の啓発効果はあったといえる。



また、本事業において実施した研修への参加者のうち、東京社会福祉士会会員224名を対象としたアンケートには85名が回答を寄せた。このうち、「社会啓発活動等の運営に関わるようになった」人が1名、「支援者支援に関わるようになった」人及び「直接的な支援に関わるようになった」人がそれぞれ5名いた。また、「今後機会があれば関わりたい」と答えた人は、「社会啓発活動等」については53名、「支援者支援」は41名、「直接的な支援」は27名おり、将来の支援の可能性を前向きに捉える回答が一定程度あったことは、本事業の成果の一つであるといえる。



5 事業の成果

- ・事業部においては、研修13回（延べ参加者数1,456名）、広域的なネットワークづくりの取組3回（延べ参加者数191名）、ホームページの特設ページ及び広報誌発行を主とした広報活動、ソーシャルアクションを行った。
- ・支部の設立状況は、1年目に5地区（あだち、おおた、江東、杉並、西多摩）、2年目に2地区（世田谷、三鷹武蔵野）、3年目に1地区（北区）であり、地区会と連携して活動を展開し、地区ごとに特色あるネットワークづくりを行った。

Chapter 2

研修に関する報告

本事業では、東京社会福祉士会会員ならびに広く関係者全般を対象に、司法福祉分野の最新情報や対象者とのかかわり方のスキルを体得できるように、①司法福祉分野で活かせる対人援助のコツや留意点を学ぶ「基礎分野研修」、②犯罪類型ごとの立ち直り支援のアプローチや法制度の最新情勢等を学ぶ「専門分野研修」を実施しました（下表）。

表 本事業で実施した研修一覧

実施年月	テーマ	講師	区分/形式	
'23 12/10	窃盗症（クレプトマニア）のある人の社会へのつなぎなおし支援	藤野京子氏 （早稲田大学文学学術院教授）	専門分野 対面+リモート	①
'24 3/17 ～ 4/13	「助けて」が言えない子どもたち～市販薬と大麻の乱用・依存を例に～	嶋根卓也氏 〔国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 薬物依存研究部心理社会研究室長〕	基礎分野 動画配信	②
8/4	性依存治療の最前線～再犯防止のアプローチ～	安藤久美子氏 （東京医科歯科大学准教授）	専門分野 リモート	③
8/25	対象者の変化や自己決定を応援できるかかわりを考える	外川江美氏 （帝京大学文学部心理学科教授）	基礎分野 対面	④
12/1	発達障害・知的障害のある人の支援者のための“暮らしのルール”の伝え方	南口英美氏 （合同会社黒子サポート代表/社会福祉法人南高愛隣会）	専門分野 リモート	⑤
'25 1/26 3/23	矯正における動機付け面接の基礎と応用	外川江美氏 （帝京大学文学部心理学科教授）	基礎分野 対面	④
6/8	解決志向アプローチを学ぶ	黒沢幸子氏 〔目白大学心理学部・同大学院心理学研究科 特任教授〕 〔KIDSカウンセリングシステムチーフ〕	基礎分野 リモート	⑥
7/13	特殊詐欺事犯者一犯罪関与とプロセスの類型化と処遇	大場玲子氏 〔日本更生保護女性連盟常務理事/関東地方更生保護委員会委員長〕	専門分野 リモート	⑦
8/2	伴走型支援を学ぶ	奥田知志氏 （認定NPO法人抱樸理事長）	基礎分野 リモート	⑧
9/23	拘禁刑下の矯正処遇等について	吉弘基成氏 （法務省矯正局成人矯正課長）	専門分野 リモート	⑨
10/19	未理解同調性と対象者理解	脇中 洋氏 （大谷大学名誉教授）	基礎分野 リモート	⑩
11/9	新しい更生保護制度	小西暁和氏 （早稲田大学法学学術院教授）	専門分野 リモート	⑪

※ご所属・役職は研修開催当時のものです（本文中も同様）

以下、講義内容の要旨を抄録という形でご紹介します。

なお、ページ割の都合で、①③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪②の順に掲載しています。

窃盗症（クレプトマニア）のある人の 社会へのつなぎなおし支援

講師：

藤野京子氏

（早稲田大学文学学術院教授）

窃盗症（クレプトマニア）という用語は、万引き行為が自発的な意思によるものではなく、抗いがたい衝動によって生じる場合があることに注目したフランスの精神科医 Jean-Étienne Esquirol と C. C. Marc によって、1838 年に初めて用いられたとされている (Grant, 2006)。このような現象は我が国でも見られ、例えば元マラソン選手の前原氏は、自らの万引きに至った経緯や当時の心情について、当事者の視点から綴った単行本を刊行している (原, 2021)。

窃盗症の診断基準は DSM-5 に示されている。一方、Shulman(2004)は嗜癖的・強迫的窃盗について独自に定義している。前者では、「個人用に用いるためでもなく、またはその金銭的価値のためでもなく、物を盗もうとする衝動に抵抗できなくなることで繰り返される」としているのに対し、後者は「盗みたいという嗜癖的・強迫的渴望に抵抗するのに繰り返し失敗する」と定義している。

筆者の臨床経験において、繰り返し窃盗を行い刑事司法機関に係属することになった人の中で、DSM-5 の診断基準にある「個人用に用いるためでもなく、またはその金銭的価値のためでもなく」窃盗を行っているケースは希である。したがって、本稿においては、窃盗行為の背景に衝動性や嗜癖的・強迫的渴望といった、「欲しい」という動機以外の心理的要因が認められる場合に、これを窃盗症（クレプトマニア）とみなすこととする。

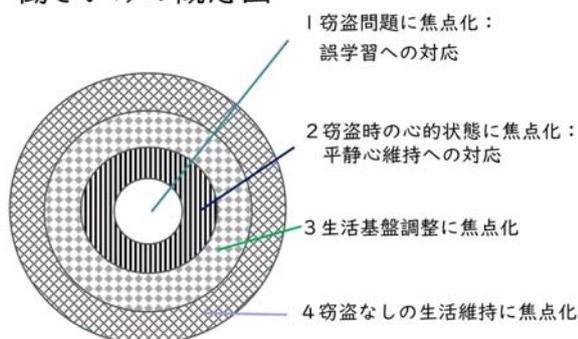
筆者は 2022 年に『ワークブック 窃盗離脱プログラム リ・コネクト』（成文堂）を公刊した。本ワークブックは、窃盗防止対策における多様な方法を示した、いわば「レシピ本」である。窃盗症のみに特化した内容ではないものの、窃盗症のある人への支援にも有用と考えられる内容を多く含んでいる。そこで、以下では本ワークブックを中心に据えて、支援の在り方について説明する。

本プログラム「リ・コネクト」の「リ」は「再び」、「コネクト」は「つなぐ」を意味している。たとえ衝動性や強迫観念の問題を抱えていたとしても、一般社会で容認されない窃盗を繰り返すという事実は、本人が社会あるいは社会で承認されている価値観と十分につながれていないことを示唆している。こうした背景をふまえ、社会に適応した考え方を身につけ、社会適応している他者とのつながりを意識できるようにとの願いを込めて、「リ・コネクト」と命名している。

本人が「窃盗をしないで生きていきたい」と思い、そのための取り組みに主体的に関わり続けることが、何よりも重要である。そこで本プログラムでは、今後どのように窃盗をせずに納得のいく生活を築いていくかは、本人の自己選択に委ねられているという点を、冒頭で理解してもらえるよう働きかけている。たとえ本人の力では制御が難しい衝動性や強迫観念があっても、それにどう対処していくかは本人自身であるということ

を、本プログラムでは意識化できるよう促している。周囲の支援者は、そのような本人の取り組みを支える存在として位置づけられる。

働きかけの概念図



上図は、働きかけの内容を4つに整理したものである。まず、窃盗を繰り返す人は、社会において窃盗は許されないもので「悪いこと」であるとの知識は有している一方、窃盗をしている最中やその結果として、何らかの肯定的な経験をしており、「自分にとってはよいもの」であると学習してしまっている。窃盗行為が、日々のストレスを解消する手段として機能してしまっているなどである。そこで、その認識を改め、ストレス対処の適法内での代替策を講じることが重要になる。図に示した「誤学習への対応」とは、このような認識の転換や行動の修正を促す働きかけのことである。

次に、平常時には分別のある行動をとることができるものの、衝動や強迫観念に駆られた状態に陥ると、自制が困難になり窃盗行為に至ってしまうことに対してである。特に窃盗症には、このような現象がしばしば見られる。こうした問題を抱える人には、図に示すとおり「平静な心の維持」に向けた介入が求められる。自身が衝動や強迫観念に囚われた状態にあることに気づける方法を検討するとともに、そのような状態に陥った際にとるべき行動をあらかじめ定め、それを実行可能にしていく訓練を行うということである。

さらに、無理を重ねた生活や生活の乱れが窃盗の誘因となり得ることへの理解を促すとともに、再発の予兆が見られる段階、すなわち生活基盤に揺らぎが生じた時点で、その修正を試みるよう働

きかけることも重要である。

そして最終的には、窃盗を「我慢する」のではなく、窃盗という行為が自らの望む生活の実現にとって障害になると認識できるように、さらにその望む生活に近づけるように支援することが肝要である。それが窃盗をしない生活の維持につながるのである。

このような働きかけを行う支援者にとって、基本的な心構えとしてまず重要なのは、支援者自身の視点ではなく、当事者の視点を十分に想像した上で支援を行うということである。自身の窃盗症に向き合うことへの抵抗感、窃盗症が他者に知られることへの恐れや羞恥心、「すでに多くを失ってしまった現在、今さら窃盗をやめようと努力しても状況は変わらない」といった諦観など、当事者が抱える複雑な感情を十分に想像し、共感的に接する姿勢が求められる。

また、「被支援者」という立場に置かれることは、誰にとっても窮屈で居心地の悪いものである。とりわけ窃盗を繰り返す人の中には、もともと他者への信頼感が低く、そのため人に頼ることができず、代わりに「物」への依存を強め、結果として窃盗に至っている場合も少なくない。したがって、当事者がなかなか心の内を語ろうとしない場合であっても、支援者はそれに落胆したり苛立ちを覚えたりすることなく、心理的余裕をもって接する姿勢が求められる。

さらに、支援の過程において、たとえ時間的制約等があるにせよ、一方的に被支援者に「～するように」と指示するのは適切でない。被支援者が自ら選択し、行動していると実感できるよう支援を進めることが望ましい。

このほか、繰り返し窃盗を行っていた人の場合、一定期間中止していても、いわゆるスリップ現象が生じることがある。そして一度再発してしまうと、その後歯止めが利かなくなり、立て続けに窃盗を繰り返してしまう現象がしばしば生じる。したがって、そのような事態が生じた際の対応について、あらかじめ支援者と当事者の間で話し合っておくことも重要である。

性依存治療の最前線～再犯防止のアプローチ～

講師：

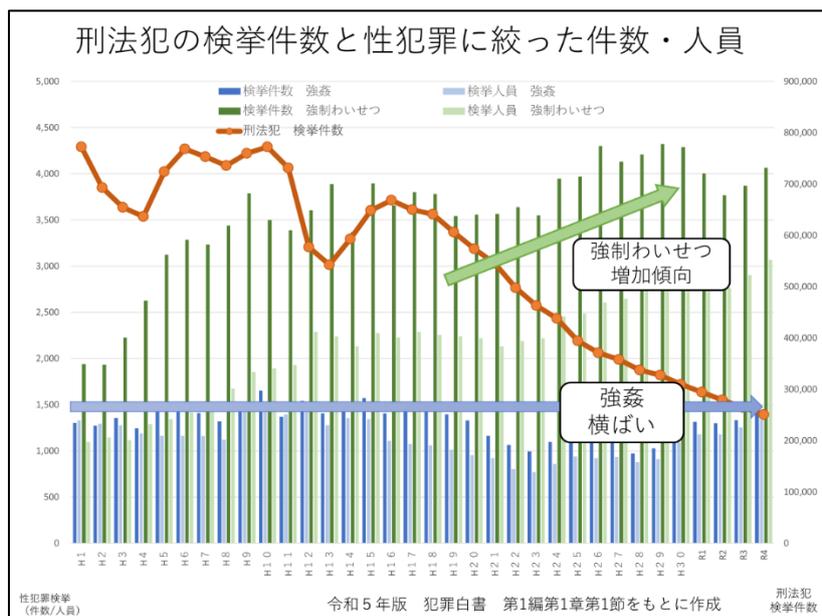
安藤久美子氏

(東京医科歯科大学准教授)

わが国における性暴力の現状

犯罪白書によれば、一般刑法犯の検挙人員は2005年以降、現在まで一貫して減少している。一方でこれを犯罪種別にみても、ひとつだけ全体と異なった動きをしている罪種がある。それは性犯罪である。とくに「強制わいせつ」に関しては、この30年間で約2倍の値となっており、こうした傾向は少年犯罪においても同様である。また、性犯罪の特徴としてあげられるのはその再犯率の高さである。一般刑法犯全体においても再犯率が高いことが以前より問題視されてきたが、さらにその割合を上回っているのが性犯罪である。

そのため、司法矯正施設内においても重要課題のひとつとして性犯罪加害者に特化した治療プログラムが行われてきた。しかし、必ずしも性犯罪者全員が治療プログラムを受講できるわけではなく、また、再犯防止にもっとも重要となる社会復帰後の支援はほとんど行われてこなかった。そこで本講演では性犯罪を減らすことを目的とし、性犯罪の実態と加害者心理を解説した後に、社会でできる取り組みの一つとして、日本の文化とニーズに合わせて開発された性犯罪治療プログラム SPIRITS : Sexual Offender Preventive Intervention and Re-integrative Treatment Scheme を紹介した。

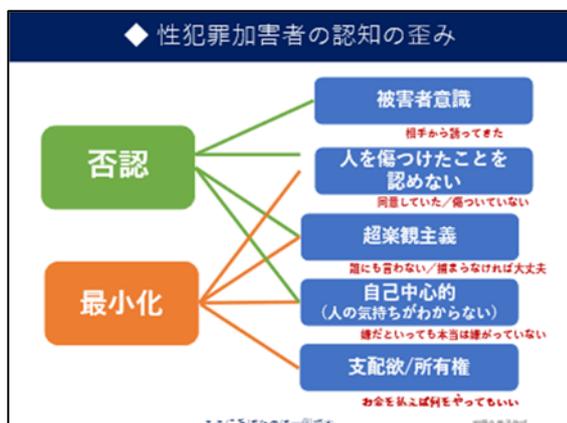


性暴力を扱う際の留意点

法的場面で性暴力を扱う際には、刑法によって規定された犯罪行為の種類や行為時における被害者の同意の有無などに焦点が当てられるが、臨床場面で性暴力を扱う際にはより広い概念で捉えることが重要である。そのため、われわれが扱う性暴力のなかには犯罪要件を満たさない行為が含まれることもあるし、同意についても対等性のない立場での同意は合意とは見なさない。とくに日本社会においては性別や年齢に関する文化的観念が色濃く残存しているため、同意や強要性の有無に明確な線引きをすることが困難な場合もある。この背景には、加害者側の認知のゆがみだけでなく、強要される側としても、「はっきり意思表示することは女性らしくない」とか「上司には逆らえない」「拒否すれば出世できない」などと考えて、性暴力に対して明確な拒否を示すことができないこともある。したがって、性暴力を防止するためには、加害者と被害者双方の心理を正しく理解する必要がある。

性犯罪加害者の認知のゆがみ

では、性犯罪加害者の認知のゆがみとはどのようなものであろうか。代表的な認知のゆがみとしては、「否認」と「最小化」がある。これらには他者への共感力の不足、ルールやモラルの軽視、過度の楽観主義、支配欲や誤った特権意識などのさまざまな思考が関連しているとされている。



たとえば、否認の例としては、「相手から誘ってきた」「相手も嫌がっていなかった」「子どもに優しくしただけ」「事件のことは記憶にない」といった発言がある。これらは自身の行為の意味を正しく理解していないだけでなく、なかには自身の行為を正当化するような者もいる。最小化の例としては「少しくらいなら大丈夫だろう」「きっとすぐに忘れる」「ばれなければ問題ない」などといった発言があげられるが、いずれも被害の深刻さを軽視した考え方である。

さらには、これらの否認や最小化の考えを強化する因子として、「アダルトビデオと同じようにやってみた」とか「痴漢のサイトがあるのだから皆もやっている」といった誤った社会的学習もある。認知のゆがみは多様であり、相手との関係性によっても歪みの度合いは変化する。また、その背景には発達障害や未熟なパーソナリティなどの心理的特性が関与している場合もあるため、そうした誤った認知を修正していくためには個人の要因を正しくアセスメントし、根気強く介入していく必要がある。

性犯罪防止への取り組み

繰り返される性犯罪を防止するにあたっては、こうした加害者側の認知のゆがみについて理解した上で、加害者のもつ性嗜好の偏りや、発達や知的な障害の有無、さらには嗜癖や依存のメカニズムについても目をむけていく必要がある。逮捕や刑罰といった法的拘束は一定の抑止力に効果はあるものの、時間の経過とともに内省は薄れがちである。加害者自身の思考や認知に直接アプローチし、修正していかない限り、自然に問題行動が収束していくことは難しい。そこで、地域社会においても実行可能なプログラムとして開発されたのが SPIRITS プログラムである。

本プログラムは全 20 回のセッションで構成されたマルチモジュールなプログラムである。ロールプレイを通して自身の認知のクセを発見し、自身の被害体験から被害者の立場に立った思考を養っていくことでオーダーメイドのリラプスプリベン

シヨンプランを作成していく。また、再犯防止のためには、安定した社会生活を送り続けることが重要であることから、適切な人間関係の構築やストレス管理などの社会的スキルを習得するためのトレーニングも含まれている。本プログラムは発達や知的な障がいがある者にも対応可能なだけでなく、性犯罪の非専門家でも取り組みやすくするために詳細なマニュアルも完備されているという点では地域社会にも普及させやすい。



おわりに

犯罪防止を考えるうえで忘れてはならないことは、加害者側の贖罪の継続と地域社会側の受容の覚悟は車の両輪であるということである。加害者は出所後、孤立していることも少なくなく、立ち直りの術を持ってないままの者もいる。地域社会が性犯罪のリスクを抱える者への偏見を排除し、SPIRITSプログラムに限らず、どのような形であっても支援を継続していくことが安全な社会統合を促進し、結果として性犯罪の被害者をひとりでも多く減らせるのではないかと考える。



矯正における動機付け面接

講師：

外川江美氏

(帝京大学文学部心理学科教授)

はじめに

□昨年度、主に社会福祉士の方々に動機付け面接を研修させていただく機会を得ました。内容は筆者が刑事施設で受刑者に再犯防止指導を実施していた際の実践に基づくもので、本稿はその研修のポイントをまとめたものです。

動機付け面接と言いますと、開発者であるミラーとロールニクの著作は第4版¹が最新で、筆者が北米で同技法の研修を受けた当時（第2版）と異なる部分がありますが、変更点を取り入れつつも、矯正の実践に根差して旧版の良さも生かすようにしています。また、紙数の都合で省略を余儀なくされた内容については、拙著²などをお読みいただけましたら幸いです。

1 動機付け面接とは

物質乱用患者の治療に効果的な面接について実証的な調査を行う中で、明らかになった要素を集めて、いわば良いとこどりで誕生しました。以来、医療、教育、福祉と対象領域を広めています。対象者に問題の直面化を迫り改善へ向かわせるアプローチから、対象者に寄り添い、対象者自らが変化への一歩を踏み出すよう支援するアプローチへの転向で、変化への抵抗を巡って対象者と対立するのではなく、変化にまつわる対象者のアンビバレントを尊重することで、自律的な意思決定をもた

らす点に特徴があります。

2 動機付け面接の効果

自分の人生の舵取りをしようとする内発的な動機付けがなされることで、問題解決に主体的に取り組む姿勢が維持され、いったん失敗してもやり直せるようになります。例えば、薬物依存からの離脱過程では失敗は避けられませんので、失敗にくじけないことは予後に大きく影響します。

3 動機付け面接の精神（スピリット）

動機付け面接はテクニックでなくスピリットであるとは、北米の研修で講師が繰り返していたフレーズです。動機付け面接は小手先の言い回しでなく面接者の姿勢が問われるという意味です。スピリットを示すキーワードは以下の4つです。

協働性：対象者は自分自身の専門家であり変化・成長の主体である。一方の面接者は治療・指導の技術を要する。両者が互いを尊重して協働する関係を築くこと。

喚起性：対象者の経験や知恵などの強みを引き出すこと。

受容性：本人の判断を受け入れ、力を尊重すること。

愛他性：対象者の幸福を願い、その実現を最優先事項とすること。

¹ Miller, W.R. & Rollnick, S. (2023) Motivational Interviewing Helping People Change and Grow. Fourth Edition, The Guilford Press.

² 外川江美 (2017) 矯正施設における動機付け面接法、臨床心理学、17(6)、786-789、金剛出版

4 受刑者の改善更生に役立つ職員とは

カナダの心理学者ドラポー（2005）が受刑者にアンケート調査を行ったところ、①正直である、②相手を尊重する態度がある、③批判的でない、④いつもいる、⑤面倒見がいい、の5つが自分の改善更生に寄与した職員の要素として挙げたということです。上述のスピリットに共通するものがあることがお分かりいただけると思います。

5 動機付け面接の基本要素

スピリットを体現するための面接の要素について説明します。

・開かれた質問

はい・いいえで終わってしまう聞き方でなく、疑問詞（なに、なぜ、どこで、いつ、だれ、どうやって）を使って対象者の語りを広げるようにします。

・是認（肯定・支持）

これぞ動機付け面接のミソということで、説明の後に具体例を挙げていきます。

対象者の視点を受け入れ、対象者の抱える困難に共感する。→「簡単に止められたら苦労しないですよね」

わずかな成功体験でも注目し、対象者の強さや力を強調する。→「1回でも試したってことはすごいです」

望ましい行動や発言を称賛する。→「『親に迷惑を掛けたくない』って聞いて感動しました」

感謝する。→「正直に話してくれてありがとうございます」

・聞き返し（映し返し）

共感性を發揮して短い言葉で返します。対象者の言葉をそのままおうむ返しにするのでも構いません。原語 reflection のニュアンスは、対象者の言葉の意味するところをとらえて映し返すことです。後述する応用技のところでもバリエーションを紹介します。

・要約

しばらく話を聞いたところで、対象者の言いたいことを要約して伝えます。

・情報提供と助言

対象者が希望するか確認してから、情報提供や助言を行います。

6 動機付け面接のプロセス

面接の初期では協働関係の構築を目指します。対象者が自分自身の言葉で気持ちや体験を語るができるようもっぱら受容・傾聴に努めるのですが（開かれた質問、是認、聞き返し、要約）、これが十分になされると、対象者の自尊心が向上し、面接者や治療（処遇）に対する信頼感を抱くようになります。

次の段階では、対象者自身の変化への意欲を引き出し、共に目指すゴールを明確にし、その方向を保ち続けることを目指します。変化を巡って行きつ戻りつする考え（アンビバレント）にとことん付き合うのですが、対象者が自分の考えの矛盾に気付けるようにサポートします。例えば、違法薬物を止められない、刑務所には入りたくない、という矛盾した考えが示されたら、クスリか受刑かの二者択一でなく、あれもこれも両方叶えたい、ではどうしますかと問い掛けます。あれかこれかと迫るといわゆる白黒思考になり、ともすると非現実的な精神論になりやすいのですが、後者の問い掛けでは本音ベースに留まり、クスリを止めたくない自分のままで社会生活を平穩無事に送っていくことの現実的な難しさに気付きやすくなります。このように葛藤を抱えて悩むことは本人にとって成長になり（短絡的な発想や行動の改善）、今後の問題解決の練習になって自律性の伸長につながりますので、結論を急がせず伴走に努めることが大切です。

こうした一連のプロセスを辿ってみて分かることは、対象者の自尊心が高まり、自律性が伸長するということから、動機付け面接のスピリットが目指すところは、人が育つための関係性の構築であると言えます。

7 チェンジトーク（前向き発言）と

サステイントーク（後ろ向き発言）の取り扱い

動機付け面接の特徴は、受容・傾聴を基礎としつつ、指示的アプローチを用いる点にあるのですが、もちろん、「〇〇しなさい」などとダイレクト

に指示するのではありません。本人のチェンジトークを取り上げて、(是認や聞き返しにより) 支持することで指示するようにします。例えば、「もう親に迷惑を掛けたくないです」という本人の発言を捉えて、面接者はそのままおうむ返しにし、「感動しました、ありがとうございます」と続けます。「親に迷惑を掛けない」という自分の言葉が面接者の口から繰り返され、強く肯定(支持)されることで、対象者は外から押し付けられた感覚を持たずに、望ましい行動に方向付けられることとなります。

サステイントークに対しては、聞き返し(映し返し)の応用技で対応します。対象者の否定的な言葉に対決してしまいがちな場面で、さっと身かわして方向性を維持するイメージです。

・意味を再定義(リフレーム)する。

対象者「自分はどれだけ努力しても今まで〇〇をやめられたことがないんです(弱いです)」→面接者「何回失敗してもチャレンジし続けたということは、やめたいという気持ちがよほど強いんですね」

・歩調を合わせて進む。

対象者「挑戦するか迷っています。難しいし、期間が長いじゃないですか」→面接者「確かにそれなりのやる気が必要ですね。最後まで続けられるかどうか私も心配しています。ひょっとして無理でしょうか、やめておきますか？」

・焦点をずらす(例では、「強制」→「協力」)。

・本人なりの選択を強調する。

対象者「〇〇に出なければならぬというなら出ればいいんでしょう」→面接者「出席を強制しようとしているのではないですよ。あなたの意思が大事だから、ちゃんと考えられるように協力しようと思うのですが、どうですか」

・ひねって賛同する。

対象者「先生はそうやって俺を責めますが、仲間に裏切られたら先生だって相手を殴りたくありませんよね」→面接者「なるほど。だれかを責めても問題の解決にはならない。その通りですね」

8 抵抗について

さて、動機付けの過程で、変化へ背を向け、働き掛けを拒絶することも少なくありません。動機

付け面接の第2版ではこれを抵抗と呼んでいました。そして、抵抗は対象者の問題であり、対象者の抵抗に対処しようとするのは面接者の問題であるというように課題の分離がなされていました。英国の性犯罪再犯防止指導の担当者であったマン(2002)によれば、「彼らは社会で自分が無力な立場に置かれてきたと思っており、これ以上、力を奪われまいとして抵抗してくる。そこにあるのは弱者の不安である。これに対処すると権力闘争になり、動機付けからは遠ざかる(相手をつぶすだけ)」と説明しています。

筆者は刑事施設で受刑者に動機付け面接を実施していましたので、彼らが気色ばんで声を荒げる場面も少なからず経験しました。そのときに課題の分離を意識すると冷静さを失わずに済み、権力闘争に陥ることなく、動機付けに専念することができたのです。具体的には、心の中に踏み込まない、押し付けない、あなたの意思を尊重すると穏やかに繰り返し伝えて相手の興奮が収まるのを待ちました。そうすると、意外なほどあっさりトーンダウンして、説明を聞く態度に移行することが多かったです。

第3版から抵抗は不協和と修正され、協働性の観点から、面接者と対象者の関係性の課題として調整するとされています。矯正における動機付け面接としては、抵抗とその取扱い(第2版)も臨床の知として敢えて残しておきたいと思います。

9 おわりに

研修当日は3人組になり、面接者・対象者に分かれてロールプレイに取り組む枠を設けました(残りの1人は観察者として面接の記録を取り、その記録を基にセッションの振り返りを行いました)。面接の習得にはこうした実践的な練習が欠かせません。

動機付け面接に関する書籍は数多く出版されていますので、本稿をきっかけにそれらを手に取り、機会があれば研修にも参加して、皆様の対人援助の実務に取り入れていただければ幸いです。

～発達障害・知的障害のある人の支援者のための～ 暮らしのルールのお伝え方

ともに学び、ともに悩む
「してはいけない事（犯罪）と気をつけること（被害）」

講師：

南口美美氏

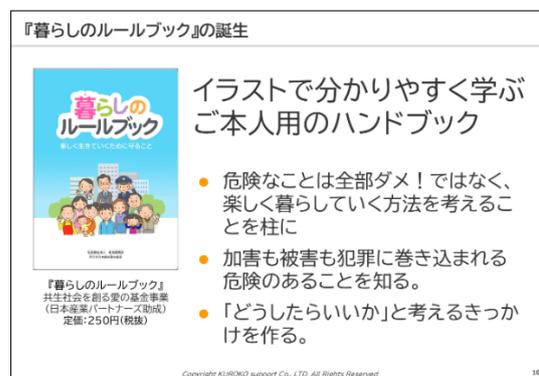
〔 合同会社黒子サポート代表／
社会福祉法人南高愛隣会 〕

『暮らしのルールブック』（以下、『ルールブック』）は、知的障がいや発達障がいを持つ方が、社会生活を送るために必要な“暮らしのルール”、特に、犯罪となってしまうこと（可能性があること）、被害を受けてしまうこと（可能性があること）について学ぶために作成したテキストである。

10数年前、ある知的障がいを持つ方が、年賀状作成のために購入した自宅プリンターで手元のお札（紙幣）をコピーし、近所のコンビニで使ったことで、警察を呼ばれる騒動が起きた。

さて、「お札はコピーしてはいけない」というルールはおそらく多くの方が知っているであろう。では、いつ・誰から・どのように学んだかを覚えている人はいるだろうか。私たちは、①ニュース・映画・看板等から“してはいけないこと”を理解し、②これはどの程度ダメなことなのかを正確に理解し、③自分の身に置き換えて落とし込み、④それに従って行動する、という大変高度なことを自然に行い続けている。さらに、⑤お札以外にもチケットや金券等、お金と同じ価値を持つ物もコピーしてはいけないと理解する、ということも含めると、さらに高度なことを繰り返している。なお最近では、機械の設定上、お札のコピー自体ができないようになった。環境設定による問題解決である。印刷技術の高さも相まって、「偽札づくりで逮捕」というニュースはすっかり聞かなくなった。自然に学ぶ機会が減ったと言えるかもしれない。

このように、“暮らしのルール”を学ぶとはどういうことかと考えると「改めて習ったわけではないが、みんな知っていて守っている」というルールが多いことに気が付く。だとすると、“自然に学ぶ”ことや、“自然と守る”ことが困難な方には、学ぶ場を設ける必要があるのではないかと。こんなことを考え、南高愛隣会で作ったのが、『ルールブック』の前身『地域で安全に暮らしていくために』である。その後、社会の変化に合わせて全面改定したのが『ルールブック』だ。



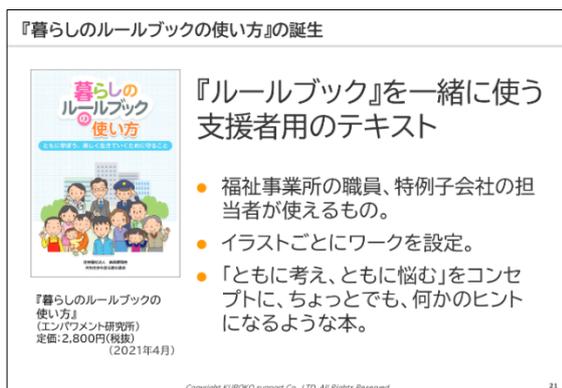
『ルールブック』ではまず、「してはいけないこと」を掲げている。社会で生活をする中で“してはいけないこと”はたくさんあるので、本テキストでは“犯罪”とされる可能性の高いものに絞った。第2章では「犯罪に巻き込まれる」「被害を受ける」可能性があるものを扱い、最後に、「犯罪をしたらどうなるか」という手続きをまとめた。

イラストが100個並んだフルカラーの冊子であ

る。困った時に相談する人を書いておく頁を設ける等、自分だけのルールブックとして手元に置くことができるように、価格も抑えた(税抜:250円)。

『ルールブック』完成後、多くの方にご購入いただき、たくさんのご意見を伺った。「イラストに×が付いているのが使いにくい」「実際に効果はあるのか」等については、今後の宿題とさせていただくこととし、今の私たちが応えられるかもしれないと思ったのが、「どのように使っていけばいいかわからない」「このイラストを見せて『ダメって書いてありますね』と言うだけでは今までと変わらない」というようなご意見であった。

『ルールブック』には、「どうしたらいいかを考える」というコーナーも設けてたが、それだけでは「使い方がわからない」というご意見が多かった。そこで、『ルールブック』の使い方をまとめた書籍を作成した(以下、『使い方本』)。



『使い方本』には、イラスト一つひとつに、そのままワークができるように、台詞を記載した(見開き1ワーク)。100を超えるワークが掲載されているが、基本は次の4ステップになっている。

- ①相手はどうなるか／困るのは誰か
- ②こういうことをするとどうなるか
- ③この人(イラストの人)はなぜこういうことをしたのか
- ④しないためにどうすればいいか

①から④に向けて重要度が上がり、最も重要なのは④の「しないためにどうすればいいか」である。

このワークを実践する際に大切なことは一つ、『どうしたらいいか』をとともに考える」という

ことである。

このことを実感していただくために、研修では「看板を蹴っている人のイラスト」を使って、実際にワークを行った。自分がワークを受ける立場で参加し、リアルタイムに反応を受け取って全体でシェアすることで、「ともに考える」難しさと重要性をご理解いただけたのではないかと。今回は、リモートのため行うことができなかったが、リアル開催の際はグループで共有する時間も持つことにしている。つい自分が実施者の立場になってしまう人も、グループで話すうちに「自分ならどうか」と考える経験をしていただくことが可能だ。

「物を蹴ってはいけない」「暴力はだめ」ということはわかっていても、蹴らないために、暴力をしないために、「どうすればいいか」は人によって異なる。どんな時に暴力が出そうになるのか、どんな合図でそろそろがまんできなくなるかもしれない気が付くのか、どういう工夫をすれば我慢できるのか、家に帰ってもまだイライラする時はどうしたらいいのか——など、一人ひとり考えることは多数ある。このワークは、実施する人と参加する人が“ともに学び、ともに悩む”毎回異なるワークである。文字で書く人、口頭がいい人、時間のかかる人、さまざまである。できるだけ、その人のペースで進めることができると、よりよいワークとなる。

その他、次のようなことを大切にしている。

- ・安心して話せる場づくりを大切に
- ・1回のワークで変わらぬと思わず繰り返す
- ・「え?!」と思う答えがあっても否定しない

多くの場合、ワークを受ける人は、実施者の顔色を見て、正解を当てようとする。実りあるワークとなるか否かは、実施者の腕の見せ所となる。ぜひ、各自の場所で実践していただきたい。

最後に、「ワークで考えて、答えたことを実際にできるのか」は、また次のステップである。“イライラしたらどうするか”の答えは当然、一つではない。ワークとその後の実践を繰り返しながら、楽しく暮らしていただきたいと願っている。

解決志向アプローチを学ぶ

講師：

黒沢幸子氏

目白大学心理学部・同大学院心理学研究科 特任教授／
KIDS カウンセリングシステムチーフ

今回の研修では、「解決志向アプローチ」のエッセンス（発想と技法）を学んでいただきます。

問題志向から解決志向へ

従来の支援においては、問題に注目し、その原因を探って問題を取り除いて（直して）いこうとする「問題志向」の発想が中心でした。何が問題なのか？ うまくいっていないことは何か？ に注目して、その原因を考えるわけです。

一方、「解決志向」(Solution Focused Approach) は、そこにあるリソース（資源・資質）を活かし、望む未来イメージに向けて、具体的な目標を作り、新たに解決や未来をつくっていく発想です。無いものではなく、「有るものは何か？ できていることは何か？」に注目し、「どうなったらいいか？ どんなことが少しでもより良い方向に違ってくればいいのか？」に焦点を当てて、次の一歩を共に見出していきます。

解決志向は、不可能なことや手に負えないことにではなく、可能なことや変わりうることに焦点を当てています。

解決志向アプローチの成立背景

解決志向アプローチは、そもそも虐待や DV、依存症など、治療が困難であったり、警察や司法機関から措置されて来たりしている人々やその家族へのセラピーから生まれています。そのような

人々の回復や改善・成長に、どのような対応をすることが役立つのかを、実践的に検討して生み出されました。複合的な問題、多様な原因、多彩な関係者がかかわる支援に、「問題志向」の対応では通用しなかったわけです。

また、時間や労力・コストが無尽蔵にあるわけではなく、本人が拒否的で、周囲が困っている状況も少なくありません。「解決志向」は、ブリーフセラピーの代名詞でもあるように、回数が少なく短期に成果が出る対話や面接の方法を洗練させ、家族や周囲への支援のノウハウも提供します。

この過程から、コンプリメント（承認、称賛、労い）の重要性も見出されています。

解決志向の中心哲学

解決志向は、プラグマティズムの考え方に則り、以下の3つの法則を重視しています。

ルール1：うまくいっているなら、変えようとするな

ルール2：一度でもうまくいったなら、またそれをせよ

ルール3：うまくいかないなら、違うことをせよ

うまくいっていることは続けてみる、少しでもうまくいったことはまた試してみる、うまくいっていないことは見極めて違うことやってみる。この3つの法則を生かして取り組むことが、社会福祉場面での実践に役立つものと思います。

解決志向の発想の前提

解決志向では、以下の発想の前提をもちます。

- ① 小さな変化が、大きな変化を生み出す
- ② 「解決」について知るほうが、問題や原因を把握するより有用である
- ③ 人（子ども）は有能で、自身の解決のためのリソース（資源・資質）を必ず持っており、自身の解決の「専門家」である

技法以前に、まずこのような発想と姿勢をもって対象者に向き合うことが、大前提です。対象者が、自分がよりよく生きていくことの専門家であるなら、支援者は、対象者を尊重し、教えてもらう姿勢をもって対話をしていくことになります。

解決志向が焦点を当てるもの

以上から、以下の3つに焦点を当てます。

- ① リソース・強み・「例外」に焦点を当てる
…できていること、うまくいっていることは？
- ② 問題や原因を深追いせず、解決や望む未来に焦点をあてる
…もっとも望んでいることは？ どうなったらいい？ うまくいっていたらどうしている？
- ③ 小さな違いに焦点を当てる
…一歩進んだら何が違う？ 何をしている？

ソリューション・トークを行う

解決志向の主な技法は、質問です。質問は、単なる情報収集でも相手を問い詰めるものでもありません。質問は、単なる疑問文ではなく、「そのことについて教えてもらえませんか？」といった「依頼文」といえるものです。解決志向では、対象者を尊重しながら、解決に向けて役立つ質問を用いて対話を続け、対象者とともに解決を作っていきます。それをソリューション・トークと呼びます。

代表的な質問技法

上記の①～③に焦点を当てた質問です。

◆「例外」を聞く質問

問題が起こりそうで起こらないですんだとき、少しでもうまくいっていること、やれたこと、ま

しなこと、当たり前前にできていることなどに焦点を当てて尋ねます。

◆成功の責任追及（「例外」に対して）

どうやってそれをやったの？ 何がよかったの？ どんな力を使ったの？ など

◆コーピングクエスチョン

（そんなに大変な状況に）どうやって対処してこられたのか、何が（誰が）助けになっているのか、について尋ねます。

◆望む未来を聞く質問

代表的な質問は、ミラクルクエスチョンです。今晚奇跡が起こって、抱えている問題が解決したとしたら、明日はどんな1日になるか、何かから気づくかを尋ねます。

◆スケーリングクエスチョン

10段階で、10を望む良い状態、0をその反対として、「今がいくつか」を尋ね、その数まで来ていることや、それを維持することに役立つこと、一つ進んだら何が違ってくるか、そのためにもどのようなことが役立つかなどを尋ね、目標や役立つことを見出していきます。

◆「もっともな理由」を聞く質問

支援において受け入れ難いことを対象者が述べる場合に、「そのようなことを言うにはもっともな理由があるはずだ」と伝え、その理由や、それがどのように本人にとって助けや救いになっているのかを教えてください。

◆関係性の質問

対象者にとって、応援したり見守ってくれている重要な他者の視点を用いて、その人だったらどのように言うか、を考えてもらいます。

研修では、講義や事例の紹介に加え、これらの技法についてワークシートを用いた演習により、体験的に学んでいただきました。

主な参考書籍を下記に紹介します。

- ・『森・黒沢のワークショップで学ぶ解決志向ブリーフセラピー』ほんの森出版
- ・『教育相談ですぐに使える！解決志向ワークシート（ダウンロードサービス付）』ほんの森出版

特殊詐欺事犯者 一犯罪関与プロセスの類型化と処遇への示唆の試みー

講師：

大場玲子氏

（日本更生保護女性連盟常務理事／
元関東地方更生保護委員会委員長）

1 はじめに

筆者は、2023年度、地方更生保護委員会の委員として、初犯受刑者を収容する刑事施設において、入所中の受刑者の仮釈放審理に当たった。上半期の約半数の34人が特殊詐欺事犯者であり、1対1で行われる面接での彼らの語りから、特殊詐欺に至ったプロセスに極めて似通ったパターンと特徴があることに気付かされたことから、これらを類型化し、予後の再犯防止に向けた社会内処遇への手がかりとしたいと考えた。

2 事案のアウトラインと特徴

対象者は、年齢が比較的若い層であり、被害者は圧倒的に高齢であった。裁判の量刑については、最短で懲役1年2月、最長で懲役8年と幅がある。被害額は、被害額が0円（未遂）から、1件だけで8～9千万円の高額の被害が発生したものであった。一方、対象者本人が受け取った報酬もバラつきが大きく、0円（受け取っていない）のものから、7千万円を超える高額の報酬を得ていたものまでいた。

3 犯罪へのプロセスの類型化

典型的な4つのプロセスの特徴を、象徴する1語で表現して、「パリピ型」「火の車型」「地元蟻塚型」「撒き餌からめとられ型」と名付けた。

ア パリピ型

金回りが良く、羽振りが良さそうに見える者達

との交流の中で、きらびやかで贅沢なものへの憧れや羨みを背景に、甘言を弄され、容易に大金を得ることができると誘われている。詐欺スキームの中で、犯罪に不可欠な「名簿屋」や「道具屋」、下層の共犯者を引き入れるリクルーターの役割を担うことになったものである。

イ 火の車型

収入に見合わない派手な飲食やギャンブル等での浪費から借金がかさみ、消費者金融等からの借り入れに始まり、やがて、ヤミ金に手を出すようになって、その苛烈な取立てから犯罪への加担を強要されたものである。

ウ 地元蟻塚型

地元の交友関係の中で、「今仕事していない」「割のいい仕事を探している」「今の仕事は給料が安すぎ」「遊ぶ金が足りない」など、若者のごくありきたりの会話がなされるころへ、「地元のセンパイ」等から「高額なバイト話」として犯罪への関与を誘われることになったものである。

エ 撒き餌からめとられ型

雇い止めや就労時間の減少などで生活困窮に陥ったあげく、八方塞がりの状況から、焦燥感に駆られ、スマホに数多くまき散らされた「即金」の「高額バイト」等に応募することによって犯罪に巻き込まれることになったものである。

個人情報把握られ、「やはりやりたくない」「もうやめたい」等と言っても、「家の住所を知っている」「火を付けるぞ」「家族に危害を加える」「もう共犯だ」等と脅されて、抵抗する力を奪わ

れてしまう無力化が顕著であった。

4 処遇のフォーカス

前記の類型ごとに共通する問題性等に焦点を当てて、処遇としてどこにフォーカスするのか考察した。犯罪行動への動機や犯罪行動に結び付く要因といった過去のプロセスから、改善更生へ至る将来への見通しを立てる作業である。

ア パリピ型

見栄や虚飾にまみれた生活の見直し、金回りの良さを至上のものとする価値観からの脱却がテーマとなる。

交友関係にあっては、共犯者との接触禁止はもとより、それまでの交友関係と類似の派手な金銭感覚を持つ者らとの距離を置くことも重要であり、一攫千金や濡れ手に粟的な感覚（楽をして大金を稼ぎたい）の払拭を目指したい。そのためには、特殊詐欺に関わるようになったきっかけや経緯について振り返り、自身が得たもの（メリット）と失ったもの（デメリット）を整理して、主犯や指示役の思惑や意図について冷静に判断し、自らの人生の在り方の見直しを行うきっかけとさせたい。犯行時は「ダサイ」などと小馬鹿にしたり距離を置いていた人・モノ・生き方の中に、人生を歩むに当たって大切な価値があることを感じられることが、立ち直りへの一歩であろう。

イ 火の車型

このタイプへのアプローチは、経済的苦境からのスタートであり、経済的破綻を回避（借金の精算、整理、従前の苛烈な取立てが違法な業者・手法であれば、その相談・対応）しながら生活を立て直すことが目指す方向性となる。

勤労習慣の獲得、収支のバランスが取れた堅実な生活設計を目指す。この際、家族も含めた援助者との関係構築は重要なテーマとなる。犯罪の背景にギャンブル依存等の問題を抱えている者も少なくなく、この場合は依存からの回復も欠かせない。適切にアセスメントを行って、外部専門機関との連携や自助グループへの参加も有用だろう。

ウ 地元蟻塚型

共犯者との接触禁止を前提として、特定のグル

ープに蔓延する独特の考え方（「詐欺は金持ちの高齢者からの資産の再配分」などといった身勝手な思考回路、また、そうした思考が仲間によって強化されること）から脱却し、健全な価値観を身につけることが課題となる。振り返りの過程において、浮上してくる様々の弁解や正当化は事後の指導の大切なヒントになる。就労の継続により、適正な金銭感覚の獲得も重要であるし、職場での健全な人間関係と居場所を得て、特定のグループのみに通用する手前勝手な論理の誤謬を感じ取る契機となることを期待したい。

エ 撒き餌からめとられ型

このタイプは、経済的困窮の中で本件を敢行している。就労継続、収支のバランスのとれた堅実な生活設計が重要課題であるが、自らの困りごとを打ち明けて問題解決を図ろうとするのではなく、あきらめの気持ちが先に立って、手元のスマホの偏って誤った情報に安直に依拠しがちである。借金の清算、整理とともに、信頼できる人とのコミュニケーションの確保、適切な援助者へ相談しようとする意欲の喚起、就労継続による自信と将来の展望を持てるような自己肯定感の獲得、健全な人間関係の回復、居場所の構築を目指したい。

5 おわりに

彼らは重い課題と責務を負って社会復帰の道を歩み始めることになる。家族との絆が希薄になっていること、健全な交友関係を失っていること、無資力であること、負債を抱えていること、資力を超える賠償額、厳しい被害者感情等も含め、八方塞がりの状態がスタートラインであることも少なくない。自棄的（どうがんばってもダメだ）にならないように、就労の継続、貯蓄の開始、それによる健全な自信の獲得、直面する課題に取り組むに当たって信頼できる支援者等との人間関係などを確実に体験することが重要であろう。少なくとも、「誠実に対応しようとするスタートラインに立てるような準備を整える」ということが当面の指導目標になると思われる。

伴走型支援を学ぶ

講師：

奥田知志氏

(認定NPO法人抱樸理事長)

「人間の生きづらさ」は大きく分けて2つある。ひとつは「経済的な困窮」、もうひとつは「社会的孤立」である。抱樸では37年間、この2つの問題を解決するために何が必要かを考え、行動に移してきた。

食を介して、「つながる回路」を開く

炊き出しをする意味は何か。1週間に1回、お弁当1個配るぐらいで、果たして「生活困窮者の命を守る取り組み」と言い得るのか？

子どもの貧困の解消・軽減を目的とした「子ども食堂」も、月2回程度の開催で、問題の解決に資していると言い得るのか？

——運営する側に立たれる方々は、みなそうした“自問”をお持ちではないだろうか。

私どもも、よく議論していることだが、私はこう考える。

我々が行っているのは、食に困った人にご飯を提供することではあるけれども、それを介して、

「あなたは一人じゃない。何かあったらすぐに相談に乗るよ」というメッセージを込めて、つながる回路を開く＝“友達になる”ための行動でもあるのだ——と。

人とつながることで、私たちは自分の生きる意味・物語を見出すことができる。孤立し、閉じた状態では、その意味・物語が見失われてしまう。だからこそ、つながり続ける取り組みが必要なの

だと。

生きていううえで衣食住の安定的確保は欠かせないが、人間である以上、「自分は何のために生きているのか」という根源的な問いからは逃れられない。そしてそれに対する答えは、人とのつながりの中でしか得られない。

孤独と絶望と、意欲の枯渇

だいぶ前、野宿状態の人の住まいの確保に奔走していたころ、「部屋を貸してあげてもいい」という家主さんが現れて、私は喜び勇んでその知らせを野宿者の皆さんに伝えに行ったことがある。てっきり、笑顔满面、「待ってました」と歓迎されるかと思いきや、一様に「考えとくわ」「今度でいいわ」「もうほっといてくれ」という迷惑げな反応を喰らうこととなった。誰がどう見ても困ってる状態なのに、なぜ乗ってこないのか。その理由を推し量るに、それだけ、「もう一度、生き直してみよう」という意欲・動機づけが枯渇していたということではなかったか。

*

こういうこともあった。

炊き出しでひとりの中年の野宿者から「俺ね、毎晩お祈りしてから寝るんですよ」と話しかけられた。牧師である私は嬉しくなって、「あなたもクリスチャンなんですか？」と聞き返すと、「ホームレスになってからは、神も仏もありませんけどね。神様がいたら、助けてほしいですよ」と笑う。

まったくです…などと曖昧に応じつつ「それで、何を祈っているんですか？」と話題を転じると、彼はこう言った

「このまま二度と目が覚めませんように、ってね」

私は凍り付いてしまった。彼は言った。もはや自分で死ぬ気力も出ない。このまま眠りに落ちて目が覚めなかったらどんなにいいか——と。私は返すべき言葉を見つめることができなかった。

「仕方ないから自立したる、お前のせいや」

こういうこともあった。

顔なじみの野宿者の方にアパートへの入居を勧めるも、「もうええからほっといてくれ」「俺はこのまま路上で死ぬんや」と断られること十余年。今日も今日とて拒絶されるんだろうと思いつつ、「おじさん、もうそろそろアパート入ったら？」といつものように水を向けたら、あにはからんや、「ええよ。わかった」と、まさかの快諾。

驚いて「なんで急に？」と尋ねたら、答えにくそうにこう説明する。

「あまりにしつこくて、もう限界や。お前たちの顔を立てて自立してやるから、それでええやろ」

笑いを堪えて「つまり、私のせい？」と聞くと、「そや。お前のせいや」「仕方ないから自立したる。

感謝せい」とまくしたてる。彼は以来、路上生活を脱却した。

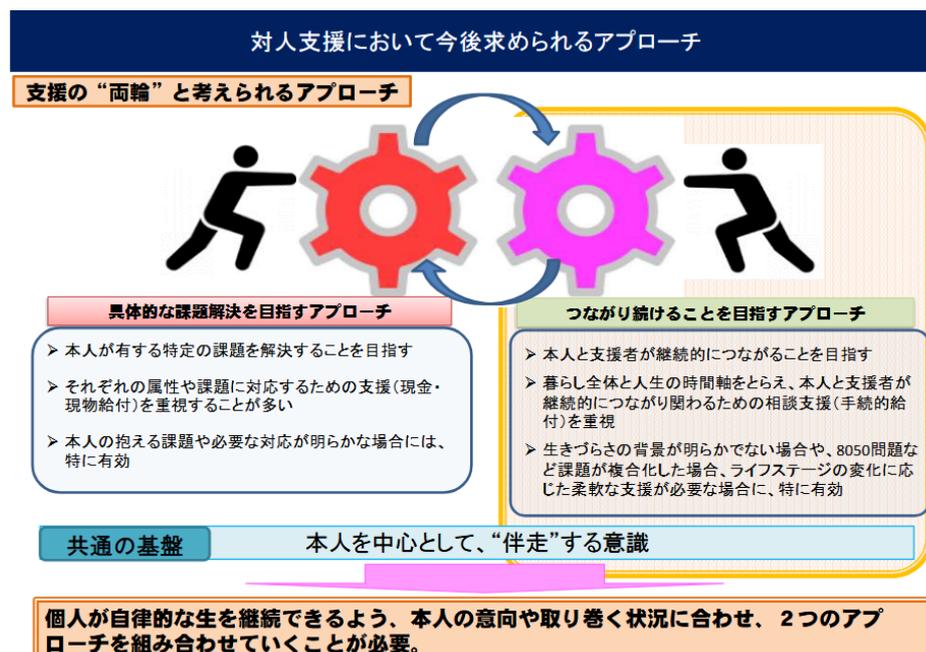
長い間ブレずに続けてきた関係性があればこそ、「あんたのせい」というエクスキューズ（言い訳）をテコに、自立生活の選択につながったのだと言える。つながり続けていれば、こういうこともあるということだ。

伴走的支援の必要性

生き直す動機づけには、自分の人生の“意味付け”や他者と織り成す“物語”が欠かせない。よって、それらを欠いた状況下での支援は、奏功しがたい。

一方で、自分のことは正直どうなってもいいと自暴自棄になっていても、自分のことを大事に思ってくれている他者がいることで、その人のためにも頑張る生きなきゃ…と踏みとどまるのもまた、人間である。

だからこそ、ともかく一緒にいてくれる人、ともかく一緒に動いてくれる人。一喜一憂を一緒にしてくれる人。一緒に考えてくれる人が必要なのであり、本人が自分の人生をすっかり諦めていてもなお、「ブレずに隣にいる」伴走者が、大事なものである。



拘禁刑下の矯正処遇等について

講師：

吉弘基成氏

(法務省矯正局成人矯正課長)

令和7年6月1日から導入された拘禁刑の下においては、再犯防止の推進を目的として、受刑者の特性に応じて作業と指導を柔軟に組み合わせたきめ細かな処遇を実施している。

再犯防止対策が政府の重要課題として認識されるようになったことを受けて、平成28年12月に議員立法により「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立した。同法は、「再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与すること」を目的としている。

その一方で、法務省は犯罪者に対する処遇を更に充実させるための刑事の実態法及び手続法の整備の在り方等について検討するべく、平成29年2月に法務大臣からの諮問に基づき、法制審議会において審議を開始した。その結果、犯罪者に対する処遇を充実させるための措置等の一つとして「自由刑の単一化」が掲げられ、「新たな自由刑」の導入について答申がなされた。これを踏まえ、令和4年に刑法等の一部を改正する法律が成立し、令和7年6月1日から懲役と禁錮が廃止され、新たな刑として拘禁刑が創設された。刑罰の種類が変更されるのは、明治40年の刑法定以来118年ぶりである。

拘禁刑創設の趣旨は、改善更生を図るため、受刑者の特性に応じた柔軟できめ細かな処遇を可能

にすることである。

これまでの懲役については、所定の作業を行わせることが刑の内容であり、基本的には受刑者に一定の刑務作業を行わせることが前提であった。受刑者の改善更生や円滑な社会復帰を図る上で重要であり、その意義は拘禁刑が導入されても変わるものではないが、若年受刑者で基礎学力が足りない者や高齢でリハビリが必要な者に対しても、同様に作業を実施させなければならず、改善更生等のために必要な指導や社会復帰支援を実施する時間を十分に確保することが困難な場合があった。

また、禁錮については、刑事施設に拘置することが刑の内容であるため、作業に関しては刑法上の義務ではなく、本人の申出によってのみ行わせることとなっていた。

このような課題を解消するため、拘禁刑の下においては、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、また必要な指導を行うこととされた。これにより、個々の特性に応じて作業と指導を柔軟に組み合わせることが可能となり、個々の特性に応じたきめ細かな処遇が実現可能となった。また、作業を含めた受刑生活に対する受刑者の動機付けをこれまで以上に強化し、自らその重要性を十分に理解し、取り組むよう働き掛けることが必要となった。

拘禁刑の趣旨を踏まえた処遇を実現するため、受刑者の集団編成を見直した。これまで、初犯

や累犯、暴力団加入歴などの犯罪傾向の進度により受刑者を分類して集団を編成していたが、例えば、生活困窮等によって窃盗等を繰り返す高齢者と現役の暴力団員が同じグループに指定されてしまい、保安リスクの高い者に合わせて画一的に処遇せざるを得ないという問題があった。このため、一定の共通する特性等に応じた処遇類型である矯正処遇課程を新設し、グループ分けを行うこととした。犯罪傾向の進度に加えて、年齢や資質、環境など、個々の受刑者にどのような特性等があるのか多角的な視点から評価した上で、受刑者の特性等ごとに設けた 24 の矯正処遇課程に指定し、集団を編成し、矯正処遇課程ごとに改善更生を図るため、必要な処遇を行っている。

24 の矯正処遇課程のうち、若年、長期、一般については、再犯リスクや処遇準備性の 2 軸で評定される処遇レベルごとにグループ分けを行い、レベルに応じた処遇を行うこととしている。また、開放的処遇課程、短期処遇課程、依存症回復処遇課程、高齢福祉課程、福祉的支援課程といったグループを新設し、特性等に応じた処遇の充実を図っている。

加えて、6 つの特別コースを設け、指定されている矯正処遇課程にかかわらず、ある一定期間に限って集中的に特定の処遇を実施することとしている。

拘禁刑の下で作業については、改善更生や社会復帰のための手段として位置付けられたことを踏まえ、基礎的作業、機能別作業、職業訓練の 3 種類に分類した。基礎的作業は社会人として勤労生活を円滑に継続していくために必要となる職業上の基礎的な能力を身に付けることを目的とし、三段階の区分に応じて設定された目標に向けて職業上の能力を身に付けさせていく。機能別作業は特定の機能や能力を向上等させるために必要があると認められる場合に行うものであり、コミュニケーション能力等向上作業や機能向上作業などがある。職業訓練については、既存の取組を整理して、新たな種類分けを実施した。社会復帰後の具体的な就労に向けた就労準備職業訓練を新設している。

拘禁刑の下において、受刑者には作業の必要性を理解させ、受刑中に達成すべき目標に向けて作業に取り組ませる必要がある。このため、動機付け、目標設定、振り返りといったスモールステップを繰り返すことで、自主的かつ積極的に作業に取り組むように働き掛けを行っている。

特別改善指導についても、例えば薬物依存離脱指導における移行プログラムの開発、暴力防止指導の新設など、拘禁刑導入を機に充実が図られている。一般改善指導として、オープンダイアログの手法を取り入れた「対話実践」も導入され、受刑者の内面からの動機付けを図る新たな取組が始まっている。

また、拘禁刑の導入に先立ち、令和 5 年 12 月からは被害者等の心情聴取・伝達制度が導入されるとともに、被害者等の心情を考慮した矯正処遇も強化された。処遇要領に被害者の心情を具体的に反映し、謝罪や被害弁償に向けた行動目標を設定している。特別改善指導である被害者の視点を取り入れた教育を時期に応じて 4 つのプログラムに再構築するとともに、一般改善指導や対話も組み合わせ、在所期間を通じて継続的な指導を行う。

社会復帰支援については、令和 5 年 12 月に刑事収容施設法上、刑事施設の長の責務として明文化され、内容の一層の充実が図られ、組織的・体系的に取り組まれている。知的・認知能力を原因として日常生活全般にわたり特に配慮を要する受刑者には、多職種の職員で構成する「個別支援処遇推進チーム」により本人に寄り添った柔軟な処遇が行われている。就労支援ではハローワークや民間企業と連携し、就労準備指導やキャリア教育、メタバースを活用した企業説明会など多様な取組が進められている。福祉的支援も早期から実施され、障害者手帳の取得や他機関への引き継ぎなど、社会復帰に向けた調整が強化されている。

刑事施設において受刑者に対する社会復帰支援を実施する上で、社会福祉士は不可欠であり、拘禁刑下においてその重要性はますます大きなものとなっている。引き続き御支援・御協力をお願いしたい。

未理解同調性と対象者理解

講師：

脇中 洋氏

(大谷大学名誉教授)

本研修では、未理解同調性に関連する以下の10項目に沿って講演を行った。

1. ヒトの行動は2種類に大別される

時間の経過とともにヒトが変化していく発達とは、生物学的に規定される成熟と、経験による行動変容を表す学習に大別される。これが発達心理学の基本的枠組みである。発達臨床とは成熟と学習が具体的にどう関与しているのかを見極めるもので、発達を考えると障害を考えることである。

2. 育ちの剥奪と発達障害との関係

発達障害は育ちの剥奪につながりやすく、また育ちの剥奪は発達障害的な状態像をきたす。環境要因である育ちの剥奪は(犯罪行為を含む)問題行動を肥大化させる。問題行動を見る際に、発達障害に起因するのか育ちの剥奪によるものか、可能な限り識別していく視点が必要である。育ちの剥奪によって、初期発達の課題が損なわれる。

3. 罪を犯す人の特性

罪を犯した人の多くは育ちの剥奪や被害的経験を経ており、発達障害(的)な状態像を呈することも多い。つまり基本的信頼感や自己効力感が損なわれ、強固な対人不信や学習性無力感を抱いている。このため支援者はしばしばお試し行動を受け、「やるか、やられるか」の土俵に載せられる。受刑者の知的能力の水準を見ても、平均下から軽度知的障害に相当する人が多くを占めることを前提に対応を考える必要がある。

4. 誘導の心理学

コミュニケーションの枠組みとして、メッセージの内容(命題)レベルと対人関係レベルがある。私たちはメッセージ内容としては正論で否定しようがないが、相手からそのメッセージを受け取り難いことがある。これは対人関係の水準で支配-服従のメッセージを嗅ぎ取ってしまうからである。

このような対人的力動に着眼して臨床場面に応用したのが家族療法である。依存症者に対して一見支えて(尻拭いをして)いる人は、むしろ依存を促進(イネーブル)していることがある。そこで、イネーブラーであり共依存関係にある人に対して、逆説的なメッセージを課題とすることがある。このパラドキシカルアプローチと言われる療法は、対人関係レベルで交わされているメッセージにはたらきかけているのである。このように、交わされるメッセージの内容(命題)だけを考えるのではなく、対人関係にはたらく力動を考慮する必要がある。

そのうえで誘導とは何かを考えると、一般にメッセージの内容理解を前提に被暗示性と迎合性(と黙従)が知られているが、そのいずれにも属さない誘導として、未理解同調性が考えられる。

5. 「未理解同調性」の発見

未理解同調性という概念を見出したのは、ある難聴の耳撃証人が関与する暴力団抗争の殺人事件に関する再審請求審であった。この証人は、組長が幹部組員に指示する怒鳴り声を聞いたとする供

述をしていて、その証拠を元に組長が殺人の共同共謀正犯として有罪判決を受けていた。

しかし証人は左右 70db の難聴であり、本当に組長の声を聴いたのかどうか、問いかけても肯定と否定が入り混じった曖昧な応答をしていた。

そこでこの証人の応答特性を調べたところ、一部を聞き取り一部を聞き落とした状態で、相手の発話の一部を復唱しながら、あたかもすべてを聞き取れているかのように応答しているのだった。

私たちは相手の障害を認識する際に、一部の可能な行動を見て全てできると捉えたり、逆に一部のできない行動を見て全てできないと捉えたりしがちだが、何ができて、何ができないのかを正確に把握することが大切である。

なお、対人関係を維持しようと内容を理解しないまま同調してしまう未理解同調は、特殊なコミュニケーションではなく、(騒音で聞き取りにくい状況や幼児への対応等) 日常しばしば経験しているものである。だが取調べという重要な内容のやりとりにおいてさえ未理解同調が起こりうる点に注意する必要がある。

6. 聴覚障害、知的障害、その他の障害

未理解同調を起こしやすい人として、(全聾ではなく) 難聴者があげられる。口話教育を受けてきた難聴者は、一部を聴き取りながらも一部を聞き落としている可能性が高いが、それを推測で補わざるを得ないし、その推測が正しいかどうかの判断も周囲の反応から推測せざるを得ない。

知的障害でもまったく理解できないのではなく理解しきれていない場合に未理解同調につながりやすいため、軽度知的障害や境界線級知能、あるいは平均下知能の人に注意を要する。

その他、日本語能力が不十分な外国人や認知症が疑われる人、一部の高次脳機能障害 (特に記憶障害)、自分への自信が乏しい人などが未理解同調をしやすと思われる。

7. 障害受容について

障害受容は自己受容として捉えるよりも社会の価値観が内在化したものとして捉えるべきであろう。そして障害受容が困難なのは、努力で克服可

能と捉えられがちな軽度障害である。当事者も周囲の人間も、障害ではなく努力不足ではないかと捉えがちなことによって、受容が困難になり、そのことによって未理解同調も生じやすくなる。

8. 支援者の視点 (外側と内側のモノサシ)

異質な他者へのアプローチとして、外在的な規範を当てはめる外側のモノサシ (端的には「相手はどこまでわかっているのだろうか」という視点) と相手と共有できるものを探る内側のモノサシ (「相手を自分はどこまでわかっているのだろうか」という視点) がある。

ここまでは当事者の特性として、(被暗示性、迎合性ととも) 未理解同調性を述べてきたが、未理解同調とは対人関係の所産である。当事者と関わる支援者の要因も考えねばならない。

未理解同調を引き起こしがちな支援者の態度として、相手に舐められまいと権威的に振舞い、当事者を脅かすような言動を取ることが想定される。

9. 適切な自己主張 (アサーション)

相手を脅かさずに互いに率直な主張をし合う条件として、まず双方の主張が一致しないことを前提にする必要がある。そのうえで攻撃的な主張もなく非主張的 (自己犠牲的) にもならず、自他ともにリスペクトされる第三の落としどころを探っていくことが、アサーティブコミュニケーションの要諦である。アサーティブコミュニケーションを目指すことが、未理解同調を引き起こさないためのヒントになるであろう。

10. 司法面接への対応

支援者が関係を壊したくないがゆえに未理解同調 (誤理解同調?) することもありうる。こうした事態が事実関係を確認する際に生起してはならない。そこで事実関係を明らかにするための司法面接的手法についても解説した。昨今は虐待等が疑われるケースで兎相に通報し、事実確認は代表者聴取に委ねて丸投げする状況にある。だが最初期に最低限の事実関係をスクリーニングすることが重要であり、支援者が情報提示せずに当事者から話を聴くノウハウについて説明した。

新しい更生保護制度

講師：

小西暁和氏

(早稲田大学法学学術院教授)

1. はじめに

講師の自己紹介の後に、本講義では、新しい更生保護制度について理解を深めていただくことを目的としていることを述べ、構成を説明した。

2. 拘禁刑導入に伴う改正

2022年6月に、刑法等の一部を改正する法律が成立し、拘禁刑の導入が図られたが、更生保護に関する規定の改正も行われた。

(1) 刑の執行猶予

再度の刑の全部執行猶予における対象者の範囲を拡大した。初度の刑の全部執行猶予を受けて、裁量的保護観察に付せられた場合でも、再度の刑の全部執行猶予が受けられるようになるなどした。

また、執行猶予の効果の延長が図られた。刑の全部の執行猶予に関して、猶予期間内の再犯（罰金以上の刑に当たるもの）について起訴されている場合、猶予期間が経過してから当該再犯の裁判において執行猶予の言渡しが取り消されることがなくなるまでの間（「効力継続期間」）、執行猶予の効力が継続することとなった。また、刑の一部の執行猶予における猶予期間部分についても、上述の規定と同様に扱われることになる。

(2) 社会内処遇

まず、保護観察の実施方法において、保護観察は、保護観察対象者の「犯罪又は非行に結び付く要因及び改善更生に資する事項を的確に把握しつつ」実施するなど、更生保護の充実化が図られている。

また、従来、法律に具体的な規定のない一般行政サービスであったが、「息の長い」社会復帰支援の推進を図るため、更生保護に関する地域援助等も上述の2022年の法改正によって取り入れられた。更生保護に関する地域援助として、①支援対象者等に対する援助、②支援機関等に対する援助、③地域支援ネットワークの構築、また④保護観察所での犯罪・非行の地域相談窓口「りすたぼ」が挙げられる。

さらに、更生緊急保護制度の一層の活用も図られている。更生緊急保護の対象者のうち「訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受けた者」を「検察官が直ちに訴追を必要としないと認めた者」に改めることなども行われた。

(3) 処遇における犯罪被害者への配慮

犯罪をした者又は非行のある少年に対して更生保護法上の措置を行うに際しては、被害者等の被害に関する心情や置かれている状況をも十分に考慮することが求められるなどしている。

3. 更生保護施設における処遇

(1) 更生保護事業の伸展

更生保護事業法上で、更生保護事業とは、宿泊型保護事業、通所・訪問型保護事業及び地域連携・助成事業から構成されるものと整理されると共に、更生保護法においても、更生保護事業の伸展が図られた。

(2) 更生保護施設における処遇の展開

2019年3月の「これからの更生保護事業に関する有識者検討会」からの提言も背景に、更生保護

施設における処遇の展開が図られている。

まず、宿泊型保護事業についてであるが、更生保護施設は、2025年1月1日現在、全国に102施設ある。更生保護施設においては、①特別処遇（2009年度～）、②薬物重点処遇（2013年度～）、③特定補導（2023年度～）といった取組が近年進められてきた。

次に、更生保護施設で行われる通所・訪問型保護事業として、①フォローアップ事業（2017年度～）、②訪問支援事業（2021年度～）が挙げられるが、都府県更生保護協会でも通所・訪問型保護事業が行われている。

最後に、地域連携・助成事業についてである。これまで①更生保護地域連携拠点事業（2022年度～）が進められてきたが、②更生保護地域寄り添い支援事業（2025年度～）へと発展した。

4. 保護司制度の現状とこれから

（1）保護司を取り巻く現状

まず、「保護司の人員・女性比の推移」、「保護司の平均年齢の推移」、「保護司の年齢層別構成比」、「保護司の職業別構成比」といった保護司制度に関する統計の数値を見ても、高齢化や成り手不足が進んでいることなどが分かる。

そこで、「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」が、2023年5月から2024年10月まで開催された。検討会における論点としては、公募制の是非、報酬制の是非、保護司法1条の保護司の使命や同法3条1項の委嘱条件に関する規定などが挙げられる。2024年10月には、検討会の報告書も公表され、「推薦・委嘱の手順、年齢条件」、「職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化」、「待遇、活動環境」、「保護司の使命」、「保護司の安全確保」といった各課題について今後講じられるべき施策等が示された。

他方で、海外における動向として、2024年4月にオランダのハーグで開催された「第6回世界保護観察会議」内で「第2回世界保護司会議」も開かれ、また2025年5月にオーストリアのウィーンで行われていた国連犯罪防止刑事司法委員会で

も、新たな国際準則「再犯の削減に関する国連モデル・ストラテジー」（United Nations Model Strategies on Reducing Reoffending）が—「京都モデル・ストラテジー」（the Kyoto Model Strategies）とも呼ばれるものだが—採択されるなど、hogoshiの国際的知名度は上昇している。

（2）日本の更生保護

ただ、現在の各国の制度を比べると、日本の更生保護は、独自の性格を有していることが分かる。

（3）犯罪者処遇の理論

その上で、犯罪者処遇の諸理論に照らしても、保護司が、あくまでも一市民あるいは一住民であり、保護観察対象者にとって何か特別な位置づけにある専門家や専門職ではないところにこそ意義がある。保護司は、地域社会で孤独・孤立の状態になりそうな対象者に、市民・住民として水平的な関係に立って寄り添うことができる。

（4）保護司の多様性

しかし、現状を踏まえると、保護司にも多様性が求められているのではないだろうか。今後は、外国籍の保護司や元犯罪者・元非行少年の保護司もより広く参画していく余地がある。

（5）新しい保護司制度の方向性

そこで、①公募制・自薦制、②保護司の前段階の、あるいは周縁的な組織、③従来とは異なる保護司会の組み方、④地方公共団体の責務といった点から今後の方向性を考えることができる。

（6）被害者支援における保護司の機能

なお、地域社会における被害者支援の役割について、なぜ保護司が担うのか、今後も保護司が担い続けるとしたら、その正当化根拠は十分に検討する必要がある。

（7）今後の在り方

保護司制度についても、きちんとした効果検証と再検討の反復が求められる。

5. おわりに

結びとして、刑事ケアシステムの構想から更生保護制度を捉え直した。

「助けて」が言えない子どもたち～市販薬と大麻の乱用・依存を例に～

講師：

嶋根卓也氏

〔 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所
薬物依存研究部心理社会研究室長 〕

子どもたちに広がる

市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）

近年、若者たちを中心に、咳止めなどの市販薬を過剰に服用するオーバードーズが流行し、深刻な社会問題となっています。市販薬のオーバードーズは、急性中毒や依存症といった健康影響につながる可能性があり、医療を受診する患者も増加傾向にあると言われています。若者たちの間で、オーバードーズが流行する背景には、SNS等で情報が拡散していること、ドラッグストアなどを通じて入手が容易であること、「生きづらさ」を抱えた若者の自己治療的な対処方法となっているなどの要因があると考えられます。



オーバードーズ

*通常の投与量を超えて医薬品またはストリートドラッグを偶発的または意図的に使用すること
Accidental or deliberate use of a medication or street drug in excess of normal dosage.

急性中毒： オーバードーズによって生じるさまざまな急性の中毒症状

急性中毒の例として、悪心（気分が悪くなる）、吐き気、頭痛、意識障害（ぼんやりと意識レベルが低下するなど）、呼吸障害（呼吸が早くなる、呼吸が苦しくなるなど）、循環器障害（脈が早くなる、脈が止まるなど）があります。急性中毒が原因で死に至る場合もあります。これは急性中毒死と呼ばれます。



薬物依存症： 自分の意志では薬物の使用をコントロールできなくなってしまう障害

オーバードーズの対象となっている医薬品の中には、依存性物質を含むものもあり、オーバードーズを繰り返した結果として薬物依存症になる可能性があります。薬物を使いたいという気持ちを抑えることができず、日常生活や人間関係に困りごとが生じているにも関わらず、自分の意志では薬物をやめることができない状態となります。

*Medical Subject Headings (MeSH)
<https://www.nlm.nih.gov/mesh/meshhome.html>

Chapter 3

広域ネットワークづくり に関する報告

本事業部では、東京都下の立ち直り支援に関わる関係機関・組織・人との「緩やかな連携体制」の構築するべく、模索を続けてまいりました。具体的には、立ち直り支援にかかわる取り組みをどのような主体がどのように行っているかを確認し、連携構築にあたってどのような課題があるか、どのような工夫が考えられるか、何に留意したらよいか——などについて知見を集約・共有するために、3回のシンポジウムを開催しました（広域ネットワークシンポジウム）。

以下、各回の概要について、広報誌『All Right』に掲載した内容を転載する形にてご報告するとともに、コーディネーターをお務めいただいた今福章二氏（中央大学法科大学院客員教授）から総括的なコメントを伺ったインタビュー記事を、末尾に添えております。

（※シンポジウム登壇者のご所属・役職は開催当時のものを掲載しております）

共に生きること、輪を広げること

東京社会福祉士会主催による「立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業：広域ネットワークシンポジウム」が2024年2月12日、オンラインと会場参集のハイブリッド形式で開催されました。第1回となる今回は、「居住支援・障害者支援・女性支援」に焦点を当て、それぞれの分野のエキスパートでおられる秋山雅彦氏（自立支援センターふるさとの会理事）、石川恒氏（生きにくさを抱えた障害者等の支援者ネットワーク代表理事）、橋本久美子氏（風テラスアドバイザー）を演者に迎え、全国更生保護法人連盟理事長の今福章二氏の司会により、立直り支援と絡む各分野でのネットワーク構築の現状と展望について掘り下げていただきました。以下、概要を報告します。



「居住支援」分野から

秋山雅彦氏

特定非営利活動法人
自立支援センターふるさとの会 理事
居住支援法人(株)ふるさと代表取締役



まずは住まい確保、 必要に応じたケアを順次拡充

秋山雅彦氏が理事を務める「ふるさとの会」は、居住支援・生活支援・就労支援を三本柱に事業展開する法人グループであり、東京都から指定を受けた居住支援法人である。

1990年に山谷地域を中心にホームレス支援を行う「ボランティアサークルふるさとの会」としてスタートし、99年にNPO法人の認証を受け、以後、空き家や工場や寮を改装して、サポートティブハウスに作り変え、支援・ケアのネットワーク構築に取り組んできた。「事業を継続するうちに明確化してくるニーズもあるので、柔軟に事業を拡大してきました」と秋山氏は言う。

「たとえば、ホームレスの自立支援センターから退所される方に住まいや支援の提供を行っている」と、精神障害を抱えた人が多いことがわかってきました。そこで、精神障害者向けのグループホームを作った。また、サポートティブハ

ウスが増えてくるとセントラルキッチンが必要じゃないかということで、給食センターを作った。そんな感じで、必要なものを制度を活用しながら拡充して、今日に至ります。更生保護法人を設立して、更生保護対象者向けの相談支援も担っています」

「隣人トラブル」への対応も 居住支援の必須事項

不動産業を行う法人も設立し、住宅確保要配慮者向けの住まい確保にも取り組んでいる。

「山谷や向島などのエリアで、老朽アパートや空き家をリフォームして、低家賃・低所得者向けの住まいとして再開発を進めています。これらの住まいに生活困窮者、高齢者、障害者、刑務所出所者、子育てひとり親世帯など、住宅確保要配慮のさまざまな方が入居できるようニーズに応じて個別適切に支援しています」

「また、これはふるさと不動産の特長的な取り組みですが、入居者の起こす『隣人トラブル』に対しても、適宜対応することとしています」

それはどういうことなのか。秋山氏は続ける。「住宅確保要配慮者の住まいを確保するうえで、私どもは『居住者にかかるトラブル対応』がポイントになると考えています。必須事項と言っていい。これがなされていないから、多くの方が退去させられる現実があると考えます」

「障害者支援」分野から

石川 恒氏

生きにくさを抱えた障害者等の
支援者ネットワーク 代表理事



いまなお続く 福祉業界の“当事者意識”の低さ

「私は、罪を犯した方が福祉の支援の場にいるのは“当たり前”のことだと思っていました。しかし、実際はそうではなかった」

支援の困難な知的障害者を積極的に受け入れる、関東近県の入所施設の施設長であった石川恒氏は、40年前の入職時を振り返って、当時の勘違いを披歴した。

「罪を犯した知的障害者の入所を受け入れる施設は、ほとんどありませんでした。私の勤める施設は、他に行き場のない人の受け皿となる方針を貫いていたから（『最後の施設』などと言われていた）、結果として、罪を犯した人も一定程度含まれていたのです」

罪を犯した障害者に対する福祉業界の及び腰の姿勢は、40年を経過した今日になっても変わらないと、石川氏は指摘する。

「制度上は『地域生活定着支援センター』が確立されましたが、それはあくまでも“つなぐ仕組み”ができただけのこと。つなぐ先である福祉の施設・事業所における受け入れ体制は、未だ不十分といわざるをえません。立ち直りへの支援を『福祉の課題』として捉える問題意識が、福祉の側には極めて薄いように思えます」

では、福祉はどう変わらなければならないのか。どうすれば変わることができるのか。石川氏は、こう付け加えた。

「思うにみなさん、犯罪を犯した人を『いい人にしなくては』という気負いがあるのではないのでしょうか。でもそれは無理。大事なのは、ちゃんと支えて、一緒に生きるということ。そういう考え方の転換が必要だと思います」

「枠の支援」から 「関係性の支援」へ

一方で、石川氏の勤める施設は、時代にあわせて「支援の在り方」をバージョンアップさせてきた。

「以前は、入所者に決まりや約束事を守らせるよう促す『枠の支援』が中心だったのですが、それを徹底した個別支援に変えました。職員が入所者一人ひとりに付き合って具体的な“生きにくさ”を理解し、自己肯定感を育む関わりを継続し、地域社会ともう一度つながれるようにサポートする——。そういう『関係性の支援』に取り組みました。そこまでが、東京都外にある一施設の実践の限界でした」

「その先をどうしていくかは、ぜひ皆さんにお考えいただきたいと思います。この問題に関わるには覚悟が要りますが、気づいた人からやっけていくしかないんです」

「女性支援」分野から

橋本久美子氏

特定非営利活動法人風テラス
アドバイザー



すべてを吐き出し、 問題を手放せるように

橋本久美子氏がアドバイザー／相談員として関わっている「風（ふう）テラス」とは、風俗で働く女性のための無料生活・法律相談窓口（対面、LINE通話、メール）のことである。寄せられる相談は多重債務、DV、離婚、障害・病気……と多岐に渡るが、風俗に特化した相談窓口であるがゆえの“強み”があると、橋本氏は言う。

「そもそも風テラスは『風俗で働く女性』からの相談を受け付ける前提の窓口ですから、相談者はスティグマにとらわれずに『風俗で働いていること』を含めて、ありのままを包み隠さず打ち明けることができます。相談員はそのすべてを受け止め、いま何をどうしたらよいか一緒に考えます」

「風俗で働いている女性たちは、自分の直面する現実を誰にも話せずに孤立しています。それによって、小さな困りごとでも雪だるま式に大きくなり、こんがらがった不安や絶望に飲み込まれてしまうんです。だから、安全が確保された場で『いま困っていること』を吐き出し、問題を“手放す”プロセスが必要です」

ほどよく他者に 依存して生きる

相談は、法律の専門家である弁護士と、福祉の専門家であるソーシャルワーカーが二人一組で対応する。困りごとをほぐし、一つひとつ解決への道筋を立てる。

「困った時は頼っていいんです。人は一人では生きていけないんだから。ほどよく他者に依存して生きることが、自立ということです」

風テラスでは、「自助グループ」にも取り組んでいる。

「みんな“わけあり”の背景をもって、匿名で勤めているから、同じ境遇の者同士のつながりが無い。仲間とおしゃべりして愚痴を言い合ったりすることで、新たな視点や解決に資する情報が得られたり、適度にガス抜きができたりして、気が付けば問題が解決していることが往々にしてあるものですが、彼女たちにはそれが無い。そこを補完する場にできたら…ということでした」

こうした実践は、専門職にとっての“学びの場”としても機能しているという。

「イベントを開催したり、活動がメディアに取り上げられたりすると、それをきっかけに、趣旨に賛同する弁護士、ソーシャルワーカーや学生さんが来られて、風テラスの活動にインターンとして参加してくれます。ほかでは得がたい経験を積むことができますし、仕事や学びにおおいに役立っていただけるかと思います。応援の輪が広がることは、大歓迎です」

第2回 広域ネットワークシンポジウム

医療・就労（障害）・若者支援——

立ち直り支援にあたって “生きづらさ”にどう向き合うか？



左から今福氏、橋本氏、川崎氏、高橋氏、谷氏。橋本氏は第1回シンポジウムに引き続き、パネルディスカッションから参加

- 東京社会福祉士会の立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部は2024年9月29日、第2回目となる広域ネットワークシンポジウムをオンラインと会場参集のハイブリッド形式で開催し、医療・就労（障害）・若者支援という角度から、立ち直り支援にあたっての“生きづらさへの向き合い方”について掘り下げました。

- 「医療」に関しては医療法人社団大和会大内病院の谷将之院長から、「就労（障害）」に関しては 社会福祉法人武蔵野会の高橋信夫理事長から、「若者支援」に関しては、NPO法人しあわせの川崎タツキ代表理事から、日常業務のなかで関わる立ち直り支援に関する取り組みについてご紹介をいただき、それをベースにパネルディスカッションで掘り下げました。

コーディネーターは第1回と同様、全国更生保護法人連盟の今福章二理事長にお務めいただきました。

パネルディスカッションでの 議論の一端をご紹介します

【問題提起】

コーディネーター：今福章二氏（全国更生保護法人連盟理事長）

Q 本人にとっての生きづらさと支援者の見立てに“ずれ”や齟齬が生じることはないのか。専門家としてのバイアスがかかって、自分の持てる資源に合わせて『この人の生きづらさはこういうことだ』と決めつけてはいないだろうか。また、見通しを立てようがないところに見通しをつけようとして、支援に無理が生じていることはないだろうか。

【コメント】福祉分野から

高橋信夫氏（社会福祉法人武蔵野会理事長）

- 福祉に携わる人は自らの先入観・既成概念・偏見を削ぎ落とす必要がある。そうやってみて初めて、当事者の目線から社会がどう見えるのかを感じ取ることができ、本人にとっての生きづらさに対する支援に活かすことができるのだと思う。
- 地域で年代・業種・職種・属性を越えて様々な人たちと出会って、対話して、価値観を認め合うプロセスが大事。そうすることで、いろんな人を受け入れる下地が築かれていく。同質の人ばかりが集まっているのに安易に「多様性を尊重している」と自己評価してしまうと、結果として異質な人が受け入れられる余地を損なってしまうので、気を付けたい。

【コメント】医療分野から

谷 将之氏（医療法人社団大和会大内病院院長）

- 生きてきた時代・環境によって生きづらさは異なる。私の場合は「リスペクトしているもの」を尋ねて、そこを出発点に対話を進めることで、“うまくいかないこと”が何かを共有するようになっている。それが“生きづらさ”ということになるのかもしれない。
- 見通しの水準は、2週間後と1ヶ月後と3ヶ月後と1年後とでは、それぞれ異なる。私の場合は、短期的な見通しと長期的な見通しをあわせて立てているが、短期的な見通しでは本人に我慢してもらうことが多いことを示しつつ、長期的な見通しではその我慢が報われることを示すような形を取っている。

【コメント】若者支援の分野から

川崎タツキ氏（NPO法人しあわせの代表理事）

- 僕は理屈ではなく、心でぶつかっていくようにしている。つらい思いをしている子がいるなら、いっぱい関わってあげたい。途中で離れたりせず、ずっと関わっていきたい。もちろん、できる限りということになってしまうが、僕の生き方・性分として、とにかく何かしてやれないかな、と思う。

【コメント】福祉分野から

橋本久美子氏（特定非営利活動法人風テラス アドバイザー）

- 私は、「その人にとって危険なことは取り除く必要があるだろう」というハームリダクションのスタンスで関わっている。たとえば、風俗を生業としていること自体、良し悪しの客観的判断はできないが、危険を伴うものであることは間違いない。だからまず、「いま現実に困っていること」の解決に向けて働きかける。それらの困りごとが解決されて、風俗以外の選択肢を持てるようにアプローチすることが大事だと考える。

第3回 広域ネットワークシンポジウム

SOSに気づき、受け止め、伴走し、地域をつくる ——支援者・支援機関の孤立を防ぐ“支え合い”の必要性

第1回目（2024年2月12日）は「居住支援」「障害者支援」「女性支援」という切り口で、第2回目（同9月29日）は「医療」「就労支援（障害）」「若者支援」という切り口で議論が交わされましたが、第3回目（2025年3月8日）は新たな試みとして、「公開事例検討会」というスタイルでの実施となりました。

具体的には、次頁に掲げる“ざっくりした「事例」”をもとに、各演者が、

▼考えられる背景・要因

▼実際は顕在化していたであろう「見逃された事象」

▼介入すべきだった（SOSと認識すべきだった）ポイント

——などの“見立て”を発表し、質疑を通じて掘り下げていく構成で展開されました。

当日は小雪降る極寒の1日でしたが、大勢の方が会場の立川まで足をお運びくださり、またオンラインでも多数ご参加をいただきました。厚く御礼を申し上げます。



事例について説明する小林良子立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部副部長

「広域ネットワークシンポジウム」

各地区において「地域ネットワーク構築」に活かしていただくことを目的に、立ち直し支援にかかわる取り組みをどのような主体がどのように行っているかを確認し、連携構築にあたってどのような課題があるか、どのような工夫が考えられるか、何に留意したらよいか——などについて知見を集約・共有するために開催するシンポジウムです。



事例

幼少期



現在



B男は19歳。現在祖母、父親と3人暮らし。母親はB男が4歳の時に家を出て行き、それから3人で暮らしています。

小さい時の記憶は父親と母親の言い争いが絶えなかったことで、母親が出て行ってから祖母と一緒に住むようになりました。

父親はトラックの運転手で、たびたび家を空けますが、家にいるときはいつも飲酒しています。

幼稚園では他の子より少し出来ることが遅く、祖母が学校と相談しましたが、とりあえず普通学級に過ごすことになりました。

勉強はあまりよくわかりませんでした。

中学時代



中学の時に同じ学校のいつもの仲間から、ガスを吸うことを誘われました。少しドキドキしましたが、ビビってると思われないように、一緒にガスを吸ったところ、気が遠くなる感じでとても気持ちよくなりました。それからはたびたびガスで遊ぶようになり、仲間とお金のためにカツアゲや万引きをしました。

そんなことをしているうちに警察に捕まり、鑑別所に行くことになりました。鑑別所では色々な検査をしました。1カ月後、祖母が迎えに来て家に帰りました。

保護観察になりましたが、あまり保護司のところへは行かずに終わりました。

バイトは続かず



ギャンブルで借金



B男



高校には進学せず、アルバイトを始めました。しかし、うまくできないこともあり、数か月で辞めることを繰り返していました。

パチンコやゲームの掛け金で借金ができました。

友達から「いい仕事がある」と誘われ、知らない人の所に荷物を受け取りに行く仕事を数回やりました。また来るように連絡が来ています。

事例に対する「各演者の“見立て”」

B男を支え続けてくれる存在が必要

脇本勇一郎氏（自立支援センター板橋寮相談係主任）



- 私の所属する「自立支援センター」は、路上生活者／ホームレスの人（ネットカフェ等の生活者も含む）を対象に、衣食住の提供、就労支援、地域生活に向けての居住支援、退所後のアフターケア（生活相談・法律相談）を行う施設である。入所期間は6か月、アフターケアは退所から最大1年となっている。
- 現状で、B男が自立支援センターにつながる可能性は十分ある。大きく分けて、次の3パターンが考えられる。①借金が膨らんで生活が回らなくなり、父・祖母との関係が悪化し、家に居づらくなって家を出、路上生活となってセンターにつながる。②非合法の仕事が怖くなって、家を出、路上生活となってセンターにつながる。③逮捕されて服役後、更生保護施設を経てセンターにつながる
- 自立支援センターにつながった場合、年齢が19歳ということで、職はすぐに得られるだろう。ただし、継続するかどうかは別問題。仕事とのマッチングがうまくいかない場合には、障害者雇用も視野に入れることとなるが、本人の同意が得られないケースがままある。
- 無事退所してアパートでの1人暮らしに移行したとして、懸念されるのは「燃え尽き」。目標にしていたことが実現した途端にバーンアウンとしてしまうケースは、少なくない。あるいは悪い友達とのつきあいや依存症が再開するかもしれない。本人が“心の隙間”をどうやって埋めていけるかが課題だ。
- 自立支援センターは、あくまでも通過施設。最大1年6か月という限られた期間のなかで、やれることには限界がある。B男の生活歴からして、はたして自助努力だけで今後の困難を乗り越えられるか。B男を支え続けてくれる存在が必要であるように思われる。
- 父と祖母が存命であることは“強み”となりうる。いまは関係がうまくいっていないかもしれないが、専門の支援を得て家族関係を「再構築」できれば、B男が父や祖母を支える存在としての役割を得ることもつながるかもしれない。

介入できるところから介入、孤立させないこと

板倉康広氏（家族相談室ドラセナ管理者）



- これは誰の困り事なのか。この世帯と周囲の関係はどうだったのか。地域の社会資源がどのように存在していて、それが彼ら（父、母、祖母、B男それぞれの）の目にはどのように映っていたか。これまで見過ごされてきたのはなぜか。

●父母はなぜ互いに言い争わなければならなかったのか。母はなぜ出て行ったのか。その後、母と音信はあるのか。父はなぜB男を引き取ったのか。なぜいつも飲酒しているのか。祖母と息子・嫁の関係はどうだったのか。祖母は現状をどう捉えているのか。B男とその仲間はなぜ一緒にガスを吸うのか。保護司との関係がうまくいかないとか、アルバイトが続かず数ヶ月で辞めてしまうとあるが、その背景には何があるのか。こうした“なぜ”を「査定」していく必要がある。

●誰もが様々な立場・役割をもって日々を生きている。たとえば父親であれば、「B男の父」であり、「稼いで家計を支えている労働者」であり、「離婚歴のある中年男性」「アルコール問題で課題を抱えた人」「祖母の息子」でもある。どの側面に“生きづらさ”があるかが把握できれば、関わりをもつための糸口になる。

●家族相談では、「いま困っていて、変わりたいと思っている人」に焦点を当ててアプローチする。この事例では「困っている」のは誰か。家族それぞれが自己実現を図るうえでどのような課題があるかを考えることが必要。

●現実を受容するには、葛藤もあるだろうし、時間もかかるだろう。B男は“危ない仕事”をしなければ生きていけない状況へと追い詰められていたのかもしれない。それを「問題だ」と言われたら、否認したくなるだろう。そういう“心の綾”を理解して、一緒に考えていくスタンスが必要。

●介入できるところからどんどん介入して、孤独にさせないことが大事。何かが変わることで、波及効果が期待できる。問題点よりもニーズや希望に光を当てて、伸びしろ・可能性を高めることに注力する。関係者で手を携えれば、介入できることはたくさんあると思う。

「支えてもらう」ことで、道が開ける

服部善光氏（東京グレイスロード統括施設長）



●私の勤める「東京グレイスロード」は、当事者による当事者への支援（ピアサポート）に取り組む「ギャンブル依存症専門の回復施設」である。具体的には、グループミーティングや自助グループへの参加を柱に、安全な居場所の提供、相談事業、予防・啓発活動、サポート事業、関係機関との連携などを行っている。かく言う私自身も、当事者である。

●事例のB男の辿っている経過は、まさしく依存症の典型的な行動パターンと言える。私の当事者経験から、悪い行いへのハードルが低くなっていく感覚はわかるし、アルバイトが

長く続かず入っては辞めてを繰り返すというのは、私もそうだった。

また、B男は現状から抜け出すための人間関係が乏しく、紹介された“いい仕事”は九分九厘、闇バイト。状況は悪化の一途を辿っている。早期の介入が必要だ。

●B男が東京グレイスロードとつながった場合は、この先どうしたいか本人の話をじっくり聴いて、自分たちの経験も踏まえながら「いまでできること」を一緒に考えていきたい。

●依存症そのものに対処するのであれば、自助グループへの参加、行政による回復プログラ

ムへの参加、依存症拠点病院への通院または入院、回復施設への入所などのなかから、最善と考えられる支援を提案することになる。いずれも、同じような経験を持つ仲間とつなげることが、ベースとなる。

- 家族が相談に来られても、対応できることたくさんある。家族向けの「自助グループ」もあるし、家族同士が経験を共有して対応方法

を学び合う「家族会」もある。ご相談をいただければ、現在置かれている状況と何にお困りであるかをお聴きして、最善の社会資源につなぐことになろうかと思う。

- 一人で頑張っても難しい。誰かにつながって、誰かに支えてもらうことで、道が開けてくる。そして、巡り巡って、B男も父も祖母もどこかで“支える側”になっているかもしれない。

誤学習だが…「仲間とつながる」ための非行

長谷川義貢氏（東京保護観察所・処遇第二部門 統括保護観察官）



- 本事例では、「幼少期から両親が不仲」「実父による、家庭内における暴力に晒されていた」ということで、B男は虐待状況に置かれていたと推察される。加えて、「早期から実母と離別するなど、愛着形成に不利な状況のなかで生育してきた」（＝逆境的小児期体験をした）少年である、とアセスメントできるのではないかと。逆境的小児期体験（ACEs）は依存症のリスクを高めることから、依存症が背景にあると疑われる事例では、確認が必須である。

- B男の実質的な養親となった祖母は、「実父の問題飲酒に、有効な対処をすることができていなかった」という点で、問題飲酒を助長してしまう可能性のある人（＝イネイブラー）だったのではないかと見立てることができる。依存症の世代間連鎖という視点から見ると、もしかしたら祖母も「逆境的小児期体験」を経験してきた人かもしれない。いずれせよ、祖母の問題解決能力がB男の育ちに何らかの影響を及ぼしている可能性は否定できない。

- B男に発達遅れがある旨の指摘がなされているにもかかわらず、支援につながること

ができなかった。その理由や背景を、アセスメントの過程で明らかにしていく必要がある。

- 祖母と学校との間で話合いが持たれた際、その場に当事者であるB男はその話合いに参画できていたか。本人不在のまま周りだけで本人の将来に関することを決め、B男のニーズがくみ取られずにいたという状況はなかったか。（「こどもまんなか」の視点の有無の確認）

- ガスの吸引、恐喝、万引きなどは、B男が置かれた地域社会のなかで、社会的孤立を避ける手段として、また仲間とつながり孤立から逃れるための本人なりの手段として、機能していた可能性がある。もちろん、これらは「誤学習」である。

- B男は逆境のとも言える成育環境の中で社会学習の機会が不足していたのかもしれないし、生来の知的能力が低かったのかもしれない。発達上の障害についてアセスメントがなされていても地域の関係機関の間で十分に共有されてこなかったのかもしれない。以上のことから、B男はいまなお生きづらさの渦中

にある——ということなのかもしれない。

●保護司のところに行った時期もあったが、その後ほとんど行かなくなってしまったということは、当初、保護観察に何らかの期待をしていたものの、それが満たされず中断に至ったということが考えられる。だとすれば、どのような期待を保護観察に抱いていたのか、B男の視点で検証していく必要がある。

●実母との離別後、父方の祖母が一貫してB男の養育に関わってきたことは、強みとして挙げることができる。また、B男は非行や犯罪に手を染める形にはなったが、自分を受け入れてくれる仲間を探し、連帯を維持しようとしていた。それ自体は、B男の「対人希求能力の旺盛さ」と評価することができる。よい人間関係やよい環境があれば、B男の改善更生の可能性は高まる。

●保護観察では、以下のような取り組みを行うことになる。

- ・耳を傾けてくれる人（批判しない、安全な人）がいることを知る機会をつくる
- ・新しい価値観と出会う機会をつくる（主体的な回復行動を促すきっかけになる）

- ・依存する場所（頼れる場所）が地域のなかにあることを知る機会をつくる
- ・自分自身の問題に対して正直になれる機会と体験を提供する
- ・同じ問題を持つ人の存在（正直に自分の気持ちを話せる人）がいることを知る機会をつくる
- ・周りと自分を比較するのではなく、あるがままの自分を肯定する大切さを伝える機会をつくる

●保護観察所は従来、一定の期間が過ぎると、困りごとを相談されても対応することができなかったが、2023年12月から犯罪・非行の地域相談窓口「りすたぽ」を各保護観察所に設置し、対応の間口を広げ、相談があれば、個々に応じた社会資源につなぐという枠組みができた。ぜひご活用いただきたい。

●大変なケースほど、対象者は孤立している。それを助けようとしている支援者も孤立しがちになる。支援者が孤軍奮闘の末に燃え尽きてしまわないように、支援者を支援する体制を作ることも大切だ。頭から「できません」ではなく、「ここまでならできる」というスタンスで連携の輪に加わってもらえるよう、排除の構造を崩す、粘り強い働きかけが必要だ。

ディスカッション

前段の各演者による発表を受けて、プログラム後半は、①コーディネーターとシンポジストの質疑応答、②フロアとの質疑応答、③まとめ——という順に展開されました。



コーディネーターVSシンポジスト

(コーディネーター：今福章二氏（中央大学法科大学院客員教授）)

——支援者と当事者、両方のお立場をご経験されてきた見地から、B男の目に映っている世界、感じている生きづらさについて、コメントを。

居場所で余儀なくされる “非行への同調”

【服部氏】 B男の友人関係が“条件つき”であるかのような状況が気になる。B男的にはそこが居場所になっていたが、その場にいるために、自身で望まない「ガス吸引」にも付き合わざるをえなかった——ということだったのではないかと。怪しいアルバイトも、B男は話を聞いて驚愕したはず。でも、既に出来上がっている人間関係のなかで、Noと言えなかった。

そもそもB男の人生は成功体験より負の体験が多過ぎて、自己肯定感が形成されてこなかったものと考えられる。「自分はずっとダメなままなんだ」「落ちていくしかない」という漠然とした不安・絶望に囚われていたのではないかと。きつかったろうと察せられる。

——支援機関として1年6か月の間にできることの限界と、その後も「B男を支え続けてくれる存在」について、もう少し掘り下げを。

専門機関の職務を超えた 「人間関係のニーズ」

【脇本氏】 我々自立支援センターの職員は、「支援員」としての立場から、仕事として利用者と接している。皆さんが就労してアパートに移って自立した生活を送る



ことをゴールに、日々取り組んでいる。そんななか、当センターの職員が退所者のアフターフォローで自宅訪問に回っていたとき、ある年配男性の退所者からこう言われたことがあった。「友達になってほしい」と。つまり、仕事としてではなく、人としてこの先もずっと自分のことを気にかけてほしい。ときどき隣に来て、話を聴いてくれる存在でいてほしい——という求めだった。こうした、職務の枠を超えたニーズに対してどう答えたらよいか。今回の事例でいえば、B男はこの先も数々の困難に遭遇することになるだろう。そんなとき、専門的支援とは別に、なんでも打ち明けることができるような「ただ隣にいてくれる存在」がB男には必要ではないかと思う。

——「隣にいてくれる存在」があれば、B男の幼少期からの生きづらさは軽減された？

アウトリーチしていれば、 たどり着けた

【脇本氏】 これは想像だが、B男家の内情はご近所の方々も薄々ご存じだったのではないかと。『おばあちゃんがB男君の面倒を見ていて、旦那さんは不在。いるときはいつも酔っぱらっている』ぐらいのことは。でも、そこから先につながらなかった。このような状況では、やはりおせっかいを顧みず、“飛び込んでいく”役回りの人が必要だろう。フォーマル／インフォーマルどちらの属性かはともかく、アウトリーチがなされていれば、B男の困り事にたどり着くことができたのではないかと考えられる。



——事例を通して、B男および家族へのかかわりで「足りなかった」ものはなにか。

「どこでどのような支援が受けられるか」の視覚化が必要

【板倉氏】



このケースは、時間を追ってあちこちで孤立が起こっている。夫婦関係の破綻で父と母が孤立し、仕事による父の不在でB男も孤立した。祖母が学校にB男の発達について相談するも、はぐらかされた形で孤立する。背景には、理解の不足、想像力の欠如、支える社会資源の不足、啓発の不在があった。

それともう一つ、当事者側から周りの景色がどう見えていたかということも重要。『支援を受ける選択をしない』のは、それが選べるように見えていなかったのかもしれないし、あるいは支援の存在が見えていなかったのかもしれない。

社会資源はそこにあればいいのではなく、“見える”こと、イメージできることが決定的に大事。

私たち支援者側から「こういうメニューがありますよ」ということを、地域に対してわかりやすく情報提供する必要があるのではないか。

——B男の「非行傾向」は、今後の支援の“足かせ”となるのか？

非行や犯罪傾向の根源は「安心安全な環境を希求する力」

【長谷川氏】



保護観察官としての経験に照らして言えることだが、非行傾向が進んでいても、環境との相互作用により、そこから抜け出すことはできる。回復を安心安全に支える環境のなかで、自身と似た境遇にあった仲間や、ピアサポートするロールモデル的な先達との出会いや交わりを通じて、見違えるように“変わっていく”のを、私は何度も見てきた。

彼らをして非行や犯罪に向かわせるものは、突き詰めれば「安心安全な環境への希求力」である。安心安全な環境が確保されれば、彼らが自ら進んで非行や犯罪に走ることは考えにくい。非行傾向・犯罪傾向というのは、ある意味、『生きたい』という思いの強さや勢いが誤学習によって非行や犯罪といった形で外在化した状態と言える。方向性は間違っているが、厳しい環境下にあってもどうかして「生き延びたい」という気持ちの強さの表れだと捉えれば、B男がとった行動は「レジリエンスの強さ」というか“強み”として評価することもできるのではないかと。



左端がコーディネーターの今福氏。右隣からシンポジストの脇本氏、板倉氏、服部氏、長谷川氏

フロアVSシンポジスト

参加者A

——世間の偏見やレッテル張りを跳ね返して更生へと向かうためには何が必要か

「頑張ったな」という 全肯定の言葉が何より響いた

【服部氏】自分の経験から言えば、セルフヘルプでいただいた「頑張ったな」という言葉が、胸に響いた。「辛かったな」とかではなく、「頑張ったな、今日まで」って。「よく生きて来たな」と。やり方は間違っただけかもしれないけど、今日まで何とか生きながらえてきた自分の人生を全肯定してもらった気がして、なんかふーっと、全身から力が抜けた。この人になら何を話してもいいかなという思いになった。それが転機だったことを、いまもはっきり覚えている。

本人と一緒に「作戦会議」を

【長谷川氏】社会的不適応は「それだけ何らかのニーズが満たされていないことの裏返し」。その辛さに心を向けて、本人と一緒に「さてこの先どうしようか」と“作戦会議”をするような形で関わるスタンスが求められるのではないかな。

参加者B

——どうやったらマイナスの依存先をプラスの方向へ変えていけるのか。

“仲間”の姿が刺激に

【服部氏】私も渦中にあるときは、変わりたいのに、どうにも反対の方向に行ってしまう

う。何をやっても失敗するだけ——と自分を諦めていた。

でも、自助グループで、辛さ・苦しさを打ち明け合うことのできる居場所とともに、解決策をたくさん持っている仲間たちと出会って、自分もこうなれるのかな、できるならなりたいなって思うようになった。

いきなりパチンと変わるわけではないが、いろんな経験を経て、少しずつ改善の方向へ向いていくものと捉えていただけたらいいかなと思う。

参加者C

——B男の場合、自己肯定感の回復と居場所の確保では、どちらがより重要か。

「今日一日」の積み重ね、 仲間がくれる自己肯定感

【服部氏】居場所の確保が優先する。なぜなら、安全安心が確保されないと、自分と向き合う余裕を持ってないから。

そのうえで、「人生の主導権」を取り戻すステップに入る。依存症の人は、依存対象ありきで考え、行動することに慣れている。そうではなく、「自分はこう思うからこうしたい」というように、自分ありきで考え、行動するように改めていく。

依存症の当事者の回復で大事なことは、とにかく「今日一日」を大事に過ごすということ。それを繰り返して、気がついたら自分のことをコントロールできるようになっていて、仲間から何気なく「お前変わったね」とか「最近いい感じじゃん」とか声をかけられて、自己肯定感の回復につながっていく。

生きづらさを汲み取る関係性

【脇本氏】 NHKのドキュメント番組で、



東日本大震災で完全に孤立した集落を救うため、突貫工事で物資運搬や救急搬送のための「道を造った」建設業経営者の話を取り上げていた。誰かから頼ま

れたわけでもないのに、なぜ危険を顧みずそのようなことをしたのか問われ、その社長は「困っているということだったから、自分のできることをやったまで」と語っていた。

これを見て思ったのは、B男や家族の生きづらさが伝わっていれば、「そういうことなら」と対応できる社会資源があったのではなかったか——ということ。地域のなかで互いに生きづらさを汲み取る関係性や、それを育む枠組みが、いま求められているのではないか。

“自分語り”ができる場所があるといい

【板倉氏】 本事例でいえば、「うちの母ちゃん、出てっちゃったんだ



よ！」と父が泣き言を言える場所が、地域のなかであればよかったのに——と思う。「うちの孫が捕まっちゃってね

ー」と祖母が愚痴をこぼせる場所だったり、「うちの父ちゃん、いつも酔っぱらっているんだよ」とB男が不服をもらせる場所があれば、と。地域につながる場所があって、そこに地域の一員として私たち支援者も参画するような枠組みがあるといい。

「ここまでならできる」という関わりでOK

【服部氏】 自分たちに対応できないことば



かりに目がいて、「とてもじゃないが関わることはできない」と不安な気持ちになるのはわかるが、発想を転換して「ここまでならできる」と捉え直し

てみていいのではないか。そこから先は、やってくれる所に任せる。そうやって、連携の間口が広がっていくといい。

SOSを受信するルート、支援者の孤立を防ぐネットワークを

【長谷川氏】 大変な状況に置かれた子ども



たちを取り残さないために、周りの大人たちが子どもたちのSOSをあらゆる形で受信できるルートを増やしていく必要がある。

あわせて、支援者のバーンアウト防止も重要な課題だ。担当の支援者が抱え込んだり、関わった支援機関が地域のなかで協力を得られずに孤立したりすることのないように、地域のなかで立ち直りを目指す人と支える人それぞれのネットワークの構築が求められる。



コーディネータ総括

今福章二氏（中央大学法科大学院客員教授）

【今福氏】 皆さんありがとうございます。



人は成長の過程で、社会参画していくための踏み台になってくれたり、失敗しても受け入れてくれたり、伴走してくれる存在を必要とします。なのに、B男の周りには、「ただ隣にいてくれる人」がいなかった。「Noと言えない人間関係」にからめとられ、自分を押し殺して従わなければ生きていけないような世界を生きていた。ニーズは見逃され、それが積み重なって、危機的状況となって顕在化した。要約すると、以上のような見立てを立てていただきました。

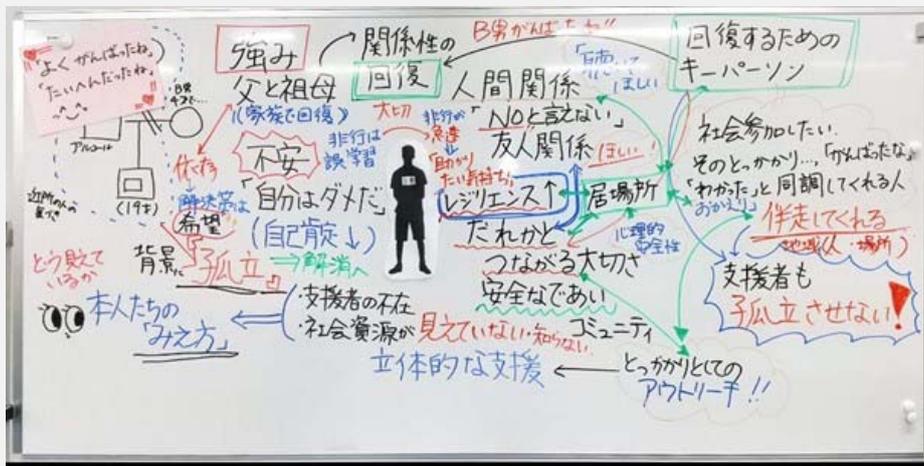
そして、こうならないようにするために、何が必要だったか？ このあとどのようにB男を支えればよいか——という議論を掘り下げていただきました。双方に共通して必要なのは、ひとつの支援機関や一人の支援者がそのまま抱え込まなくてもいいように、地域内でネットワークが必要だということです。

ホワイトボードでかなり丁寧に拾っていたので（編集注：リアルタイムでホワイトボードに発言内容を書き取っていた＝下記参照）、詳細はこちらを見ていただければと思います。

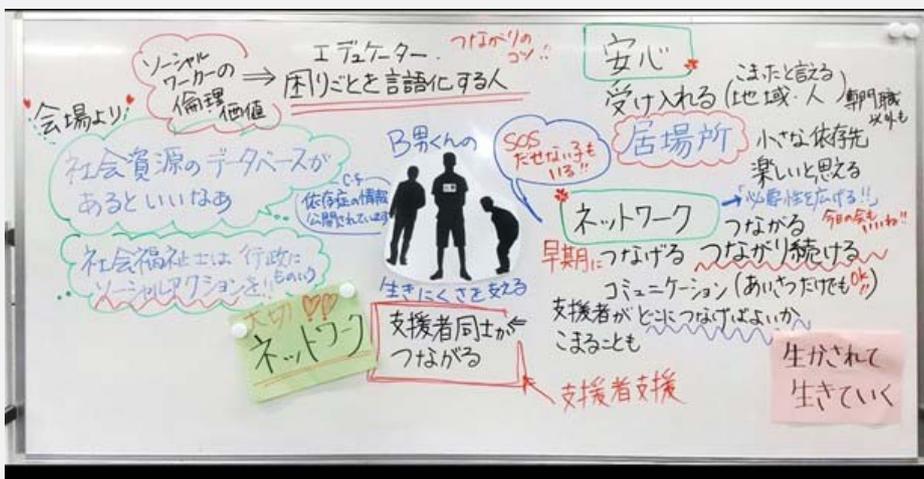
本日は、演者の皆さんが数々の名言をご披露されています。立ち直り支援に関わるすべての関係者の共有資産として、使わせていただきます。

シンポジウムの内容を可視化するため、リアルタイムで発言内容を書き取ったホワイトボード

▶ 課題、強み、必要な支援

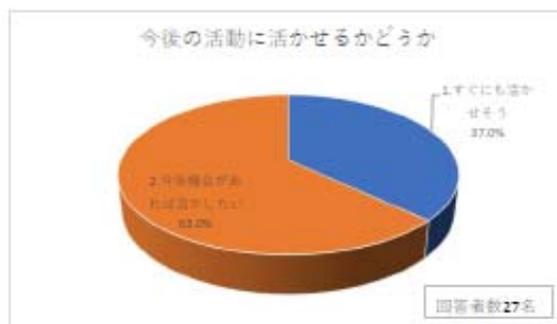
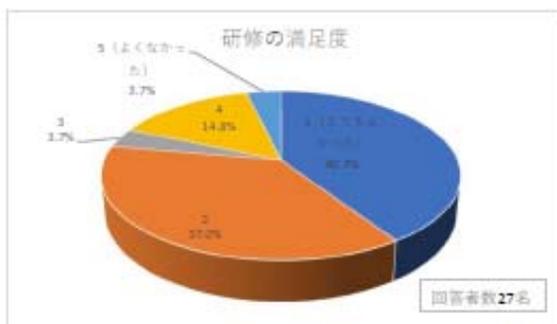
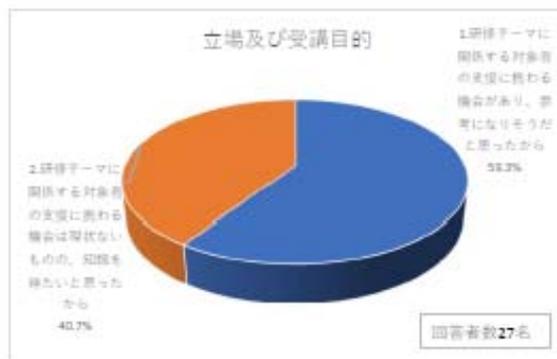
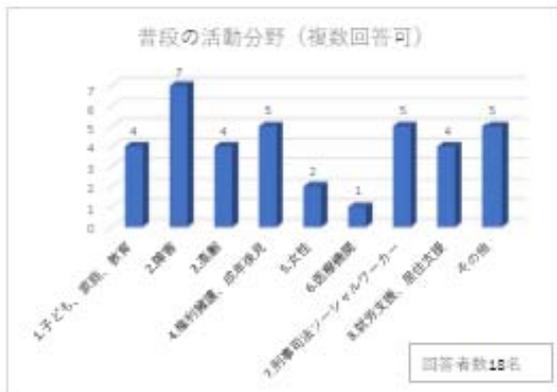
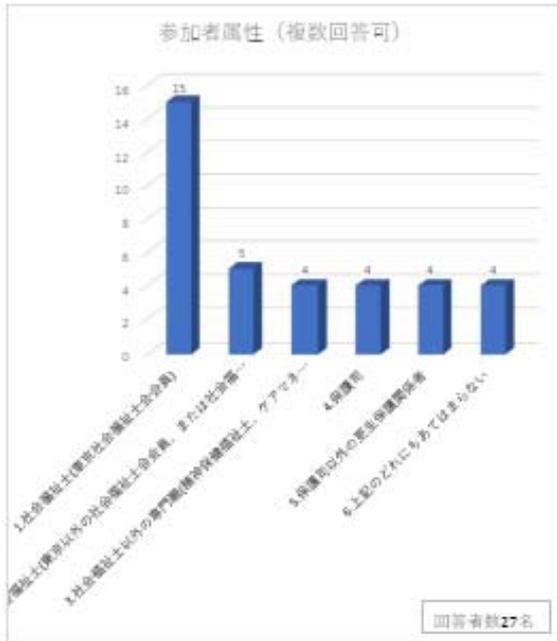


▶ 考えられる支援体制



（記録＝当事業部・澤氏）

立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部
第3回広域シンポジウム アンケート結果



【自由記述】研修会の感想や今後やってほしい内容など、ご意見あれば（任意）

- ネットワークをどのように構築していくのか・・・個人レベルから地域レベルへ繋げていく手段が見つからない
- 立ち直り支援の具体的なお話を聴くことができ大変よい学びになった。実践でも活かして行きたい。
- 異なる立場からの支援のあり方について考えさせられた。
- 「生きづらさ」の要因（孤立・自己肯定感の低さ等）が共通認識として明確になった。その上で、「隣にいる人」としてできることがわかり、専門職としてできること、すべきことも考えるきっかけになったと思う。冒頭の資料の共有は事前に確認できることなので、もう少しスムーズにできた方がよいと思った。登壇者が変わるごとに流れが途切れてしまうのと、スタッフの混乱した声と登壇者の声が重なり、なかなか集中して聞くことができなかつたのは残念だった。
- 大変参考になりました。今後ともよろしくお願ひいたします。
- 様々な立場から立ち直り支援に関わる方々の話を聞くことができ参考になった。刑務所や少年院等に配置されている社会復帰調整員の仕事を知る機会や、所内・院内で実施されているプログラム（窃盗、性加害者、暴力等の改善）について知る機会があるとよい。
- 今年、社会福祉士試験を受験した公認心理師もどきです。最近のセミナーの中でとても勉強になりました。登壇者の方みなさんの切なるが状況や思いが伝わりました。もう一回アーカイブでみたいですが可能でしょうか。いい時間でした、ありがとうございました。
- 事例検討という手法は良かったと思います。初学者向けの内容でしたが市民公開講座なので上出来ではないでしょうか。PCトラブルにはいつも泣かされますね～お疲れさまでした。
- 事件における加害者と被害者、それぞれの立場の話を聞ける機会があれば聞いてみたいと思う。
- 各方面の支援者の話が聞けて有益でした。
- 具体的な事例が挙げられていたので、ケースカンファレンス的な内容を想定していたが、少し抽象度が高い議論だった。ケースの成育歴の中でどの時点でどの社会資源にどうすればつなぐことが出来たのかを検討出来ればよかったと思う。
- 登壇者それぞれの話題が深く興味深かった。
- 登壇者それぞれの見地からのアセスメントはとても勉強になった。いくつも重要な視点が提供されていたが、その後のディスカッションパートは全体の話の方向性が読みづらく散逸していた印象で、提供された視点が良かっただけに、もったいないと感じる部分もあった。
- 発達障害を含む障害児童、若者の学習、社会参加の支援に必要なものを学びたいです。
- 立ち直り支援のネットワーク討論会、拝聴しました。中央大学法学部の方の司会は的確かつ丁寧で、議論が円滑に進み、参加者全員が意見を出しやすい雰囲気を作られていた点が印象的でした。討論会の結論である「居場所づくり」の重要性は、多くの参加者が共感するところであり、私自身も深く同意します。単に生活の場を提供するだけでなく、精神的な安心感や社会との繋がりを感じられる場を作ることの重要性が強調されていた点が心に残りました。参加者それぞれの経験や専門分野からの意見交換は、多角的な視点から「居場所」の持つ意味を理解する上で非常に有益でした。今後の活動において、今回の議論で得られた知見やネットワークを活かし、具体的な居場所づくりが進んでいくことを期待します。

地域に根差す「包摂のネットワーク」を

この2年半の間に本事業で取り組んできた「広域ネットワークづくり」の取り組みに関して、第1回目から3回目まで、一貫してシンポジウムのコーディネーターを務めてくださった今福章二氏（中央大学法科大学院客員教授）に、振り返りのインタビューを行いました（2025年12月10日収録）。本事業に一番近い協力者の一人である今福氏の視点を通して、本事業の総括とこれからの社会福祉士・社会福祉士会に求めるものを伺いました。

インタビューは本事業部の生駒友一事業部長、小林良子副部長、藤田知美事務局長の3名。日本更生保護協会の石畑美幸氏、梅本千尋氏、中森氏圭二郎氏の同席のもとで行いました。



（右側手前から2人目が今福氏。日本更生保護協会の会議室にて）

東京都下における支援ネットワークづくりについて

小林 この事業を始めるときには、刑務所から出てくる人や裁判後に地域に戻ってくる人を受け入れる際に、「東京の地域ごとの情報やシステム、民間の支援団体（ホームレス支援、女子支援など）とのネットワークを作っていたら」と思っていました。その一環としてシンポジウムを企画したのですが、3回行ってもネットワークには発展せず、**東京全体でのネットワーク構築は難しかったという**

ことが分かりました。今福さんは、3回のシンポジウムを振り返ってどのようにお感じになっていますか。

立ち直り支援のニーズは「複雑系」

今福 この事業のターゲットは、「罪を犯した人の立ち直り」だと考えています。そのニーズは「複雑系」ということを、始めた

きに想定できていなかったことが反省点です。立ち直りに関わるニーズは、一つのニーズを充足することでは終わらず、多重的で、時間の進行とともに課題や複雑さが変わっていくような動的なものです。

シンポジウムに関していえば、1、2回目は分野別の課題を取り上げて、ネットワークの話題には至らなかったのですが、各分野におけるつなぎ方はそれなりに想像がついた感じはしました。しかし、「複雑系の対象者を支援していくうえでは、それぞれのネットワークを足し算していくことで足りるのか」という議論はできませんでした。

ニーズに“気付く”ネットワーク

今福 ただ、3回目では、いろいろな気づきがありました。ニーズがあって、そのニーズをどこに繋げて行ったらいいのかという“ニーズのリレー”のようなネットワークに加えて、ニーズに気付くことのできるネットワークについても話が及んだものと理解しています。複雑になってから解決しようとしたら多くの力が必要になりますが、何かが起こる前の、誰もが関わられるような段階でニーズが発見されて、身近な人がサポートできるようなネットワークが必要なのだということが、特に私の中で印象に残りました。

4回目、拡大運営部会でのケース検討のまとめとしてお話したのは、「**制度のつなぎ合わせではなく、制度になっていないものも集めたつなぎ合わせが必要**」だということです。どこかの窓口に連れて行くなんていうのは誰でも想像できますが、「その気にさせる」「その気になってもらう」という部分については、インフォーマルなものが自然にネットワークの中に入っていないとだめなんだなと感じました。**複雑な問題を抱えているがゆえに、どこかの時間の幅の中でそれが全て解決できる**

保証などなく、見通しを立てられない中でも柔軟に対応できるネットワークが必要になってきます。

抱え込まないで、遠目からサポート

今福 ある程度時間が経過して、ネットワークを卒業する時点というのは、いつやってくるのか。設計次第ということではあるのですが、我々が目指すネットワークにおいて、それをどう考えたらいいのでしょうか。いつまでも抱え込むのではなく、かといってブツンと切ってしまうようなことでもなく、その人の主たる関係性が他にシフトしていく中で、それを遠目でサポートできるようなネットワークに変わっていけるというのも必要ではないでしょうか。エコマップを描けば自然に浮き彫りになっていたかもしれないので、最初からそういうアプローチをとっていたらよかったかな——という反省もあります。ただ、パネリストの皆さんは本当に素晴らしいことをおっしゃっていたので、何度振返っても素晴らしいなと思います。

本人中心のネットワークをどう作る？

小林 保護観察所のネットワークは都道府県ごとにうまく作られていて、保護司会のように自主性を重んじてそれぞれ違う団体になっているというのは、必要なことかもしれないと思いました。全部が同じ形やパターンを強制されるのは、きついです。また、医療だと自分が望む病院へ行けるけれど、福祉の制度だと、自分が住んでいる自治体でなければ対象になりません。**東京にいたとしても、本人を中心としたネットワークを作るのは難しいこと**なのだろうと思いました。

加えて、更生保護学会で「アウトリーチは効果がある」というのを聞いて、ちょっとし

た声かけをする人たちの組織があるというのは大きな効果を生むのだけれど、立ち直ったら終わりというわけでもないので、重層的支援体制整備事業での支援が必要とされるのでしよう。

今福 同レベルの専門家だけのネットワークだけだと、平板で弱いと思います。**本人中心のネットワークとして、そこにいろんなレベルの人が関わっていけるといい**ですね。例えば、定期的に訪問している近所の人が出て、束縛なしに緩やかに確実につながっているような関係があって、そこに専門家が関わっていけるような多重性があってもいい。

プラットフォームは行政がつくり、対象者へのアレンジは民間で行う

小林 支援団体同士の関係についても、思うところがありました。例えば、同じ分野の対象者を支援していても、支援団体同士が全く連携しておらず、それぞれでやっているような場面が見受けられます。地域が違うと、つながっていない場合もあります。

それをつなげてネットワークを作ることは、なかなかできないことだと思うようになりました。

今福 利用している方からすると、「あっちは何曜日にやっている、空いてない時にはほかのところに行っている」というくらいの感覚で、うまく活用しています。現場レベルで繋がろうという意図的な取り組みもあると思いますが、繋げてくれるのは現場のニーズであり、当事者の必要性から繋がるという姿はここにもあるなと思いました。

ニーズに応じて提供者側がサービスを広げることで、ネットワークが広がっていくわけ

です。

小林 一方で、行政側が旗を振ってくれれば、民間団体も前向きにとらえて動いてくれるというのはありますから、官製ネットワークというのもある意味で必要だろうと思います。

今福 官製ネットワークはあちこちにありますが、法律があって計画や協議会を作るような話になって、どうしても一様になってしまっていると思います。計画や協議会を作るようなネットワークがそのまま支援のネットワークになればいいとも思うのですが、我々が目指すのは、柔軟な「本人中心のネットワーク」です。AさんのネットワークとBさんのネットワークは、必ずしも同じものにはなりませんから、官製の協議会ではカバーできません。

支援ネットワークの原型、プラットフォームを行政がつくって、対象者個人々人へのアレンジは民間で行うというのは意味があるだろうと思います。

一人親方を10人集めたような組織で

小林 支援者個人のネットワークは強力ですが、その人がいなくなったら消えてしまいます。

今福 個人のネットワークは強いし、これからも必要だと思うのですが、それを組織のネットワークにしようという流れでずっとやってきても、そんなにきれいにでき上がったネットワークはあまりないと思います。一人親方が一人親方のままではなく、一人親方を10人位集めたような組織で、皆が持っているネットワークを生かしながら組織力にしていくような形は実践力が高いように思います。

地区支部の動きについて

小林 第4回の拡大運営部会で、支部がそれぞれの地区で啓発や個別支援を行ったりして、当初の予想以上に頑張ってくださいていることを感じました。

地域社会を“耕す” 枠組みとして、地区会を利用する

生駒 本事業は「ネットワークづくり」という、なかなか捉えどころのない課題を扱う事業でしたが、鍵になってくるのは、やはり地域社会ではないかと思えます。当事者と専門職との間に「共鳴者」や「代弁者」がいなければ、当事者と専門職とが持っている情報量に格差があるため、対等な関係を築くことは困難です。

地域には、住民同士の相互扶助や根付いた文化があります。地域の中で生まれ育った人が地域の中で失敗したら、「よし、助けなきゃいけない」と腕をまくるような、人情にあふれた人たちがいます。社会福祉士としては、**“後発の専門職”であることをわきまえつつ、逆にその立ち位置をうまく使って、地域に入**

っていくような機転が求められます。組織や会社の一員という立ち位置では、どうしても所属する組織の方針やルールに拘束されますが、**地区会では自由に動くことができ、地域福祉をより“耕して”いける可能性**があります。

小林 地区支部はどうでしたか。

生駒 初めは「モデル地区として横展開できないか」という声掛けだったのですが、地区によって地域性が全然違うので、どう展開することになるかは全く想像できませんでした。ただ、思ったよりも多くの地区で事業をやりたい人たちが手を挙げてくれて、メンバーを増やしていこうと頑張ってくれたと思います。

今福 広報誌All Rightにいろいろな支部が紹介されていますよね。私も愛読させてもらっていますけれども、各支部の活動がますます元気になっているというのは、これを見て思います。そうやって元気の種を植えてまわったのはこの事業の一つの成果ではないでしょうか。

居場所の役割

小林 更生保護施設では退所後の継続的な支援を行っていて、退所の際に、「何か困ったことがあったら、相談に来るようにね」などと退所者に呼びかけているわけですが、当事者にはどう受け止められるのだろう…と常々思っていました。でも、地域のなかで再

出発に取り組む本人にとって、「**過去を隠さずにいられる場所**」「**それも“込み”で温かく受け止めてくれる場所**」というのは、**心の支えになる**のではないかと思うようになりました。

本事業のなかでは、2支部が居場所づくりに取り組んでいました。

みんな「自分が正直になれる場所」が欲しい

今福 言い古されていることかもしれませんが、みんな「自分が正直になれる場所」が欲しいんです。でも、それがどこにもない。

そうした中で、更生保護施設は刑務所出所者の居場所になっています。二度と近寄らないという人もいますが、かなりの層が「あそこだったら正直になれる」と感じていて、アウトリーチなどの効果も出ているそうです。保護局からデータも出ていますが、なによりも更生保護施設の職員自身が「やって良かった」と思っているのです。

(支部で取り組まれてきた居場所事業は)
退所者が地域に増えれば増えるほど、いいネットワークになると思います。社会福祉士が専門家として関わることにも、すごく期待しています。

小林 生きづらさを抱えている人というのは、生き方が下手で、孤立してしまいますよね。なぜそうなっているのかを話せる場があることは、当事者にとって大きいかもしれないですね。

今福 みんな「よくやっているね」「がんばったね」って褒めてほしいんです。だから来るんです。いま抱えている悩みを聞いてもらうことも含めて、全肯定で迎え入れられる機会というのは、人生においてそんなにあるわけではありませんので。

いい意味でのつながりを育てていきたいですね。もちろん、息の長い取組みには「いつ終わるか」という問題がついて回るわけですが、先回りして悩むべきではなく、今の取組みをもう少し続けてみて、悩むべき時がきたら悩めばいいのではないのでしょうか。

小林 おおたの薬物プログラムには、プログラムが終了した人も来ているそうですね。

自分に“合う”居場所を選べるように

生駒 大田区の薬物回復訓練プログラムでいいなと思うのは、“卒業後”も本人の希望で参加を継続されるメンバーがいることです。当事者性を大事にして、ダルクさんみたいにピアな形でやっているところもありますが、逆に専門職が入っているほうが安心するという方もおられる。そのような方が卒業後も参加しています。依存症は一生付き合っていかなければならない病気ですから、**ご本人が「参加したい」と思える環境が身近な地域にあればいいと思うのです。いろんな居場所があれば、そのなかから“選ぶ”ことができます。**

薬物回復訓練プログラムも開始から数年が経過して、支援者側に回りたいと考える当事者の方が出てきました。こうした「支え合いの循環」は大切にしたいと思います。卒業された方が自分たちで居場所を作るのもいいし、薬物回復訓練プログラムに残って手伝うというのでもいいでしょう。地域のなかに、義務としてではなく、「行きたいな」「行ってもいいな」と思えるようなところが増えていくといいなと思います。

小林 元当事者の支援者が、精神保健福祉士などの資格をとる流れになっていますね。

生駒 当事者の方が知識や技術を身につけて、科学的知見に基づく正しい情報を発信をするという取り組みが、最近広まっています。皆さん、薬物依存からの立ち直りにかかる“雰囲気”を変える、重要な役割を担ってくださっています。

真の社会的包摂に向けたアドボケーターとして

今福 そうですね。だからネットワークという話に戻れば、そこには当事者グループも入っていてほしいですね。

社会福祉士には、当事者グループの代弁者にもなることも必要かなと思ったりします。依存症の当事者が、自分を衝き動かしていた“生きづらさ”と向き合い、依存という形でしか折り合いをつけられなかった自分自身を受け入れることで、自己肯定感が回復する——というストーリーがありますが、たとえば性犯

罪の当事者は、支援者に回る機会さえ奪われている現実があるようです。アウトリーチの活動で孤独に陥っている性犯罪者に、先行く人（元性犯罪者）が関わることは、大いに助けになるものであり、そういうことが普通にできる世の中になるよう社会福祉士が彼らの代弁者を務めてくれたら…と思うのです。

これからの東京でのネットワークづくり

生駒 私が思い描くネットワークは、地域の人たちの取組みが共感を得て、その輪がだんだんと広がって、いつの間にか「ネットワーク」という形をとっているような、そういうイメージです。

地域のつながりを紡ぐ一つひとつの営みには、意識する・しないにかかわらず、そういうポテンシャルがあると思います。

小林 組織に所属している場合、刑務所出所者等に会うことは、それなりにあると思います。

基本的に、生きづらさを抱えている人たちはいろんな問題を多重に抱えてしまうということを、社会福祉士側は意識してほしいし、保護観察所側もせっかくだから社会福祉士を使ってほしいと思います。

社会福祉専門職と保護観察所の協力体制

今福 本人の抱える深刻な“生きづらさ”を汲み取って、適切な支援に結び付けるネットワークが、やはり必要です。

保護観察所の地域援助のチャンネルは、その一つの方策です。社会福祉専門職と保護観察所とで、どのような協力体制が築けるかを、話し合われてみてはいかがでしょうか。

保護司を支える支援ネットワーク

今福 あわせて、保護司を支える支援ネットワークも必要です。実際、福祉専門職でないと分からない制度や肌感覚があって、それを獲得していないから踏み込めないこともあります。本人とつながっている社会福祉専門職と保護司の間で話し合いができれば、さらにいい支援を提供できるようになると思います。

社会福祉士の皆さんにおかれては、ぜひ「支援者支援」の一環として、保護司支援のネットワーク構築に取り組んでいただけたらと思います。

小林 その他、社会福祉士に対する注文、期待することがありましたら、ご教示ください。

今福 相談したいことが出てきたときに、**秘密厳守で話を聞いてくれる「相談窓口」**があると助かります。それをたとえば、更生保護施設に置いていただく発想もありでしょう。連絡先を明確にして、気軽に相談できるようにしていただければと思います。

Chapter 4

支部活動に関する報告

本事業は、非行や犯罪をした過去を持つ人たちが、悩み事や困りごとを一人で抱え込むことなく、社会資源につながりながら安心できる居場所をもって暮らしていけるように、社会福祉士が地域単位で支援ネットワークを構築するものであり、その担い手は地域に居住または勤務する“地元密着”の社会福祉士です。

本事業においては、地域・職域単位で設置されている「地区社会福祉士会（地区会）」のうち、希望する8地区会が手上げ方式で「事業部支部」を設立して、地域内の支援機関等と連携・協働できる関係性を確立し、そのネットワークを通じて、専門性向上に資する研修や、社会的包摂に向けた実践や、地域住民向けの啓発を行ってまいりました。以下、各支部からの実践報告を掲載いたします。

①あだち支部.....	62P
②おおた支部.....	66P
③江東支部.....	71P
④杉並支部.....	74P
⑤世田谷支部.....	78P
⑥西多摩支部.....	81P
⑦三鷹武蔵野支部.....	83P
⑧北区支部.....	86P



①あだち支部

活動時期： 2023年9月～2026年2月

1. 事業に参画した目的

あだち社会福祉士会は令和6年度（2024年度）より、「立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業」のあだち支部として、活動を開始しました。本事業は、足立区の地域特性を踏まえ、「生きづらさを抱えた人達が誰ひとり取り残されない社会」の実現への意志に基づき、足立区における犯罪からの立ち直り支援に特化した地域支援ネットワークを構築することを目的として立ち上げられました。

事業開始にあたっては、足立区固有の課題を深く掘り下げて、地域に根差した支援を模索するという視点が重要であるとの認識が共有され、まずは実態調査から着手することが、方針として定められました。また、立ち上げ当初から「あだちTSネット」との緊密な連携を想定することで、既存のネットワークと協働し、より広範かつ効果的な支援体制を構築することを目指しました。

2. 1の目的の実現のために計画・実施した活動の骨子

本事業は、地域に立ち直りを支える持続可能に構築するため、以下の3つの目標を掲げて活動を展開しました。

1. 周知・啓発・活動拡大へのイベント等開催 区民、関係者、社会福祉士等に対し、事業の意義と内容を広く周知します。会員・非会員を問わず社会福祉士への啓発を促し、事業に賛同する協力者を発掘するため、資質向上や情報提供を目的としたイベントや講座等を随時開催します。
2. 居場所支援事業の開催 当事者が安心して過ごせる「居場所」を提供します。あだちTSネットと共催でフリースペースを利用し、料理、食事会、娯楽などを通じた交流の場を創出します。この場を相談窓口としても機能させ、必要に応じて関係機関へと繋ぐネットワークとしての役割も担います。
3. 意見交換会、情報交換会をおこなう 地域の実情を的確に把握し、活動の方向性を定めるため、定期的な意見交換会や情報交換会を開催します。講演会の打ち合わせ等も行い、多職種・多機関間の専門的知見の共有と連携体制の強化を図ります。

3.2の内容とその結果

1. 個別支援における多機関連携と伴走支援事業

当初の計画にはなかった個別支援の依頼が、「東京社会福祉士会」から舞い込みました。静岡県で事件を起こした高齢の足立区民が、足立区での生活を望んでいるというケースです。「誰一人取り残さない」という理念に基づき、この方の立ち直りを支えることを決断いたしました。ご本人の「足立区で生活したい」という強い希望を実現するため、静岡県の司法福祉ネット「明日の空」と連携し、「あだちTSネット」と共同で支援体制の構築を開始しました。

度重なるオンライン会議を経て、私たちは足立区の重層的支援体制の核である「福祉まるごと相談課」へと繋がることができました。さらに、ご本人の精神的なダメージを考慮し、一次帰住先として「医療機関」の入院先を確保。そこから生活保護の受給に向けた「福祉事務所」、入院までの期間を過ごすための「グループホーム」へと、強固な支援体制が次々と築かれていきました。

その後も、入院中に身分証明書や携帯電話の取得をサポートし、退院後も、ご本人が望むアパートでの一人暮らしを実現するため、支部のメンバーが持つ地域ネットワークを活用して地域に根差した不動産と連携し、居住先の確保に至りました。現在は、ケアマネ、包括支援センター、ヘルパー、訪問看護、デイサービスといった福祉サービスを利用しながら生活されており、あだち支部は伴走支援を継続しています。

多機関にわたるこの強固な「繋がり」こそが、本事業の核心的な成果であると実感しています。

2. 居場所支援事業の展開と地域連携

罪を犯した過去のある人が孤立することなく安心して過ごせる居場所として、たこ焼きづくりを通じた「たこパ」イベントを定期的開催しました（「あだちTSネット」との共催）。単なる食事提供ではなく、食材の買い出しから調理、食事、片付けまでの一連の流れを当事者と支援者が共に行うことで、和気あいあいとした雰囲気の中でごく自然に関係性を構築することを企図した催しです。

活動の継続には、調理可能な会場の確保という課題がありましたが、子ども食堂「たべるば」さんのご厚意により、拠点をお借りできることとなり、解決しました。地域に潜在する貴重な資源を発見し、支援の力に変えることの大切さを、改めて痛感しました。



3. 定例会・研修会を通じた資質向上と啓発

定期的な研修会を通じて、参加者と関係機関の専門性向上を目指しました。更生保護施設「静修会足立寮」の施設長である福田茂氏を講師に招き、更生保護施設の機能と地域連携のあり方を学びました。

また、あだちTSネットと共催で岡崎医療刑務所の管理栄養士である黒柳桂子氏を講師に迎えた講演会では、オンラインを併用し、37名の対面参加に加え、80名ものオンライン参加者を得ることができ、本事業の広範な影響力を示す結果となりました。

さらに、SST普及協会 認定講師の清水有香氏を招き、更生保護におけるソーシャルスキルトレーニングの実践について学びました。



事業ラストの講演会として、あだちTSネットと共催で大阪大学人間科学研究科の村上靖彦氏を講師に迎えて講演会を行いました。

オンラインを併用し、56名の対面参加に加え、130名がオンラインで参加しました。

これらの活動は、知識と情報の提供を通じて、当事者支援に携わる専門職の連携基盤を強固なものにしました。

あだち支部 講演会一覧

	(日程)	(テーマ)	(講師)	(参加者数)
2024年	10月22日	更生保護施設の基礎理解と地域連携の在り方	更生保護法人静修会 足立寮施設長 福田茂氏	28名
2025年	3月22日	めざせ！ムシヨラン三ツ星 ～刑務所栄養士、今日も受刑者とクサクないメシ作ります～ (あだちTSネット共催)	岡崎刑務所管理栄養士 黒柳桂子氏	対面37名 リモート80名
	10月24日	更生保護におけるSST ～ソーシャルワーカーの実践～	SST普及協会認定講師 清水有香氏	44名
2026年	1月12日	地域で何ができるのか～ケアの視点からみる「罪」と「障害」～	大阪大学人間科学研究科 村上靖彦氏	対面56名 リモート130名

4. 振り返って、Iの目的をどれだけ実現できたと考えるか

本事業では、個別のケースで出所者1名の立ち直り支援に携わり、支援ネットワークの構築にかかる一連の取り組みを支部メンバーで共有できました。

全体を通して実感したのは、「**関係性こそがネットワークの核である**」ということです。個別の支援事例においては、形式的な機関連携だけでなく、ご本人に親身に寄り添い、小さなことでも相談できる信頼関係を築くことが、“鍵”となります。支部内のメンバー間でも、倫理観や価値観を共有し、協力して課題に取り組む過程でチームとしての結束力が増したことは、重要な成果であったと考えます。

居場所支援での、当事者の方々と「たこパ」を楽しんだ何気ない時間。地域の子ども食堂との出会い。どれもこれも貴重でした。人と人の繋がりを大事にすることによって、困難を克服する道が開けることを学びました。人と人をつなぎ、時に「伴走者」として共に歩むことこそ、社会福祉士としての役割（もっと言えば“醍醐味”）であると再認識する、貴重な機会となりました。

5. やってみて新たに発見できた課題や障壁

①組織的な体制づくり

当初の計画にはなかった個別支援の依頼が舞い込んだことで、「**予期せぬケースに対応するための組織的な体制**」の必要性が明らかになりました。現在は特定のメンバーがその対応を担っていますが、今後も同様の個別ケースが舞い込む可能性を考慮すると、組織全体として迅速かつ適切に対応できる仕組みづくりが必要です。

②当事者保護と事業PRの“兼ね合い”

また、居場所支援では**当事者保護の観点から、オープンクローズとして情報公開を限定的に取り扱うこと**を旨としており、本活動にかかる積極的な認知度向上・PRの働きかけも控えていたのですが、**結果として、新たな当事者や支援者の獲得機会を限定してしまった可能性もある**と捉えています。この点はどう取り扱うのが正解なのか、今後も模索していかなければならない課題であると認識しています。

③運営の持続可能性確保

さらには、居場所支援の運営における課題もあります。2025年度の事業終了に伴い、運営面で支給されていた交通費、活動時間に対する報酬、会場費、食材費といった基盤的経費の財源が今後の活動では見込めなくなります。会場費用の問題も、継続的な活動を考える上で克服すべき課題でした。幸い、「たべるば」さんとの連携で問題は一時的に解決しましたが、**安定的かつ経済的な運営を続けるためには、足立区内のさらなる地域資源の発掘や安定した財源を確保する必要があります**。

6. 事業終了後の継続予定があれば、その展望

「地域定着に向けた個別の伴走支援」および「当事者の孤立防止に不可欠な居場所支援」は、事業終了後もあだち社会福祉士会の地区活動として継続します。事業継続にあたっての最優先課題は、財源の確保です。補助金・助成金の情報収集を強化するとともに、事業の収入化、寄付の募集、会費の導入など、あらゆる可能性を視野に入れ、活動の自立性を高めることを目標とします。

今後は、本報告書で明らかになった知見と課題を共有し、より多くの関係者・関係機関を巻き込みながら、「誰ひとり取り残さない社会」の実現に向け、これからも継続していきたいと考えています。これまでの実践で培った関係性を大切に、地域社会の小さな声に寄り添いながら、足立区における「立ち直りを支える地域支援ネットワーク」を永続的な地域資源へと発展させていきたいと考えます。

②おおた支部

活動時期： 2023年10月～2026年2月

1. 事業に参画した目的

おおた社会福祉士会は、東京社会福祉士会の組織理念や活動目的を遵守するとともに、大田区内における社会福祉士としての専門的技能の研鑽、専門職相互の連携を図ることを活動目的としています。その目的を達成するために、日頃から「援助を必要とする人々の人権の擁護」「社会福祉士の倫理の確立及び資質の向上」「社会福祉士の職務に関する知識及び技術の向上」「社会福祉及び社会福祉士の専門領域に関わる調査研究」「社会福祉専門職団体その他の関連団体との連携」に関する事業を実施しています。そのため、事業参画前から、いわゆる更生保護や司法福祉の分野でも活動をしてきました。その実績を評価いただき、事業参画前からお声がけいただいたこともあって、自然と事業参画する流れになりました。

2. 1の目的の実現のために計画・実施した活動の骨子

事業目的を実現するために掲げた重点課題は、2024年～2025年度を通じて、次の3点です。

①「大田区および更生保護関係団体との連携・協力関係の維持および強化」

2014年より保護司を拝命する会員が徐々に増えていったことから、大田区保護司会ははじめ大田区内の更生保護関係団体および大田区との連携・協力関係も進展していった経緯があります。

②「更生保護および社会福祉に関する市民の理解増進」

会の発足以来、中心的な活動として毎月1回開催している定例会（学習会）は、社会福祉に関する多様なテーマを取り上げて、会員や近接の専門職に限らず、原則どなたでも参加できる形で運営しています。更生保護・司法福祉関連のテーマも取り上げてきています。大田区保護司会との連携・協力関係も、定例会のゲストスピーカーとして保護司（大田区保護司会）にご登壇いただいたことに端を発しています。

③「専門的プログラムへの協力」

2018年から東京保護観察所に協力する形で、大田区更生保護サポートセンターで毎月開催される薬物依存回復訓練プログラムに、大田区保護司会とともに本会会員が参加協力しています。プログラム参加対象者は、特別遵守事項で受講を義務付けられた保護観察対象者、元保護観察対象者です。

3.2の内容とその結果

①「大田区および更生保護関係団体との連携・協力関係の維持および強化」

2017年から"社会を明るくする運動"大田区推進委員会に加盟、また2022年から大田区再犯防止推進会議に団体として委員参加しています。それら会議の中での発言・提案はもちろん、大田区再犯防止推進計画の策定および改定にあたって、事前ヒアリングや意見提出できる関係が維持されています。日頃からの連携・協力関係の形としては、大田区保護司会・桐友会（保護司OB・OG会）新年合同懇談会や、大田区保護司会定期総会へ来賓に招待されることが挙げられます。より卑近な例としては、保護司等から社会福祉士に対して福祉に関する具体的なお悩みや何気ない相談、あるいは福祉の相談先に関する問い合わせなどが、顔が見える関係が深まるとともに、広がっている実感を持っています。

②「更生保護および社会福祉に関する市民の理解増進」

立ち直りを支える地域支援ネットワークづくりを特に意識して活動した事業は、次の通りです。

②-1 全国トラブルシューターネットワーク全国大会 in 東京都大田区」

日程：2024年5月11日

場所：大田区障がい者総合サポートセンター（さぼーとぴあ） & Zoom（Web会議システム）

参加者：会場参加72名、Zoom60名程度、合計132名程度

おおたTSネットとの共催で開催しました。基調講演では、伊豆丸剛史氏（厚生労働省社会・援護局総務課矯正施設退所者地域支援対策官）に「罪を犯した人への寄り添いから描く『地域共生社会』—その実際と可能性—」というテーマでお話いただきました。会場内での各TSのポスター展示、全国各地のTSが代わる代わる取り組みを発表していくリレートーク、他地域メンバーとの交流を目的としたグループワークと、盛りだくさんの内容となりました。

②-2 おおた社会福祉士会 2024年6月定例会

「私が保護司になった理由」

日程：2024年6月19日

場所：大田区消費者生活センター大集会室 & Zoom（Web会議システム）

参加者：会場参加37名、Zoom80名程度、合計117名程度

ゲストスピーカーの大友秀逸さんは、秋葉原無差別殺傷事件（2008年）を引き起こした加藤智大元死刑囚（2022年執行）の同僚であり友人であった過去を持ち、同様の事件が二度と起きてほしくないと願い、加害者を生まないよう予防的な支援活動に個人で取り組んでおられます。自身を「素人」と自認して、しかし「素人だからこそできること」を真摯に継続されている姿勢は、立ち直し支援の取り組みにも通底するものでした。

②-3 おおた社会福祉士会 2024年7月拡大定例会

第74回 “社会を明るくする運動” 地域集会

「コミサポひろしまの活動～『行かにかあいけん』ある青年と交わした言葉に背中を押されて～」

日程：2024年7月17日

場所：大田区民ホール・アプリコ展示室 & Zoom (Web会議システム)

参加者：会場参加 29 名、Zoom48 名、合計 77 名程度

元暴力団組員で過去に4度の刑務所入所歴があるゲストスピーカーの小玉幸浩さん（コミサポひろしま代表）は、能登半島地震の被災地・輪島市からオンラインにて登壇されました。講演では、自身の半生を振り返り、暴力団から足を洗うも覚醒剤を止められずに刑務所に服役したこと、介護ヘルパーとして重度身体障害がある青年・佐田尾さんとの出会いと別れ、その佐田尾さんとの出会いが災害ボランティアへの道を拓く道標となったことなどをお話いただきました。

大田区社会福祉協議会后援いただき、“社会を明るくする運動” 地域集会として開催しました。

②-4 おおた社会福祉士会・精神障害当事者会ポルケ 2024年8月拡大定例会

第74回 “社会を明るくする運動” 地域集会

「非行や犯罪をした人たちの被害にも向き合おう～犯罪により傷ついたすべての人への支援を考える～」

日程：2024年8月4日

場所：新蒲田区民活動施設多目的室(大) & Zoom (Web会議システム)

参加者：会場参加45名、Zoom64名、合計109名程度

精神障害当事者会ポルケ代表の山田悠平さんのご紹介により、ゲストスピーカーとして熊本大学法学部教授の岡田行雄さんが登壇され、被害者・加害者を超えて、被害を受けたすべての人への適切な手当てや支援が検討実施されることの重要性についてお話いただきました。

精神障害当事者会ポルケとの共催で、“社会を明るくする運動” 地域集会として開催しました。

②-5 「第4回全国リカバリーカレッジ文化祭in東京」

運営参加およびオープニング動画収録

日程：2024年12月8日

場所：東京工科大学 蒲田キャンパス12号館 & Zoom (Web会議システム)

講師（登壇者）：7名／おおた社会福祉士会会員：4名

リカバリーカレッジは、治療の場でも支援の場でもなく、「主体的にリカバリーについて学ぶ」教育の場として、障害の有無に関わらずに誰でも参加でき、共に学び合うところが特徴です。

従来から協力してきた薬物回復訓練プログラムは治療共同体（Therapeutic Community：TC）モデルを参考にしていますので、リカバリーカレッジの取り組みも参考になると考え、リカバリーカレッジ文化祭に主体的に参加すること、学び合いの輪の中に加わる経験を通して、リカバリーカレッジへの理解をより深める経験の場をつくりました。

②-6 おおた社会福祉士会 2025年6月定例会

「居場所のない女性の心身を搾取し、泥沼へといざなう悪質ホストの手口と背景」

日程：2025年6月18日

場所：大田区消費者生活センター大集会室& Zoom (Web会議システム)

参加者：会場参加24名、Zoom86名、合計110名程度

ゲストスピーカーは、女性支援のみならず加害者更生についても発信されている、一般社団法人エープラス代表理事の吉祥眞佐緒さんでした。ホストクラブや類似の業態である「メンズ地下アイドル」「メンズコンセプトカフェ」など、女性の承認欲求や孤立感を巧みに利用したビジネスモデルについてお話しいただくとともに、社会福祉士などの支援者に対して、事案の背景にある構造を見極め、「自己責任論」の陥穽から脱却した支援を実施していく重要性についてご提言をいただきました。

②-7 川崎マック見学会

日程：2025年7月14日

場所：大田区消費者生活センター大集会室

参加者：おおた社会福祉士会会員5名

川崎マックは、依存症からの回復を支援する地域活動支援センターです。かわさきTSネットのメンバーでもある施設長の青木知明さんに、活動やプログラムについてご説明いただきました。また、複数の入所施設を車でご案内いただき、見学させていただきました。

音楽やスポーツなどのレクリエーション活動はじめ、仲間との共同生活で生活環境を整えながら、依存症からの回復を目指していることを体感しました。

②-8 おおた社会福祉士会・おおたTSネット・かわさきTSネット8月拡大定例会

第75回“社会を明るくする運動”地域集会「マチに回復共同体をつくる。運営する。」

日程：2025年8月30日

場所：大田区消費者生活センター大集会室& Zoom (Web会議システム)

参加者：会場参加53名、Zoom50名、合計103名程度

この日お招きしたゲストスピーカーは、同志社大学心理学部教授・毛利真弓氏、島根あさひ社会復帰促進センター回復共同体修了生・真人氏、フログサークル財団・中村梨絵氏です。

回復共同体 (Therapeutic Community : TC) の沿革など基本的な事柄を学びつつ、感想や意見の「分かち合い」の時間も設けられ、対話を重視する回復共同体の手法を会場全体で体感する機会となりました。

おおたTSネット・かわさきTSネットとの共催で、“社会を明るくする運動”地域集会として開催しました。

※講師の肩書きは開催当時のものです。

※②-1～6および8は、本事業による助成を受けて実施したものです（「②-7 川崎マック見学会」は本事業による助成を受けて実施したものではありません）。

③「専門的プログラムへの協力」

薬物回復訓練プログラム（実施者：東京保護観察所、大田区保護司会、おおた社会福祉士会）

日時：毎月1回10:00～12:00 **場所**：大田区更生保護サポートセンター

協力者：おおた社会福祉士会会員2名

※③は本事業による助成を受けて実施したものではありません。

4. 振り返って、1の目的をどれだけ実現できたと考えるか

事業参画前から、いわゆる更生保護や司法福祉の分野でも活動をしてきましたので、基本的な目的は実現できたと考えております。また、事業目的を実現するために掲げた重点課題も、従来までの活動と同様か、あるいは延長としての活動です。無理なく等身大の活動を継続しながら、新たな出会いや挑戦の機会をつくれました。事業全体を振り返ると、特に他団体との連携を意識して活動しました。イベントの共催など、ともに共通の目標を見据えながら一緒につくっていく過程を通して「顔の見える関係づくり」を実現できました。

5. やってみて新たに発見できた課題や障壁

新たに発見した特筆すべき課題や障壁はありません。「誰一人取り残さない」という理念に基づく地域共生社会の実現のためには、地域住民や関係機関が連携し、制度の狭間に置かれた人々も含め、多様な人々がその人らしく生活できる環境を目指すこと。その重要性を改めて再認識しました。たとえ犯罪や非行をした過去があっても、一人で生きづらさを抱え込むことがないように、本人が望んだ場合には就労や住居の支援、その他相談援助などを受けられるように、地域の人々とともに身近なコミュニティを耕す活動であるコミュニティソーシャルワーク、またソーシャルアクションが引き続き求められています。

6. 事業終了後の継続予定があれば、その展望

「更生保護および社会福祉に関する市民の理解増進」のための活動として、事業終了後も更生保護や司法福祉の分野をテーマとしたイベントを多数開催することは難しいですが、事業開始前のように年に1回以上の開催は今後も継続していきます。事業目的を実現するために掲げたその他2つの重点課題については、事業終了後も活動は継続してまいります。

③江東支部

活動時期： 2023年9月～2026年2月

1. 事業に参画した目的

私たち江東支部は、つぎのような目標を掲げて、活動してまいりました。

- ・ 活動を通して区内の福祉関係者の地域福祉ネットワークを構築する
- ・ 司法福祉等についての基礎知識を習得する場を設ける

このような地域支援ネットワークができることで、福祉の現場で起きている処遇困難ケースに関する検討や助言が行えるようになり、社会福祉士として少しでも地域に貢献していくことができるのではないかと考えました。

2. 1の目的の実現のために計画・実施した活動の骨子

①定例会

毎月1回の定例会をオンライン形式で行いました。また、江東社会福祉士会の毎月1回の定例会にも参加し、活動状況を報告しました。

江東社会福祉士会の新年会などの行事の際にも、「立ち直りを支える地域支援ネットワーク江東」について紹介し、会員に参加・協力を呼びかけました。

②学習会・見学会

司法福祉に関する学習会や見学会を実施しました。

学習会は、江東区民センターの研修室を借りて、少年非行や犯罪防止、立ち直りの支援をしている団体などの講師を招き、講演会方式で行いました。会場参加のほかZOOM視聴でも講演が聞けるようにし、東京社会福祉士会のホームページを通じて広報した成果もあり、区外からの参加者も次第に増えていきました。

また、「東日本少年矯正医療・教育センター」と「千葉刑務所」の見学会を実施しました。特に、施設の中ではどのような社会復帰支援を行っているのか、帰ってきたときにどのような地域支援があるとよいのか——などを学んでいきました。

◎実際に困難ケースの処遇検討会は実施できませんでしたが、重度障害を抱えている当事者やクレプトマニアの当事者から直接お話を伺うことによって、支援のあり方について考えました。

3.2の内容とその結果

実施した講演会

	(日程)	(テーマ)	(講師)
2024年度	①3月6日	刑事司法ソーシャルワーカーの 取り組みとは？	一般社団法人社会支援ネット・ 早稲田すばいく代表理事 小林良子氏
	②7月7日	近頃の少年非行の風景	NPO法人非行克服支援センター 非行と向き合う親たちの会事務局長 春野すみれ氏
	③9月27日	アディクションの理解～入門編～	一般社団法人オンブレ・ジャパン ASK依存症予防教育アドバイザー代表理事 近藤京子氏
	④12月13日	アディクションの理解～実践編～	

	(日程)	(テーマ)	(講師)
2025年度	⑤1月16日	生きづらさを抱える生活困窮者等 の支援について ～ハウジングファーストの視点から	特定非営利活動法人TENOHASI代表理事 清野賢司氏
	⑥5月6日	わたしの歩んだ道 ～誰もが生きやすい社会に向けて	横浜脳性マヒ者協会幹事 能勢達八氏
	⑦9月26日	クレプトマニアからの脱却 ～クレプトマニアという依存症について	クレプトマニア当事者・ASK社会対策部 高橋悠氏

実施した見学会

2025年2月3日	千葉刑務所
2025年6月27日	東日本青少年矯正医療・教育センター

パンフレットづくり

クレプトマニア予防啓発パンフレットを作成し、区内関係団体に配布予定

4. 振り返って、1の目的をどれだけ実現できたと考えるか

立ち直りのための地域支援ネットワークをいかに構築していくかという目標に向けて、学習会や見学会を行ってきましたが、その過程で、ご参加くださった社会福祉士の皆さんと繋がりがもてたことは、成果として挙げられます。

その繋がりをどのようにしたら深めていけるのかは、まさに“手探り”でしたが、形となって残ったこともあります。たとえば、学習会の講師として、区内の「オンブレ・ジャパン」の近藤代表と知り合ったことをきっかけに、当会のメンバーが、施設の利用者にボランティアでボクシングを教えるなどして、新たなチャンネルでの交流が生まれています。

また、江東区更生保護サポートセンターで、保護観察官や「オンブレ・ジャパン」のスタッフや保護司とも交流するようになっていきます。

こうした2年間の活動の成果を、見える形で残す手立てとして、現在、「クレプトマニア予防啓発パンフレット」の作成に取り組まれているところです。

5. やってみて新たに発見できた課題や障壁

当初は「立ち直りを支える」といっても、どういう形で相談が入り、社会福祉士としてどう動くのか、また、動けるためには日頃からどのようなネットワークを築いておくべきなのか、具体的なイメージを描くことができませんでした。

2年余りの活動を通して痛感したことは、まだまだ、「立ち直り」を支えるには社会資源が圧倒的に足りないということです。それでも、学習会や見学会を継続することが「力になる」ということも、実感できました。

地域を考えるうえでは、社会福祉の専門家集団である江東社会福祉士会が「行政とどうかかわっていくか」も重要になっていくものと考えられます。

6. 事業終了後の継続予定があれば、その展望

事業は終了となりますが、「立ち直りを支える地域支援ネットワーク江東」は、今後も江東社会福祉士会のなかのグループの一つとして活動を続けていくことになりました。

当面はクレプトマニア予防啓発パンフレットを作成し、著作権フリーの啓発パンフレットとして活用してもらおうべく、関係団体に広報していく予定です。江東区役所にも働きかけて、より多くの人に知ってもらうための活動を展開してまいります。

④ 杉並支部（立ち直り杉並）

活動時期：2023年11月～2026年2月

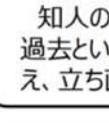
1. 事業に参画した目的



私は単なる支援者としての関与を超え、制度・現場・市民をつなぐ知的・実践的な架橋を担うことを目的としています。それは「社会福祉士としての地域共生型ネットワーク構築」「精神保健福祉士としての制度横断的支援の実装」「社会教育士としての市民啓発と共育の場づくり」などから、「制度と現場の橋渡し」「市民と支援者の共育」「理論と実践の統合」という三層構造を持ち、地域における立ち直り支援の新たな地平を切り拓きたいと願っています。



休眠預金事業に興味がありました。社会課題と向き合う上で「お金」はどうしても必要でボランティアだけに頼ることに限界と疑問を感じていたので、社会資源（休眠預金と私たち社会福祉士と地域の人たち）で社会を変えていくことに取り組みたいと思い参画しました。

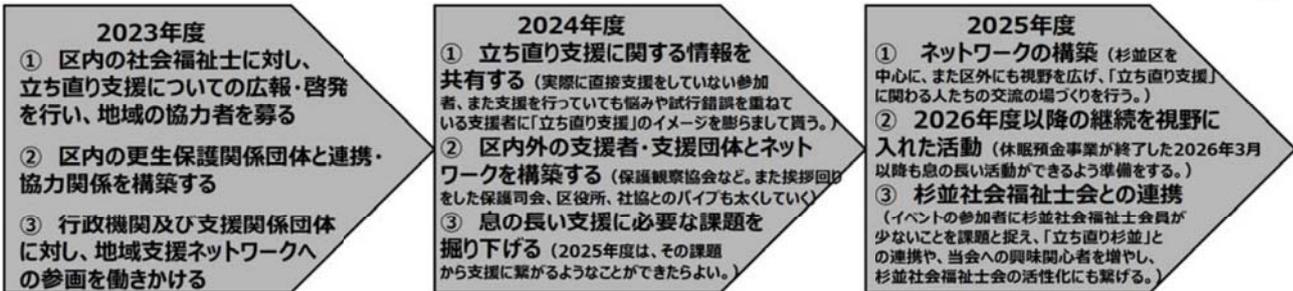


知人の逮捕により、元受刑者の方々から事件を起こした経緯や生きづらさ、本人ではどうすることもできない過去といった話を聞きました。そして更生支援や社会に対して刑余者への風通しを少しでも変えたいと考え、立ち直り支援に参画しました。



事業を通じた目的 地域の中の、多様な関係者で構成される地域支援ネットワークを創出し、
罪を犯した人が、自らの課題を犯罪以外の手段で解決できるような支援の仕組みを作る。

杉並支部の活動目的
各年度の重点課題



2. 1の目的の実現のために計画・実施した活動とその結果

2024年3/16（土）キックオフイベント（於：阿佐ヶ谷地域区民センター）

大橋副部長による講演「再犯防止・更生支援施策の現状と地域連携の課題」と参加者同士のネットワーキング【参加者28名】

「杉並支部」立ち上げに伴い、私たちに何ができるか？何をやりたいか？をメンバーで話し合ったところ「社会資源である支援者たち」の横の連携を作っていきたいね、という意見と、国の施策や方針を地域でも理解して地域でできることを考えていきたいね、という意見が交わされ、法務省東京矯正管区更生支援企画課第二係長（当時）でもある大橋副支部長より再犯防止・更生支援に関する講義をしてもらい、後半は参加者同士の自己紹介を兼ねたネットワーキングタイムを設けました。参加者からは、「制度や事業の趣旨が良くわかった」「様々な方が（立ち直り支援に）関わっていると知ることができた」と評価いただきました。

2025年7/30（火）第1回「しゃべり場」（オンライン）

テーマ：ひまわりフェスタ（社会を明るくする運動）村木厚子氏講演振り返り

第1回の「しゃべり場」は、その2週間前に、杉並区で開催された村木厚子氏の講演「少女・若い女性たちの生きづらさを知ろう」を聞いて、の共有会を行いました。立ち直り支援には何が必要なのかという共通認識を深めたいと考え、参加者の皆さんとは「孤独・孤立」問題にアプローチしていくにはどうしたらいいかをテーマに意見交換しました。「壊したくない関係の人ほど相談するには勇気がある」という村木氏の言葉に共感したとの声が上がりました。実際に支援にあたっては参加者からは「相談に来てもらえないと対応が難しい。困っている人がいるのに応えられないもどかしさを感じている」と生の声が聴けたり、「相談支援窓口は待ちの姿勢。当事者は困りごとを自ら明確化・言語化できず、信頼関係ができるまでは本音を話せない人が多いので、アウトリーチ型支援が必要」といったニーズも見えてきました。休憩を挟んだ「放課後タイム」でもフリートークが交わされ2時まで約2時間、おしゃべりの尽きない夜となりました。

2024年9/24 (火) 第2回「しゃべり場」(オンライン)

テーマ：元受刑者が語る支援のあり方

元女子受刑者で現在は依存症者や元受刑者、その家族の支援活動を行っている湯浅静香さんをゲストスピーカーに迎え、「良かった支援、違和感を感じた支援」をテーマに当事者ならではの想いが述べられました。以前、湯浅さんが支援を受ける側だった際「満期後も相談に乗って欲しかった」、「支援の方向性がズレている、支援者の自己満足では?」、「支援者だけで進んでいるイメージ」など当時感じたことを赤裸々に語られ、私たちは支援者として当事者が望む支援をしているのだろうか、そもそも「立ち直り」という言葉は、誰目線なのか?と根本から覆すべき、考え直すべきことかもしれないと重要な論点を熱く共有する会となりました。

2024年11/26 (火) 第3回「しゃべり場」(オンライン)

テーマ：矯正施設で支援をするということ

矯正施設で勤務されている社会福祉士を迎え、「矯正施設で支援をするということ」をテーマとして開催。対象者をどのような思いで支援して社会に送り出しているのか、塙の中と外の橋渡しを行う社会福祉士の目線を通じて、さまざまな思いや実情等についてお話いただきました。福祉的支援のプロセスでは、成功体験の乏しさによる自暴自棄的な感情、頼れる人の不在など、対象者それぞれの課題への対応が必要になり、なかには、背景として世代間の連鎖(親も虐待を受けていた)が影響していると考えられるケースもあるとのこと。この会を通じて私たちが肝に銘じるべきことは、対象者にとって、支援者＝信頼できるとは限らないということです。

2025年1/14 (火) 第4回「しゃべり場」(オンライン)

テーマ：就労支援「コレワーク」の取り組み

前歴承知で求人希望する企業(協力雇用主)と求職希望受刑者のマッチングを図るために法務省が直轄運営し、全国8か所ある矯正就労支援情報センターの1つ「コレワーク関東」から南部室長をお迎えして、刑務所出所者等の就労支援の実情をお話いただきました。受刑者専用求人に登録された企業の求人票を受刑者は刑務所内でも閲覧でき、企業はコレワークから求職受刑者の情報を得て、採用面接に刑務所まで足を運ぶ仕組みがあるそうです。離職率の低い優良な企業は、従業員のために住居も世話して家族のように丸抱えて面倒を見てくださるとのこと。地域の目が厳しいため刑余者を雇用していることをオープンにできない中小企業も多いと伺い、協力雇用主のような社会貢献をしている企業こそ、地域住民の理解を得ることが必要と感じました。

2025年2025年1/25 (土) 「救世軍」スタディツアー

救世軍の社会事業及び杉並区内施設における実践活動を学ぶ【参加者12名】

杉並区には救世軍の施設がまとめて所在しており、「立ち直り」に資する受け皿がない杉並において、大変貴重な社会資源となっていることからスタディツアーを企画しました。「立ち直り支援」との関係では、アルコール依存症者の自立支援の場(男子社会奉仕センター)を構えてバザーを行い、その収益はアルコール依存症者の社会復帰支援に役立てています。各施設での支援にあたっては「個別化」を大切にされ、入所者、対象者だけでなく職員に対しても丁寧なコミュニケーションをとり、自己実現の職場となっていることが、印象的でした。施設をまわった後の説明会では、多職種が関わっている中で専門職としての役割分担についての質問があり、支援の現場を知ることができました。ツアー後のランチ会には救世軍の方にもご参加頂きアットホームな会となりました。

**2025年3/18 (火) 第5回「しゃべり場」(オンライン)**

テーマ：生活困窮者支援施設「居住支援」

杉並区内には更生保護施設も自立準備ホームもないため、住まいに困った場合のつなぎ先として、セキュリティライフの石川さんをゲストにお迎えして、日常生活支援住居施設についてご紹介いただきました。具体的な生活支援は、相談、食事提供の他、住所設定や介護認定、年金調査、債務整理、また入退院の手続き等、多岐に渡ります。服役後、入所受入れし都営住宅への自立転宅まで支援したケースも。「地域の社会資源との連携」「地域生活移行後の見守り」「利用者本位の支援を実践」などの課題もお話しいただき、障害福祉のグループホームを運営している参加者からも「共に生きる、育て直すような支援」の大切さが語られました。

2025年5/20 (火) 第6回「しゃべり場」(オンライン)

テーマ：司法書士の役割「ホームレス総合相談ネットワーク」

第6回「しゃべり場」では、司法書士の力丸寛氏を招き、ホームレス総合相談ネットワークの活動を中心に司法書士の役割を学びました。登記や訴訟代理といった業務に加え、路上生活者への法的支援やアウトリーチ活動の実践事例が紹介されました。力丸氏は「法的支援だけでは生活再建は不十分」とし、医療・精神保健・福祉との同時連携の必要性を強調。自死リスクの高い方への継続的支援には、アウトリーチとワンストップ相談が不可欠と語られました。参加者からは「支援の現場に寄り添う姿勢に感銘を受けた」「自死リスクへの対応に学びが多かった」といった声が寄せられ、放課後のフリートークでも活発な交流が生まれました。

2025年7/15 (火) 第7回「しゃべり場」(オンライン)

テーマ：若年女性を守る夜のアウトリーチ活動

若年女性たちを夜の繁華街やネット上で児童買春等の性的搾取被害から守るための活動をされている「ぱっぶず」の金尻カズナ理事長からお話をいただきました。夜回りアウトリーチでは予防教育のため、全国から集まってくる孤独・孤立を抱えた女の子達に早期介入して情報を届け、路上や風俗の待機室よりも居心地がよい無料の居場所（夜カフェ）を提供して、数年に渡るスタッフとの信頼関係形成から次の支援ステップへと繋げ、被害の実態把握から「悪質！ホストクラブ商法」を社会課題として政策提言を行い、風営法改正というソーシャルアクションまで実現されました。質疑応答では、地道な活動から社会を変えるに至ったプロセスに関心が集まりました。

2025年9/21 (日) ドキュメンタリー映画「記憶2」上映会&トークセッション (於：阿佐ヶ谷地域区民センター)

生きづらさを抱える人の支援～地域でできること【参加者100名】

「記憶2」は、少年院の少年たちの赤裸々な言葉から現代社会の問題点を掲げ、人は変わる、社会は変えられるをテーマにしたドキュメンタリー映画。自身も逮捕・少年院入院・更生経験を持ち、現在は高校の先生となった中村すえこさんが監督となり制作しました。当日は、50人あまりの社会福祉士のほか、保護司、民生委員、福祉職、行政職など「生きづらさを抱える人の支援」にかかわっている方々を中心に参加いただきました。上映後は「非行、不良、犯罪の形の変化」「親子のかかわり・子育ての形の変化」「助けて！と言える社会に。それをスルーしない地域に」をテーマにトークセッションを行い、専門知識がなくても私たちにできることはあるか？との参加者からの問いに、中村監督は「まず現実を知って自分にも何かできるのではないかと感じて、考えてほしい。できることは沢山あります。」と述べられました。参加者アンケートからも「地域の私たちでもできる支援を教えてください」など協力的なメッセージをいただきました。



上映会&中村すえこ監督トークセッション
生きづらさを抱える人の支援～地域でできること

2025.9.21(日) 13:30～開場
14:00～上映会
16:20～
・中村すえこ監督
・小林良子
阿佐ヶ谷地域区民センター
東京都目黒区阿佐ヶ谷1丁目1-1
阿佐ヶ谷駅西口徒歩5分
先着100名無料
観覧券は不要
トークセッション
17:20 開始予定

2025年11/15 (日) ワークショップ (於：阿佐ヶ谷地域区民センター)

テーマ：支援者同士のネットワークをつなぐ～地域の社会資源を可視化してみよう～【参加者17名】

「しゃべり場」「スタディツアー」「映画上映会」等を通して得られたネットワークをさらに深めたいとワークショップを企画しました。杉並区民を中心に、保護司、社会福祉士、公務員、福祉職など多様な方々に参加いただき、私たち一人ひとりが社会資源となって「立ち直り支援」していくことについて一緒に考え対話を深める活動です。4～5人のグループになり、それぞれ日本更生保護協会が作成した「罪を犯した人を取り巻く課題」と「地域の支え手を取り巻く課題」を構造化した模造紙大のマップに解決案を付箋で貼り出し、グループごとに意見交換をしました。休憩時間をはさみ席替えをし、先に出た「解決案」の付箋を難易度順に並び変え「私たちにもできること」「地域でできること」をグループメンバーで話し合い発表してもらいました。「立ち直り支援には『愛』が大切。」「障害者の法定雇用率のように、刑余者の法定雇用率があったら就労も促進すると思う。」など様々なアイデアや意見が生まれ闊達な場となりました。休憩時間や、ワークショップ終了後には、名刺交換も進み、「人と人」「人と組織」「組織と組織」がつながるよい機会になったようです。ワークショップ後の懇親会にも11人の方にご参加いただき、今後の活動の話に花が咲きました。



2025年11/17 (火) 第8回「しゃべり場」(オンライン)

テーマ：若者支援の取り組み

非行、不就業、ひきこもり、ヤングケアラー、ネグレクト、生活困窮等生きづらさを抱える若者に焦点を当て、社会参加訓練のために「ジョブトレ」プログラムを提供している認定特定非営利活動法人育て上げネットの阿部渉様から、17人に1人が若年無業者という実情と若者向けの夜の居場所「夜のユースセンター」の活動について、猪俣俊典様から杉並区で提供する「すざトレ」プログラムについて紹介いただきました。毎週土曜夜開催のユースセンターではあえて支援色を出さず、安心して過ごせる居場所・食事や生活用品・余暇コンテンツを提供してスタッフとの関係性を構築することで、次のステップとして相談に繋がるとのこと。上から目線の支援でなく、大学の実習生や地域からボランティアスタッフを受入れ、ふるさと納税を財源にしている点も関心と呼び、見学希望も続出しました。

2024年7月～2025年11月「しゃべり場」全8回開催【参加者のべ115人】

奇数月開催。20時～21時までのオンラインでの勉強会。参加者それぞれが持つ社会資源に関する相互理解を図り、立ち直り支援に関心のある支援者同士の交流と連携を図ることを目的としています。21時以降は「放課後タイム」として意見交換、顔のみ見える対話を行っています。

3. 振り返って、1の目的をどれだけ実現できたか

「立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり」事業
杉並支部の達成評価・ふりかえり

1. 支部の活動計画の進捗評価

- * 組織間の正式な連携には至っていないが、情報共有を通じて一定の繋がりは形成された。
- * メンバーが積極的に外部の研修や交流会に参加し、239名と名刺交換。人と人をつなぐ活動は進展。
- * 「しゃべり場」の開催により、参加者同士の双方向の交流が実現。
- * コレワーク関東やNPO法人などの窓口ができ、支援先情報の収集が可能になった。

2. 支部活動による支援へのつながり評価

- * 現在は支援者の理解を深める段階であり、直接的な支援には至っていないが、間接的な貢献はできている。
- * 福祉職の人々に「立ち直り支援」への関心を持ってもらうことができた。
- * セミナー参加や意見交換を通じて、関係者との顔のつながりができている。
- * 支部は「人と人」「組織と組織」をつなぐハブとしての第一歩を踏み出した。

3. 安心して生活できる地域・社会への貢献評価

- * 民間の協力は得られているが、行政との連携は未達成。
- * 行政組織の体制や個人の熱意に依存しており、巻き込みに課題あり。
- * ソーシャルアクションの準備段階であり、本格的な活動はこれから。
- * 「安心して生活できる」の定義が人によって異なるため、認識のすり合わせが必要。
- * 今後の課題として厳しい視点で評価し、活動の方向性を見直す意見も出ている。

4. やってみて新たに発見できた課題や障壁

・勉強会を通じて社会資源の開拓は前進したが、組織と組織の連携までは進められていない

・具体的な対象者支援（マイクロ支援）までは行えていない

・区役所・保護観察所等行政の巻き込みに関しては、行政組織の縦割りの壁と、熱意ある人の存在の有無が課題である。

・行政へのソーシャルアクション活動については、連携したい相手先から反応してもらえず、準備段階であり本格的に動くに至っていない。

・「現在と同じような活動」の継続は、現メンバーの熱意だけではなく、人的・経済的条件が整わないと困難。

・地区会（杉並社会福祉士会）活動からのリソース取り込みとして「人、モノ、カネ、情報」のうち、「情報」しか増えておらず、特に「立ち直り杉並」に参画したいという「人」が増えていない。

・事業部がもう一つの狙いとしていた地区会の活性化自体も現状では厳しく、地区会が立ち直り支援事業に参画できる見通しは乏しい。

・杉並区の地域特性と思われるが、保護司会に活動情報の提供や参加を毎回呼び掛けても、会としての反応は消極的で、個人的な興味関心から勉強会に参加された保護司もごく少数であった。（映画上映会を除く）

・事業部から保護観察所への頭出しを経た上で、支部から保護観察所のキーパーソンへの声かけをしたが、民間団体である我々の活動への公務参加は難しく、個人的興味関心で参加した保護観察官もごく少数単発で、夜間休日に限定された。

・保護観察所側も地域に求めているはずの地域支援ネットワークづくりについて、事務連絡が1本発出されたのみで、その後、各地区担当官及び各保護司会に周知される機会が乏しいと感じた。



・可能なら、事業終了前にもう一度事業部から、活動の総括について保護観察所を通じて各保護司会へ情報提供し、保護観察所の機関紙や研修会等で庁内や保護司会にも周知の働きかけをしていただき、地域支援ネットワークづくりへの機運を高めた。

5. 事業終了後の継続予定があれば、その展望

- ☑ オンライン勉強会「しゃべり場」を開催。刑余者等支援の実践者を講師として招き、その知見や情報の共有を行う。/年5回
- ☑ スタディツアーを開催。更生保護施設・自立準備ホーム等の社会資源施設を訪問・参観し、実際の支援の場を学び、刑余者等支援に関する理解促進をはかる。/年1回
- ☑ ワークショップを開催。リアルに集い顔の見える関係づくりを行い、支援者ひとり一人が持っている能力やスキルを可視化し、ネットワークをつくる。/年1回
- ☑ 立ち直りカフェ&勉強会を開催。（カフェ・交流会：お茶を飲みながら気軽に話せる居場所/勉強会：ゲスト講師によるミニ講座・勉強会/テーマ：生きづらさ・回復・地域支援など）/年4回

私たちと一緒に活動して下さる方、お待ちしております！
お問い合わせ：tachinaori.suginami@gmail.com 【立ち直り杉並】

⑤世田谷支部

活動時期： 2024年4月～2026年2月

1. 事業に参画した目的

オレオレ詐欺から始まり、パソコンサポート詐欺、ロマンス詐欺、警察官騙り詐欺、投資詐欺など、詐欺被害が拡大・多様化しています。経済的損失はもとより、精神的ダメージや家族関係の悪化など、被害後にもたらされる影響は極めて甚大であるものの、「詐欺被害者支援」はほとんどの場合、犯罪被害者支援の枠組みに入っていない現状があります。そこで、本事業の一環として「詐欺被害者支援」に取り組めないかと企図し、申請。承認されて、参画に至りました。

2. 1の目的の実現のために計画・実施した活動の骨子

- ①詐欺被害者の実態の把握（関係者へのヒアリングや警察へのヒアリング）
- ②詐欺被害者支援の方法の検討
- ③詐欺被害者支援のパンフレットの作成
- ④警察署との連携（被害者関係者へのパンフレットの配布）
- ⑤詐欺被害者支援（2024年10月～）

3. 2の内容とその結果

①詐欺被害者の実態の把握（関係者へのヒアリングや警察へのヒアリング）

ケアマネジャーや警察など、高齢者や被害者に関わる機関や職種の方を対象に、ヒアリングを行いました。その結果、「被害者に実際に出会ったことがある」という援助職が、ごく僅かしかいなかったことがわかりました。詐欺被害の拡大が報道で連日伝えられるなか、意外な結果でしたが、推察するに、被害に遭っていても話したくなくて黙っていたり、話す機会がなかったりして、援助職の耳に入っていなかったというケースもあるのではないかと考えられます。

②詐欺被害者支援の方法の検討

被害者関係者とヒアリングから、本人への精神面のケア、さらなる被害を防ぐための防犯対策、家族関係修復のサポートなど、一連の支援のニーズがあることを把握し、その専門家への協力・連携のあり方を検討しました。

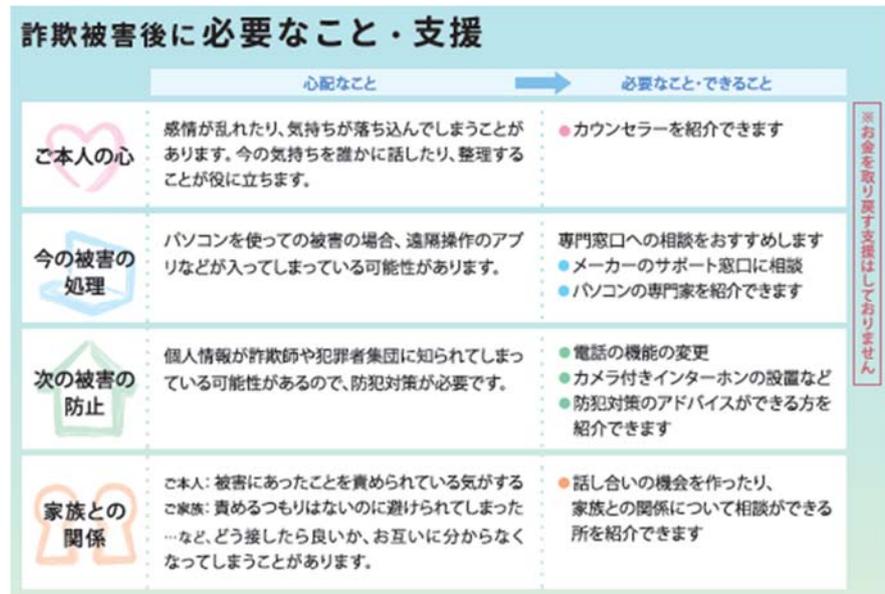
③ 詐欺被害者支援のパンフレットの作成

デザイナーと契約をし、パンフレットを作成し、印刷をした。

(三折り・表紙)



(三折り・中面)



④ 警察署との連携 (被害者関係者へのパンフレットの配布)

北沢警察署・成城警察署と協力・連携を取り付け、2024年10月から北沢警察署で、11月から成城警察署で、被害者・被害者家族に直接パンフレットの配布を開始するとともに、管内の毎月の被害傾向に関してヒアリングを行いました。

警察から直接被害者へ、パンフレットを渡していただくことから始め、どれくらいの反応があるのか効果測定を行いつつ、実際にどんなことが求められるのか、試行的に丁寧に行えるようにスタートさせました。

⑤ 詐欺被害者支援 (2024年10月～)

毎月のように詐欺の手口が変わり、押しかけ強盗が増えてきたと思ったら、SNSを通じた詐欺も拡大しています。被害者の“層”もオレオレ詐欺の被害対象は高齢層が中心でしたが、もはや年代は関係なくなってきたようです。被害届が出されないケースも増え、ネット上に情報を出す必要を感じ、東京社会福祉士会のホームページに期間限定で、当支部の活動(詐欺被害支援の相談窓口)をお知らせする情報を掲載しました。

この間、6件の被害者から相談があり、対応しました。

また、市原青年矯正センターから依頼を受け、受刑者を対象に、「詐欺の被害者への影響」について講演する機会をいただきました。

4. 振り返って、1の目的をどれだけ実現できたと考えるか

- ・ 支援策の検討、パンフレットの作成、警察との連携などを通じて、今日的課題である「詐欺被害者支援」に着手することができました。
- ・ 深刻な被害を受けた詐欺被害者との接点を得られ、実際に話を聞いたり、訪問したり、必要な支援を紹介するといった、支援の経験を積むことができました。
- ・ 詐欺被害者に対して「情報をどう届けるか」については、現在もなお課題であると感じています。

5. やってみて新たに発見できた課題や障壁

- ・ 詐欺被害者の被害は、経済的なダメージもさることながら、その後の生活に深刻かつ甚大な影響を及ぼすことがわかりました。一瞬にしてこれまでの貯金が全て失われ、返ってくる見込みもない——というのは、思い出すだけで想像を絶する後悔と絶望に本人を引き戻す、悪夢のような現実です。元の生活や心境を取り戻すことが大事だといっても、それは容易なことではありません。しかも、「加害者グループに個人情報が出てしまったことによる『更なる被害に遭うのではないか』という不安」が、被害者をさらに苦しめ続けています。
- ・ 有効な支援策がなくとも、近くに理解者であり、支援者であり、専門家である存在がいることは、精神的な安心につながることもわかりました。有効な紹介先がなくとも、迅速に会うことが大事です。
- ・ 警察から伝えられる「お金は戻ってこないと思う」などの表現に、被害者は「2次的な傷つき」を感じていることもわかりました。このことは、警察とも共有しました。

6. 事業終了後の継続予定があれば、その展望

詐欺被害は拡大しており、被害者は増え続けています。この事業を通じて、詐欺被害者への深刻な影響を理解することができ、また、必要な支援も徐々にわかってきました。片手間のボランティアでの支援のため、なかなか広く展開することが難しいですが、支援の継続と支援が広がるような試みをしたいと考えます

⑥西多摩支部

活動時期： 2023年9月～2026年2月

1. 事業に参画した目的

罪を犯した過去を持つ人たちが、悩み事や困りごとを抱えることなく、必要な社会資源につながりながら、安心して社会生活を送れるよう支援するために参画しました。

2. 1の目的の実現のために計画・実施した活動の骨子

研修・勉強会、交流会、啓発活動および相談援助事業を計画・実施しました。

3. 2の内容とその結果

●研修・勉強会（いずれも西多摩社会福祉士会と共催）

- ①2024年9月26日「刑事司法と福祉について」（於：あきる野ルピア3階 ルピア産業情報研修室）
- ②2025年1月29日「更生保護について」（於：青梅市福祉センター2階 第4集会室）

●交流会（いずれも西多摩社会福祉士会と共催）

西多摩社会福祉士会は多市町で構成されており、高齢者福祉や障害福祉分野の支援者は層が厚く、経験も豊富である一方、更生保護・司法福祉に携わっている支援者は少数で、関心の低さが課題であると考えられました。そのため、まずは、実践者が現実（例：少年院内での支援と仮退院後の支援体制など）を伝えることを目的に、交流会を開催しました（計5回）。

- ・2023年12月9日 7名 社会福祉士
- ・2024年8月3日 4名 社会福祉士
- ・2024年12月6日 5名 社会福祉士
- ・2025年8月22日 7名 社会福祉士
- ・2025年12月12日 12名 社会福祉士

●啓発

2025年9月14日(日)駅西盆踊りにおいて、地域住民に更生支援のパンフレットを配布

●相談援助事業

実績 実人数:1人 回数:4回

4. 振り返って、1の目的をどれだけ実現できたと考えるか

- 福祉関係者へ更生保護分野に関する啓発を行いました、浸透するまでに至りませんでした。
- 社会福祉士自身が関心を持たない分野に対して介入を試みることは、簡単ではありませんでした。説明だけでなく、杉並支部やおおた支部のように、参加型のイベントを催すことが有用であったのではないかと考えられます。

5. やってみて新たに発見できた課題や障壁

一般市民（特に男性）が更生保護分野に関わることは、極めて難しいことがわかりました。また、話だけでなく、映像で見てもらおうほうが理解を得られることもわかりました。

西多摩は範囲が広過ぎ、各市町ごとに活動する意識が強く、支部全体で団結力を築くことは難しいと感じました。

6. 事業終了後の継続予定があれば、その展望

残念ながら、西多摩支部単体としての継続は、現時点では見込めない状況です。事業部（支部）の後継となる取り組みが行われるのであれば、当該取り組みに対して個人単位での参画という形で関わり続けるメンバーがいるやもしれません。

⑦ 三鷹武蔵野支部

活動時期： 2024年4月～2026年2月

1. 事業に参画した目的

三鷹武蔵野地区において、三鷹市、武蔵野市ともに「再犯防止推進計画」が進められており、かねてより、武蔵野市の推進計画の主管部署と思われる武蔵野市役所健康福祉部地域支援課との繋がりがあるため、立ち直り事業の三鷹武蔵野支部（以下当支部）活動として、啓蒙活動、居場所作り、他の専門職との連携に取り組むことを目的としました。

2. 1の目的の実現のために計画・実施した活動の骨子

1. 居場所「休日カフェ Meets」（居場所事業）

支部長が関わる地域支援活動の関係で、立ち直り支援が必要な人の居場所活動を継続実施。

2. ケアリンピック武蔵野 2024 演題発表（上映会・啓発イベント）

2024年11月30日、「ケアリンピック武蔵野2024～広げよう！まちぐるみの支え合い」（主催：ケアリンピック武蔵野2024実行委員会、共催：武蔵野市）で、演題発表及びポスター発表を行いました。「ケアリンピック武蔵野」は、市内で看護・介護に従事する方々が誇りをもって働き続けられるようにと始まった武蔵野市の独自イベントであり、立ち直り活動とは何か、それに取り組む当支部の活動を紹介しました。

3. 「プリズン・サークル」上映会（上映会・啓発イベント）

2025年11月2日、武蔵野市の武蔵野スイングホールにおいて、当支部主催、三鷹武蔵野社会福祉士会共催、北多摩東地区保護司会武蔵野分区後援にて、映画「プリズン・サークル」の上映会を開催しました。幅広い告知活動により、映画閲覧希望者が定員を超えて来場し、防災上の制約から入場を断るほど盛況となりました。

4. その他、他の専門職との勉強会を適宜実施（研修）

3.2の内容とその結果

1. 居場所「休日カフェ Meets」

居場所の提供や参加者の確保等では苦勞もありましたが、今後の活動のヒントが得られました。

2. ケアリンピック武蔵野 2024 演題発表

ケアリンピックは、福祉の現場で働く福祉職の活動発表を主目的としていますが、当支部の発表により「立ち直り活動とは何か」を説明し、それに取り組む当支部の活動を紹介できました。

3. 「プリズン・サークル」上映会

幅広い告知活動により、映画閲覧希望者が定員を超えて来場され、防災上の制約から入場を断らざるをえないほどの盛況となりました。福祉関係者でも、刑務所や受刑者の様子、再生プログラムを知らない人が多く、啓蒙活動としては、十分な成果を上げることができたものと評価しています。

4. 他の専門職との勉強会

2025年度より数回実施してまいりました。まだ数名でスタートしたばかりの状況です。

4. 振り返って、1の目的をどれだけ実現できたと考えるか

まず、目に見えた成果としては「プリズン・サークル」上映会が大盛況であったことが特筆されます。上掲のとおり、啓蒙活動としては、十分な成果を上げることができたものと評価しています。

「居場所づくり」は、今後の大きな課題として位置づけられますが、実際に実施した経験を踏まえて、今後の実施に対する展望を得ることができました。

「ケアリンピック」は、他の福祉職や組織と繋がりを作る有効なきっかけとなるので、発表できたこと自体に大きな成果があったと考えています。

「他の専門職との勉強会」は、諸般の事情により有志による活動を行っていくものとして、その端緒となっています。

5. やってみて新たに発見できた課題や障壁

これまで地区会で取り組んでみたいと考えていた構想が、事業推進のバックアップを受けることで、実現に移すことができたのだと言えます。今後、予算の制約がある地区会でどのように進めていくかを十分検討し、実現可能なことを実施継続していくことが重要であると考えます。

地区会のメンバーのうち、立ち直り事業に積極的に取り組みたいメンバーが当支部のメンバーになった次第ですが、支部メンバーにならなかった地区会会員との意識のギャップは想定以上に大きいとも思われ、そこをどう埋めていくかが大きな課題と位置づけられます。

6. 事業終了後の継続予定があれば、その展望

現在のところ、地区会または有志による活動の継続あるいは発展の可能性を模索しているところです。

⑧北区支部

活動時期： 2025年5月～2026年2月

1. 事業に参画した目的

北区社会福祉士会の会員から、「仕事で関わる対象者のなかに窃盗の常習者がいて、その対応に苦慮している」との声も上がっていて、会のなかでも司法福祉にかかる課題意識が醸成されつつあったところへ、今回の「立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部」立ち上げの話がありました。これを受け、北区社会福祉士会として参加するか話し合いを行い、「1年かけて検討すること」を決め、地域支援ネットワーク事業部の部長さんや保護観察所の方、保護司の方をお呼びしてお話を伺ったり、府中刑務所の見学会を行ってまいりました。このようなプロセスを経て、2025年度の総会において、新たに北区支部として参加することに決まりました。

これまで北区社会福祉士会の活動では身近でなかった「罪を犯した人の立ち直り支援」や再犯防止条例の制定に向けた取り組みにも目を向けて、住みよいまちを目指した北区社会福祉士会の活動の一つに位置づけることを、目的としています。

2. 1の目的の実現のために計画・実施した活動の骨子

2025年度の実施の目玉事業として、①映画「プリズン・サークル」の上映会、②府中刑務所での刑務官とのワークショップの開催——を計画しました。

この2事業の後援を北区と北区社会福祉協議会にお願いするにあたり、担当者へのご挨拶やお礼などを通して、関係強化を図ることができました。また北区以外の社会福祉士とも連携を取ることができました。

3. 2の内容とその結果

映画「プリズン・サークル」上映会は2025年11月15日に開催し、96名の参加者がありました。大学で刑事政策に関する授業をされている先生や生徒さんを始め、北区内の大学の学生やケアマネージャの方々など幅広い方の参加がありました。

府中刑務所でのワークショップに向けては、法務省内での市民ワークショップを手掛けてきたファシリテーターをお招きして、9月、11月、12月に府中刑務所でのワークショップに向けてのレクチャーを行ってもらい、1月22日の府中刑務所ワークショップには社会福祉士など41名、府

中刑務所職員20名で、受刑者の退所に向けた足り組みについてワークショップを実施しました。ワークショップに先立って府中刑務所長による所内の見学と説明もあり、充実した内容となりました。

また、2月にはファシリテーターの方も参加して、今後の北区支部の活動について前向きに取り組んでいきます。

4. 振り返って、1の目的をどれだけ実現できたと考えるか

予定していたプリズンサークル映画上映会と府中刑務所ワークショップは、参加者も多く盛況でした。

また、区内の他の団体のケアマネジャーの会や保護司会とは、連携を今後も模索してしていく予定です。

5. やってみて新たに発見できた課題や障壁

2事業を行うことでチラシを作成し、チラシを持って北区の担当課や北区社会福祉協議会に行くきっかけができたことが、大きいと感じました。また、北区社会福祉士会のホームページを新たにyoutubeで作成し、一般の方も北区社会福祉士会の活動を知ってもらうツールを作れました。

北区にはまだ再犯防止条例が制定されていません。担当課は決まっていますが、条例作成に向けた準備会の立ち上げも、今のところ無い状況です。区の担当課とも連携して、広く区民に再犯防止について、広く訴えていくことが必要と考えています。

6. 事業終了後の継続予定があれば、その展望

北区支部では、刑務所内や法務省内でのワークショップのファシリテーターの経験のある「東京ソーシャルデザイン」さんとともに、今後も一緒に活動をさせていただき、来年度も見学会やワークショップを実施できればと考えています。

また区内の介護・福祉関係者とも連携を取り、息の長い活動としていく予定です。

Chapter 5

広報に関する報告

本事業遂行にあたって、東京社会福祉士会の公式サイト内に「立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業特設ページ」を立ち上げて、事業内容の周知や各種研修・イベントの開催情報等の発信・共有に努めてまいりました。また、取り組み内容および実績の“見える化”を通じて、「過去に犯罪や非行をした人に対する支援」にかかる共感・理解の輪を広げるべく、広報誌『All Right (オーライ)』を3か月に1回の頻度でオンライン発行（PDFを前掲特設ページに掲示）してまいりました。

1. 広報誌「All Right」

「All Right」は、取り組み内容および実績の“見える化”を通じて、「立ち直り支援」にかかる共感・理解の輪を広げることを目的とした広報誌です。キャッチフレーズは《立ち直り支援と地域共生に関わる皆さまにお届けする東京社会福祉士会の「瓦版」》。3か月に1回（1月・4月・7月・10月）、PDFにて配信し、事業期間中にのべ9号分を発行してまいりました。

内容は、支部から寄せられた実践報告や、司法福祉にかかる最新動向、シンポジウムの再現、今後に予定されているイベントなど、様々です。末尾には、運営部員の持ち回りによる「リレーコラム」（専門も背景も異なる第一線の社会福祉士が、それぞれの立場・視点から「立ち直り支援」に寄せる“思い”を本音ベースで綴ったショートエッセイ）を毎月掲載しました。

なお、「All Right」という媒体名は、

1. 「大丈夫／うまくいく（All Right!）」

2. 「誰にも（All）、幸せになる権利（Right）がある」

という2つの意味を込めて命名したものです。

All Right各号の概要

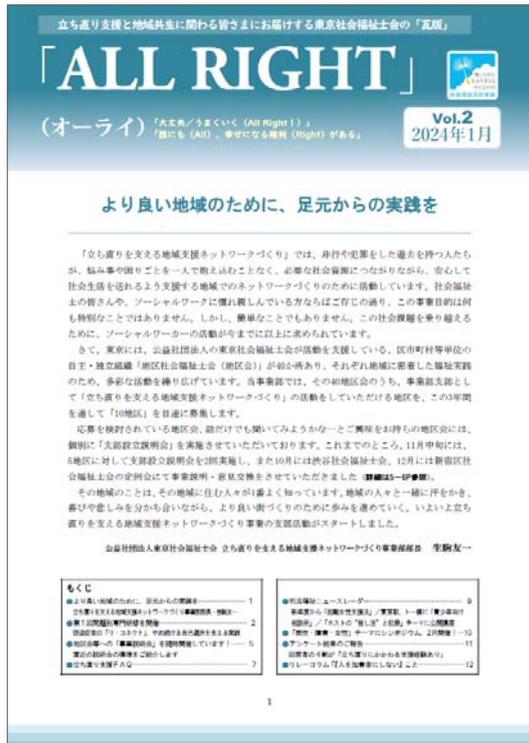
Vol.1（2023年10月）



内容

- 事業部長あいさつ
「皆様のご支援のもと、ネットワークづくりに邁進」
- 立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業の概要
「懐の深い共生・包摂の地域づくり、皆様の手で、ぜひ実現を！」
- 地区会の皆さまにプレゼンテーション
「誰一人取り残さない地域づくり」、
“はじめの一歩”を踏み出すチャンス
- 司法福祉ニュースレダー
・ 居住支援拡充に向け、
住宅・福祉・司法の連携強化促進へ
・ 東京都で「立ち直り支援者向け再犯防止研修会」を開催
- 12月に「窃盗症者」で第1回専門分野研修、
受講者募集中！
- アンケートへのご協力を何卒よろしくお願い致します
- リレーコラム
『ダメ。ゼッタイ。』を越えるインパクトを」

Vol.2 (2024年1月)



内容

- 事業の進捗報告
「より良い地域のために、足元からの実践を」
- 開催報告：第1回問題別専門研修
「窃盗症者の『リ・コネクト』—— “やめ続ける自己選択”を支える実践」
- 地区会等への説明会
「事業説明会」を随時開催しています！
- 立ち直り支援業FAQ
「事業部に寄せられたご質問にお答えします！」
- 司法福祉ニュースレダー
・ 新年度から「困難女性支援法」
・ 東京都、ト一横に「青少年向け相談所」
・ 「ホストの“推し活”と犯罪」テーマに公開講座
- 居住・障害・女性をテーマにシンポジウム、2/12開催
- アンケート結果のご報告
回答者の4割が「立ち直りにかかわる支援経験あり」
- リレーコラム
『「人を加害者にしない』こと」

Vol.3 (2024年4月)



内容

- 「立ち直り杉並」、キックオフイベント開催
——地域に幅広く参加を呼びかけ、交流促進
講演「再犯防止・更生支援施策の現状と地域連携の課題」
- 広域ネットワークシンポジウム開催
「共に生きる、輪を広げる—— 居住支援、障害者支援、女性支援」
- 「事業説明会」を随時開催しています！
- 基礎的研修1：市販薬と大麻の乱用・依存を考える
- 立ち直り支援FAQ
「事業部に寄せられたご質問にお答えします！」
- 司法福祉ニュースレダー
・ 第2次再犯防止計画——
ぜひ“地元”の状況をご確認あれ
・ 施行まで1年余、「拘禁刑」創設と
「保護観察付執行猶予」の見直し
- 2023年度事業報告
当初ビジョンを具現化、次年度につながる活動
- リレーコラム
「立ち直りに関わっていくということ」

Vol.4 (2024年7月)



内容

- 拡大運営部会を開催
「立ち直り支援」の関係者一同で“初顔合わせ”
- 地区の動き
・ 北区社会福祉士会（事業の説明・質疑応答）
・ おおた社会福祉士会（TSネット全国大会／定例会）
- 立ち直り支援FAQ
「事業部に寄せられたご質問にお答えします！」
- 司法福祉ニュースレダー
・ 滋賀県での保護司殺害事件を受けて
- 専門分野研修2：開催告知
- 基礎分野研修2：開催告知
- 第2回広域ネットワークシンポジウム開催告知
- Informaion
・ 支部設立、今年度は残り1枠
・ 実践研究大会で演題募集中
- リレーコラム
「立ち直り事業部に期待すること」

Vol.5 (2024年10月)



内容

- 2024年夏、各支部の活動も“激アツ”だった——
草の根の地域支援ネットワークづくり、一挙報告！
・ おおた支部「拡大定例会」：コミサガひろしまの活動
・ おおた支部「拡大定例会」：犯罪をした人たちの被害
・ 杉並支部「しゃべり場」：受ける側からみた支援
・ 西多摩支部「講演会」：刑事司法と福祉
・ 江東支部「講演会」：依存症への理解
- 基礎分野研修Ⅱの開催報告
本人の“自律的な意思決定”を引き出し、
納得のいく決断を支援する「動機づけ面接」
- 関係機関と連携体制構築：東京保護観察所と意見交換
- 専門分野研修Ⅲ：開催告知
- 基礎分野研修Ⅲ：開催告知
- 司法福祉ニュースレダー
・ 来年6月に迫る「拘禁刑導入」、各刑事施設での対応は
・ 保護司制度見直しで検討会最終報告、改正法案提出へ
- リレーコラム
「更生保護施設職員の役割とは」

Vol.6 (2025年1月)

立ち直り支援と地域共生に関わる皆さまにお届けする東京社会福祉士の「互版」

「ALL RIGHT」

(オーライ) 「大丈夫／うまくいく (All Right)」「誰にも (All)、幸せになる権利 (Right) がある」

Vol.6
2025年1月

●広域ネットワークシンポジウム
支援者として“生きづらさ”に向き合うということ

東京社会福祉士の立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部は昨年9月29日、第2期目となる広域ネットワークシンポジウムをオンラインと会場併用のハイブリッド形式で開催し、医療・司法（障害）・若者支援という領域から、立ち直り支援にあたっての“生きづらさへの向き合い方”について語り下しました。

「医療」に関しては医療法人社団大和会大内病院の存得之院長から、「就労（障害）」に関しては社会福祉法人武蔵野会の高穂信光理事長から、「若者支援」に関しては、NPO法人しあわせの川崎タナシ代表理事から、日本業界のなかで関わる立ち直り支援に関する取り組みについてご紹介をいただき、それをベースにパネルディスカッションで語り下しました。コーディネーターは第1期と同様、全国更生保護法人連盟の今福章二理事長にお任せいただきました。

左から右へ：榎本 謙、高穂 信光、田中 浩二、今福 章二、川崎 タナシ

<p>●目次</p> <p>●広域ネットワークシンポジウム開催 支援者として“生きづらさ”に向き合うということ</p> <p>●各分野の活動状況 (2024年秋)</p> <p>●「つながり」づくりの原点——「関心を寄せ、話を聞く」</p> <p>●「つながり」づくりの原点——「関心を寄せ、話を聞く」</p> <p>●司法福祉ニュースレター</p> <p>●リーコラム</p>	<p>●実践研究大会2024開催：当事業部の発表に関心集まる</p> <p>●司法福祉ニュースレター</p> <p>●リーコラム</p>
---	--

内容

- 広域ネットワークシンポジウム開催
支援者として“生きづらさ”に向き合うということ
- 各支部の活動状況 (2024年秋)
 - ・あだち支部「講演会」開催：更生保護施設と地域連携
 - ・杉並支部「しゃべり場」：矯正施設の社会福祉士
 - ・三鷹武蔵野支部：「ケアリニック武蔵野」で発表
 - ・世田谷支部：詐欺被害者向けにパンフレット配布開始
 - ・町田地区説明会、地区の保護司会長による講演
- 専門分野研修Ⅲ：開催報告
発達障害・知的障害児者への「暮らしのルール」の伝え方
- 実践研究大会2024開催：当事業部の発表に関心集まる
- 司法福祉ニュースレター
 - ・令和6年版犯罪白書：刑法犯の認知件数はV字増加？
 - ・令和6年版再犯防止推進白書：当事者と支援者の語り
- リーコラム
「支援に対する関心の高まりを、どう次につなげるか」

Vol.7 (2025年4月)

立ち直り支援と地域共生に関わる皆さまにお届けする東京社会福祉士の「互版」

「ALL RIGHT」

(オーライ) 「大丈夫／うまくいく (All Right)」「誰にも (All)、幸せになる権利 (Right) がある」

Vol.7
2025年4月

●事業最終年度、誰一人取り残さない地域共生社会に向けて

「地域共生社会」とは、差別や偏見の目を向けられず、誰もが安心して誰一人取り残さない、例外的な困難を抱えた者も含めた社会のことです。誰一人取り残さない社会を実現するためには、誰一人取り残さない社会を実現するために「支え合いの輪」を築いていくことが、地域の絆の深さ・成熟の度合いを示しているといえます。適宜ではあります。

もちろん犯罪は、人の尊厳、財産、安全安心の生活基盤、心身、そして機会によっては生命をも奪う、取り戻すのが難しい「許されざる行為」です。しかし、犯罪を犯した人は、この世に生を受けた日から「特別な人」だたわけではありません。一人ひとりに尊厳があり、きつがけがあって、いまに返ります。生きづらさを抱え、孤独・孤立を暮らし、機会によってはそれ以前に自身に被害に遭いながらも周囲からの適切なケアを受けられれば、いよいよ生き直ったところまで歩んでしまった人が少なくないことは、皆様ご承知の通りです。

私たち、東京社会福祉士の立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部は、そう言う方々の「立ち直り」を側面から支えるために、休職給金を活用した更生保護法人日本更生保護協会を資金分配団体とする資金の助成を受けて、①地域において人と人、人と組織、組織と組織をつなぐネットワークを築いたり、②実際の支援に必要とされる知識・情報が広く行きわたるよう研修を実施したり、③出所後支援のコーディネートや社会資源とのマッチング——などに2023年度から取り組んでまいりました。

そして今年度(2025年度)は、事業の最終年度です。本事業が終了しても、引き続き各支部において活動を継続できるように、地域内での「顔が見えるネットワーク」づくりを強化させるとともに、社会的包摂促進と地域共生社会実現の協働として連携できるよう関係組織への働きかけを強化してまいります。引き続き皆様のご支援・ご協力をお願いいたします。

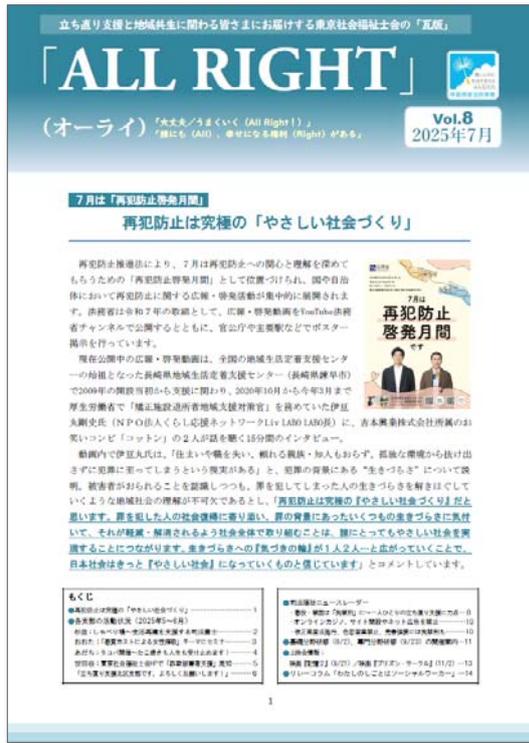
(公益社団法人東京社会福祉士会 立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部)

<p>●目次</p> <p>●事業最終年度、誰一人取り残さない地域共生社会に向けて</p> <p>●「つながり」づくりの原点——「関心を寄せ、話を聞く」</p> <p>●司法福祉ニュースレター</p> <p>●リーコラム</p>	<p>●事業最終年度、誰一人取り残さない地域共生社会に向けて</p> <p>●「つながり」づくりの原点——「関心を寄せ、話を聞く」</p> <p>●司法福祉ニュースレター</p> <p>●リーコラム</p>
--	---

内容

- 事業最終年度
「誰一人取り残さない地域共生社会」に向けて
- 私はこう考える——「社会福祉士が『立ち直り支援』に取り組む意味」
- 各支部の活動状況 (2024年冬)
 - “つながり”づくりの原点——「関心を寄せ、話を聞く」
 - ・杉並支部：救世軍スタディツアー
 - ・あだち支部：セミナー「刑務所内の食」
- 2025年度の新規支部設立募集
地区会で「地域づくり」実践に踏み出すチャンスです！
- これまでのQAの総まとめを一挙掲載！
- 司法福祉ニュースレター
 - ・改正刑法施行目前——執行猶予制度の見直しも
 - ・国際更生保護ボランティアの日に普及促進の催し
- リーコラム
「次に続く“つながり”づくりを」

Vol.8 (2025年7月)



内容

- 7月は「再犯防止啓発月間」
再犯防止は究極の「やさしい社会づくり」
- 各支部の活動状況
 - ・ 杉並：しゃべり場～生活再建を支援する司法書士
 - ・ おおた：セミナー「悪質ホストによる女性搾取」
 - ・ あだち：タコバ開催～たこ焼きも人生も受け止める！
 - ・ 世田谷：「詐欺被害者支援」受け付けてます
 - ・ 「北区支部です。よろしくお願いします！」
- 司法福祉ニュースレダー
 - ・ 懲役・禁固は「拘禁刑」に
 - ・ オンラインカジノ、サイト開設やネット広告を禁止
 - ・ 改正風営法施行、色恋営業禁止、売春強要には拘禁刑も
- 基礎分野研修・専門分野研修の開催案内
- 上映会情報：
 - ・ 映画『記憶2』（杉並支部）
 - ・ 映画『プリズン・サークル』（三鷹武蔵野支部）
- リレーコラム
「わたしのしごとはソーシャルワーカー」

Vol.9 (2025年10月)



内容

- 第2回拡大運営部会を開催
——広がる支援の輪、立ち直りを支えるために
- 各支部の活動状況
 - ・ おおた：地域集会「マチに回復共同体をつくる」
 - ・ 杉並：映画「記憶2」の上映会&トークセッション
 - ・ あだち：執行猶予者の「再出発」に伴走してみても
 - ・ 世田谷：詐欺被害者向け「相談窓口」を継続中
- 第3回広域ネットワークシンポジウムのご報告
公開事例検討会
SOSに気づき、受け止め、伴走し、地域をつくる
～支援者・支援機関の孤立を防ぐ“支え合い”の必要性～
——会場まるごと白熱の意見交換
- リレーコラム
「支援に対する関心の高まりを、
どう次につなげていくか」

2. 「立ち直り支援」特設サイト

本事業では、各種の告知事項の周知・共有を円滑かつ確実にできるように、東京社会福祉士会の公式サイト内に「立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業特設ページ」を立ち上げて情報発信に努めてまいりました。



公益社団法人 **東京社会福祉士会**
Tokyo Association of Certified Social Workers



【特設サイト】立ち直り支援の地域ネットワークづくり事業

「誰ひとり取り残さない地域づくり」“はじめの一步”を踏み出すチャンスです！

「立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり」とは

「立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり」とは、罪を犯した過去のある人の「立ち直り」を支援するために、地域において人と人、人と組織、組織と組織をつなぐネットワークを築いたり、実際の支援に必要とされる知識・情報が広くいきわたるよう研修を実施したり、出所後支援のコーディネートや社会資源とのマッチングなどに取り組む、一連の実践のことです。

「地域共生社会」とは、差別や偏見の目を向けられやすい人も含めて誰一人取り残さない、例外なき包摂へ向けた営みの先にあるものです。罪を犯した過去があっても、それをもって孤立に追いやられたり、生き辛さに圧倒されることのないように「支え合いの輪」に包摂していけるかが、地域の懐の深さ・成熟の度合いを示しているといっても、過言ではありません。



新着情報

2025年12月09日

北区社会福祉士会 府中刑務所内で行う立ち直り支援ワークショップ（2026年1月22日(木)開催）のご案内

2023年10月01日

アンケートご協力をお願い

当会会員の皆様に、「立ち直り支援」のご経験の有無等をお伺いする、全9問の簡単なアンケートです。（2～4分くらいで終了します）。何卒皆様のご協力をお願いします。

→ アンケートフォームへ（Googleフォーム）

→ アンケートの趣旨について

事業内容と実施体制

リンク集

広報誌 「All Right」

◎お問合せはこちらまでお願いいたします。
mail:tachinaori@tokyo-csw.org

◎掲示したコンテンツ

ホームページを通じて発信された情報は、▼事業の趣旨説明▼事業内容および実施体制▼本事業にかかる研修、シンポジウム、各種催しについての告知▼それらの開催報告——などです。

2023年10月～2026年1月の間に掲示してきたページ（ファイル）数は、以下の通りとなっています。

- ・ HTML：ページ数：40
- ・ PDF：ファイル数：37

◎ページビュー

アクセスログの解析を始めた2024年6月から2026年1月までのページビューは、HTMLページについては6万5,389件、PDFファイルについては4万2,297件（「All Right」を含む）でした。東京社会福祉士会のサイト全体のページビューに占める「立ち直り支援関連ページ」のページビューの割合は、HTMLが4.3%、PDFが5.8%ということでした。

それぞれの各月ごとの推移は下表のようになっています。

表 DL件数とページビュー

年月	立ち直り関連のダウンロード件数 (A)	東京社会福祉士会 HP全体の ダウンロード件数 (B)	割合 (A/B)	立ち直り関連の ページビュー (HTML) (C)	東京社会福祉士会 HP全体の ページビュー (HTML) (D)	割合 (C/D)
2024年6月	1,816件	31,008件	5.9%	3,214件	72,809件	4.4%
2024年7月	2,233件	36,156件	6.2%	2,254件	67,703件	3.3%
2024年8月	1,393件	32,052件	4.3%	2,129件	62,240件	3.4%
2024年9月	917件	24,528件	3.7%	2,096件	64,315件	3.3%
2024年10月	3,002件	46,235件	6.5%	3,492件	61,864件	5.6%
2024年11月	1,477件	32,778件	4.5%	1,876件	62,367件	3.0%
2024年12月	1,328件	28,934件	4.6%	2,026件	58,362件	3.5%
2025年1月	1,233件	28,451件	4.3%	1,649件	66,737件	2.5%
2025年2月	3,481件	37,452件	9.3%	2,649件	68,558件	3.9%
2025年3月	1,366件	21,494件	6.4%	2,052件	68,804件	3.0%
2025年4月	2,401件	45,419件	5.3%	2,733件	71,846件	3.8%
2025年5月	2,674件	33,126件	8.1%	3,564件	65,791件	5.4%
2025年6月	1,950件	38,495件	5.1%	3,873件	85,395件	4.5%
2025年7月	2,464件	46,199件	5.3%	3,071件	78,790件	3.9%
2025年8月	2,752件	50,919件	5.4%	4,059件	85,317件	4.8%
2025年9月	2,156件	59,142件	3.6%	3,451件	63,063件	5.5%
2025年10月	2,578件	35,193件	7.3%	12,937件	213,999件	6.0%
2025年11月	3,207件	40,904件	7.8%	3,034件	55,913件	5.4%
2025年12月	1,923件	32,173件	6.0%	2,901件	63,778件	4.5%
2026年1月	1,946件	31,212件	6.2%	2,329件	69,509件	3.4%
合計	42,297件	731,870件	5.8%	65,389件	1,507,160件	4.3%

Chapter 6

事業の評価に関する報告

本章では、本事業において事業目標がどのように達成されたのか・されなかったのか——にかかる分析をお示しします。「支部における活動」「事業部の活動」「その他当初想定しなかった成果や影響」「今後の展開と課題」に分けて記載します。

事業名に「ネットワークづくり」を掲げつつ、ネットワークが何を指すのか、支援とは何を行うことなのか、地域において社会福祉士がどのような立場で活動を行うのか。当たり前のように、突き詰めて考えると、迷い道に入ってしまうようなことばかりでした。自分の足元を見つめ、迷った時には仲間と話し合い、道筋を決めてきた2年9か月でした。取り組みたい課題に対して、時間も人材も足りないと感じます。本事業を通じて、それを解決するためのネットワークづくりに向けた数々のヒントが得られました。

1 支部の活動

事業目的は以下の通りです。

「地域福祉の増進という観点から、各地区会の所在する区市町村において、再犯防止の枠組みの内外で活動している組織と協働し、罪を犯した過去を持つ人たちも巻き込んだ支え合いの場を設けていく（前段）」

「こうした活動を通じて、罪を犯した過去を持つ人たちが悩み事や困りごとを抱えることなく、必要な社会資源につながりながら、安心して社会生活を送れるようにすることを目指す（後段）」

(1) 前段について

各支部の活動の詳細は前章までのとおりですが、活動の中心は「間接支援」でした。

勉強会や研修会等を通じた社会啓発の場を設け、そこでのつながりを通じて新たな課題やキーパーソンを見つけ、次の社会啓発の場につなげていくという形で、東京社会福祉士会には「過去に犯罪や非行のあった人を支援する体制があること」を広く知っていただくことができました。支部で実施する啓発活動に関わってくださった方のなかには、過去に罪を犯したことを明かしてご参加された方もおられました。あわせて、犯罪や非行を“自分ごと”として捉えてご参加されている方も一定数おられたのではないかと推察されます。

「対象者」と「地域の支援者」とに両極化することなく、誰もが“支え手”となる場づくりができたことは、意義深いことでした。

支部の活動は、東京社会福祉士会が支援する任意団体である「地区社会福祉士会」（2025年12月現在39か所）と協働して行われましたが、社会福祉士以外からも参加を募っての勉強会が支部・地区会共催で実施されたり、支部が設置されていない地区会においても、犯罪や非行を行った人に対する支援をテーマとした勉強会が開かれるようになったりしたことは、本事業によってもたらされた影響であり、成果であったといえます。

直接支援に乗り出した支部においては、支援の性質上、個別対応にならざるを得ない活動もありましたが、居場所活動を行った支部では、地域における支え合いの場を継続的に設けてきました。

以上、2年9か月の事業期間を通じて、ほぼ狙いに沿った事業展開ができたといえます。

(2) 後段について

犯罪や非行のあった人たちが「安心して社会生活を送れるようにすることを目指す」ためには、2年9か月という事業期間はあまりにも短く、期間限定の事業としては壮大な目的を掲げた反省があります。それでも、「罪を犯した過去を持つ人たちが悩み事や困りごとを抱えることなく」ではなく、抱えたままの生身の対象者と継続的に関わり、その時々で変化していくニーズに、ネットワークを活用して「必要な社会資源」を提案しながら、ともに揺れつつ前に進んで

いく支援は、**権力も利害関係もない地域の専門職団体だからこそ行うことのできる支援**である——という気付きがあり、改めて社会福祉士が行う伴走支援の必要性が明らかになりました。

犯罪や非行のあった対象者の抱える生きづらさは「高齢者」「障害者」「低所得者」といった属性に限定されるものではなく、人それぞれ背景・事情も異なります。それゆえに、地域ネットワークのもとで様々な支援者が連携して関わるのが有用であり、社会福祉の仕事そのものであると認識できました。

2 事業部の活動

本事業は、「地域福祉」と「司法福祉」がそれぞれの立場から働き掛け合って、互いに良い相乗効果を生むことへの“期待”が出発点でした。当初の想定や期待と、助成期間終了を控えた現状を以下に記します。

(1) 地域福祉の立場から

多くの社会福祉士は、福祉の現場で働くことを生活の糧としており、職務以外の活動、例えば地元の地域活動に参画することは、時間的にも金銭的にも、簡単なことではありません。ただ、社会福祉士の専門職研修において地域活動に寄せられる関心は高く、潜在的に一定以上の参加意向があることは推定されていました。本事業を通して、一歩を踏み出すきっかけを創出できたことは、成果の一つに挙げられるかと考えます。

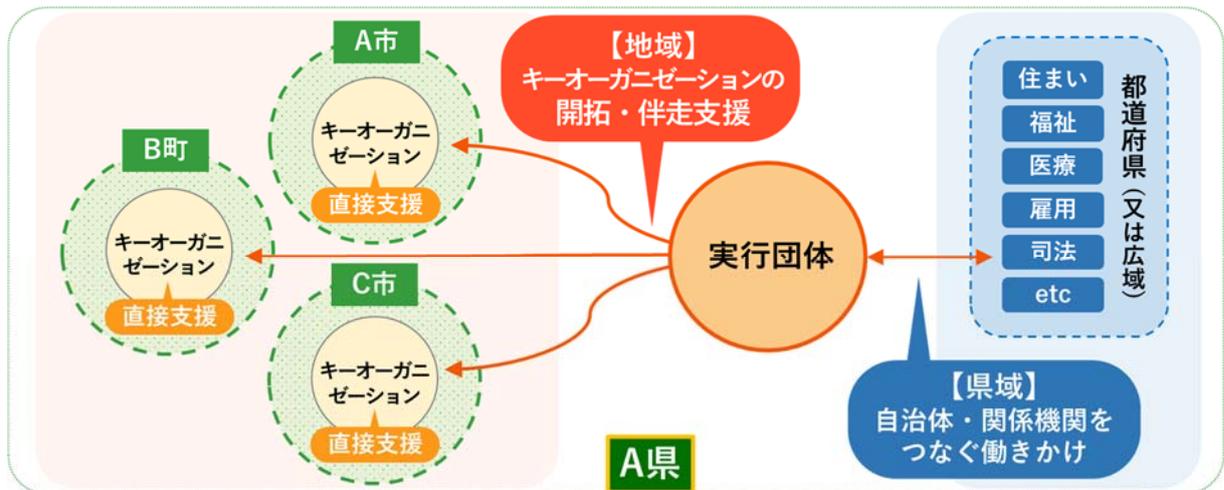
地区会におかれては、本事業を通じて、新たなつながりが生まれたり、すでにつながりのあった人や組織との関係を深めたりという形で、地域ネットワークの拡充に資していただけたのではないかと思料します。助成期間が終了して事業部が解消されても、地域における貴重な社会関係資本として、ぜひ維持・継続いただければ幸いです。

(2) 司法福祉の立場から

当初は、「刑事司法ソーシャルワーカー」と「地区会」が連携して支援を行い、その活動を助成する枠組みを考えていましたが、2023年4月、日本弁護士連合会が福祉的支援を必要とする被疑者等の更生支援計画書作成に係る援助金制度を新たに設けたことから、この部分に助成金を充てる必要がなくなったため、刑事司法の個別支援ケースは少数にとどまりました。

ただ、本事業を通じて、支部の支援者の力強さを感じることができました。今後は、支部や地区会で刑事司法の支援に携わった人が、刑事司法ソーシャルワーカーに登録してくださることを期待しています。

日本更生保護協会から示された県域単位での活動イメージ図(=後掲)を、東京都において実現させることを思い描いていましたが、地域ごとに状況も人も異なっている中でネットワークを築いていくため、この活動イメージ図のモデルを全ての地域に当てはめることができず、地域で活動をしている官民の支援者に事業部が持っているのと同じイメージを持っていただくことが難しかったです。



また、①刑事司法ソーシャルワーカーも地域資源の一つでありながら、地域内で存在の認知が広がっていない点や、②刑事司法ソーシャルワーカーが、「当地の地域事情に精通したソーシャルワーカー」を介して「釈放後の支援に直接携わる方々」の情報を十分に把握し、そのうえで支援を組み立てる流れが根付いていない点は、今後地域福祉と司法福祉の連携を進めるうえで、改善が必要なポイントであると考えます。

3 その他当初想定しなかった成果や影響、今後の展開と課題

上記のほか、本事業の中核を担った運営部員や支部にもインタビューを行いました。様々な人が様々な動機・立場から本事業に参画し、活動して、本事業を作り上げてきました。その一端を以下に示し、事業終了後、福祉の専門職である社会福祉士会と社会福祉士個人がどのように展開していくかの課題として残します。

(1) システム作り

- ・東京社会福祉士会として新たな組織を立ち上げ、活動システムを作ることの経験値になった。

(2) 地区会や地域における社会福祉士の役割

- ・8つの地区に支部ができた。支部を設置しなかった地区にも関心を持ってもらえた。
- ・更生保護という言葉を知らなかった人が、活動を通じてこの分野への知見を深めることとなった。医療も福祉も縦割りになっていて、連携や協働ができていない現実がある。でも一步を踏み出すことはできたので、すぐには変わらなくても、できなかったことよりもできたことを見て、続けていきたい。
- ・支部間の交流を続けて、地区会が地区でのいろいろな困りごとの受け皿の一つとして捉えてもらえるようにしたい。
- ・社会福祉士という職能は、伴走支援や居場所の提供、そのベースとなる地域支援ネットワー

- クの形成、地域への啓発活動などを通じて、犯罪や非行の予防に寄与できることがわかった。
- ・研修は回を重ねるごとに興味を持つ人が増え、この活動が認知されてきたと感じた。支援者の意識を変え、支援の視点を持つきっかけになった。いい効果があったのならやってみようかなと思ってもらえるかもしれない。
 - ・地域内でこれまでとは違ういろいろなつながりができ、範囲が広がった。地域内での勢力図が見えるようになった。

(3) 地域で捉えることの限界

- ・犯罪に至るプロセスは地域で生じたかもしれないが、国内の特定の地域や海外から、SNS等を通じて日本に住んでいる不特定多数をターゲットに行われる特殊詐欺など、犯罪が地域コミュニティとは関わりなく起きてきていることへの対応も必要。ある支部が活動に困難を感じたのもこの部分だった。→ミクロ、メゾ、マクロの違いを感じながらソーシャルワークの視点を持って話し合えるのが専門職の良いところ。成果が見えづらいなかで、協働できる相手ができて、心強い。

(4) 支援に対する考え方

- ・社会福祉士は地域の支援機関にいて、支援を必要としている人の近くで活動できる環境にある。長期的なかかわりを持って、環境を良くしていく働き掛けができることが強み。
- ・居場所活動はその場の活動だけでは済まない。個別支援や他の支援につなぐための人材が必要。また、次の担い手を見つけることが難しい。
- ・社会福祉士である保護司が増え、ネットワークづくりや他地域との連携が進んだ。その分、自分たちが、保護司と社会福祉士のいずれの立場で直接支援を行ったかの整理に踏み出せなかった。支部の中でももう少し突っ込んだ意見交換をすればよかった。

(5) ネットワークに対する考え方

- ・ネットワークは属人的なもの。ネットワークへの意識を持っている人が増えていくことで、個人的なつながりが縦横にめぐらされて、有機的になっていく。
- ・啓発のために支援活動を行っている講師を招いて講演会を開催したことで、他との行き来が生まれてネットワークのもととなった。細かいことの積み重ねがネットワークになっていく。5年後、10年後の何かにつながっていくといいと思う。
- ・ネットワークづくりの仲間に入りたい人が出てきた。「立ち直り」という言葉に「上から目線」を感じるという意見もあるため「地域支援ネットワーク」で再出発する。

(6) ソーシャルアクション

- ・役所の動かし方や、役所が動くとうなるかなどがわかってきた。これがソーシャルアクションなのだと思う。

あとがき

2022年冬、日本更生保護協会の休眠預金活用事業「立ち直りを支える地域支援ネットワーク創出事業」の募集を知り、刑事司法ソーシャルワーク活動の地域資源との連携を思い浮かべました。刑事司法ソーシャルワーカーに繋がった福祉的支援の必要な被疑者・被告人を判決後（執行猶予でも実刑でも）支援を行うにあたり、帰住希望地域にどのような資源があり、誰と繋がるのが良いかを、地域の社会福祉士会に相談できたら、より具体的な支援ができます。

他方、罪を犯した障害のある方が地域の事業所からサービス利用や就労を断られることもあり、地域の福祉関係者への啓発も痛感していました。自治体は各々制度や考え方が異なるため、地域ごとの対応が大切になるところ、「東京社会福祉士会には地区会がある。地区会のネットワークで、この問題がクリアできるのではないか」と考えたのが、応募のきっかけでした。

今回、私たちが行った事業には2つの柱がありました。支部活動と研修活動です。

1. 「支部活動」は、東京社会福祉士会の地区会に、地区ごとに立ち直り支援の活動をしていただくものです。

地区会は東京社会福祉士会の外部団体になっているため、地区会全体に呼びかけ、立ち直り支援事業部の支部を作ってください、普段の地区会活動とは別に組織していただきました。39地区会のうち、8つの支部ができました。各支部の活動は様々で、講演会や映画会等の啓発が中心のところや、居場所作りをしているところもあり、支部独自の取り組みが行われてきました。事業終了後も継続して独自の活動を展開する予定の支部もあります。

2. 「研修活動」は、①会員や関係者を対象とした刑事司法ソーシャルワークに関する研修、②関係機関・組織等とのネットワークの構築、③立ち直り支援にかかる理解促進・啓発の広報誌発行とWEBコンテンツの作成を内容とするものです。

①の「刑事司法に関する研修」では、クレプトマニアや性依存、未理解同調性といった個別の症状等に関するもの、刑法や更生保護法の改正のポイント、伴走型支援、動機付け面接、知的障害者・発達障害者に対する「暮らしのルールの伝え方」など、幅広い分野を網羅し、毎回150人前後の方にご参加いただきました。

②の「関係機関・組織等とのネットワークの構築」では、司法福祉に関する特徴的なテーマを3題ずつ選び、それぞれの分野の第一線で実践に取り組んでおられる識者の皆様にお越しいただいて、シンポジウムを組みました。そのうえで、締め括りとして、個別の事例をもとにシンポジスト・参加者の垣根を超えて討論する「公開事例検討会」を開きました。ただ、立ち直りに関係する社会問題を扱う団体は、それぞれにたくさんあるなかで、今回の事業を通じて、それら団体に横串を指す「罪を犯した人の立ち直りを支える地域ネットワーク」を確立するには至りませんでした。

③の「広報」に関しては、3か月に1回の頻度で活動報告や事業の進捗状況ならびに刑事司法関連の最新ニュース等を広報誌「ALL RIGHT」誌にまとめてホームページに掲載し、東京社会福祉士会の会員のみならず、多くの方にダウンロードいただきました。企画段階で、動機付け面接や依存症等の講義内容を繰り返し研修で利用できる映像資料の作成を検討していましたが、権利関係の整理や、コンテンツ作成の費用や工数に関する当初見通しが甘く、実現には至りませんでした。

本事業の実施体制は、会の事業推進センター内に、新たに「立ち直りを支える地域支援ネットワーク事業部」を立ち上げ、担当理事も置かれ、東京社会福祉士会全体の事業として取り組みました。会をあげて罪を犯した人々の立ち直り支援の事業を行うということは、一つの問題に特化した活動を行うということです。しかし、罪を犯した人は、年齢、性別、障害等々の、何か一つのカテゴリーにはまるものではありません。どの年代、どの性別、病気や障害のあるなしにかかわらず、複合的な問題、まさに多問題の結果が犯罪となることが多く、再犯の多さは福祉的支援の必要な人々に支援が行き届いていないことの表れといっても過言ではありません。それだけに、彼らの立ち直りを支えることは、広く人々の権利擁護に取り組む社会福祉士にとって、避けて通れない課題であると考えられます。

私たちは、今回の事業を通して、罪を犯した人の立ち直りを支えるネットワーク、それも地域で支援するネットワークシステムを構築することの難しさを学びました。

振り返ってみれば、本事業の展開は、個人のネットワークに負うところが少なくなかったように思われます。本報告書Chapter 3の「広域ネットワークづくり振り返りインタビュー」のなかで、今福章二先生が「**本人中心のネットワークは必ずしも同じものにはならない**」「**原型を行政が作り個々人へのアレンジは民間が行う**」と話されていましたが(56P)、東京社会福祉士会という、行政でも個人でもない組織はどこに向かえばよいのかが問われているのだと受け止めました。

個人のネットワーク（人脈）でつながっていくのが現状であれば、その個人のネットワークを集積・整理して、組織に所属する人（会員）が利用可能となるような“システム化”の作業が、今後取り組むべき課題であると考えます。

これは私の“夢”ではありますが、例えば、東京都下のネットワークづくりのハブとなるような「情報センター」（仮称）を東京社会福祉士会の中に開設することができたら…と強く希求しています。関係者の皆様のお力添えを賜ることができれば、幸甚に存じます。

2026年2月

公益社団法人東京社会福祉士会

立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部副部長 小林良子

**更生保護法人日本更生保護協会2022年度休眠預金活用事業
公益社団法人東京社会福祉士会
「立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業」(2023~2025)
にかかると活動報告**

発行日： 2026（令和8）年2月28日

発行所： 公益社団法人東京社会福祉士会
〒170 - 0005 東京都豊島区南大塚3-43-11福祉財団ビル5階
TEL 03-5944-8466
<https://www.tokyo-csw.org>

発行人： 岡野範子（会長）

編集人： 立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部

印刷所： 社会福祉法人東京コロニー 東京都大田福祉工場



Tokyo Association of
Certified Social Workers